

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第一部】 ツキノワグマの出没から県民の命と安全を守る緊急対策について				
<p>【第一部】 1、クマの出没状況をリアルタイムで地域住民に情報提供し、安全確保対策を強化すること （1）クマの出没状況について、市町村が警察とも連携し、リアルタイムで学校、保育施設等とともに地域住民・町内会等に情報を提供し、安全確保対策が講じられるようにすること。</p>	<p>これまで、県ではウェブサイトやSNS等を活用し、出没や被害の状況を踏まえた注意報や警報の発令、クマと遭遇した際の対処方法など、被害防止に関する情報の発信を行っています。 また、令和7年度一般会計補正予算(第5号)により、出没情報・共有アプリを作成するための予算を確保し、地図画面上でクマを目撃した地点を選択することで、県民がクマの出没情報を即時に共有することができるアプリを構築することとし、令和8年4月からの運用を予定しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ツキノワグマ被害防止対策事業費 19,330千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、クマの出没状況をリアルタイムで地域住民に情報提供し、安全確保対策を強化すること （2）クマ出没時の児童生徒の送迎に、保護者の協力とともにタクシーやスクールバスの活用を進めること。</p>	<p>県では、令和7年11月6日に行った国への要望において、教育施設等における安全対策の支援として、広大な県土を有する本県において、遠隔地から学校に通う児童生徒等や特別な支援を必要とする児童生徒を含む全ての子どもたちが安心して通学することができるよう、スクールバスの増便などの通学支援について、必要な財政措置を講じるよう、令和7年11月6日に国に対して要望したところです。 今後も引き続き、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、市町村教育委員会等と連携し、安全対策の徹底に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、クマの出没状況をリアルタイムで地域住民に情報提供し、安全確保対策を強化すること （3）学校・保育園・障がい者施設等にクマスプレーを配備し、児童生徒にクマ鈴を配布するなどの対策を講じること。クマ対策の学習と訓練を実施すること。</p>	<p>クマよけスプレーについては、県立博物館や県立美術館など、広く県民が利用する約70の県有施設に配備し、クマの出没に備えることとしています。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、クマの出没状況をリアルタイムで地域住民に情報提供し、安全確保対策を強化すること （4）クマ出没地域におけるパトロールと広報活動を強化すること。</p>	<p>県では、出没情報・共有アプリとして、地図画面上でクマを目撃した地点を選択することで、県民がクマの出没情報を即時に共有することができるアプリを構築することとしています。 また、市町村への補助として、市町村が実施するパトロールに対する手当について補助の対象としています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費(ツキノワグマ捕獲対策等) 188,225千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (1) 人の生活圏、市街地等に出没しているクマについては、出沒・移動経路を把握するとともに、被害が出る前に積極的に捕獲すること。</p>	<p>クマの移動経度となる河川敷等について、県管理河川における樹木伐採については、人身被害の発生場所や市町村からの要望などを考慮し、対象となる河川及び実施箇所を選定し、冬眠明けのクマの出没に間に合うよう、できるだけ早期に事業を実施することとしています。 次に、国が管理する市街地の河川における樹木伐採については、今般、国のクマ被害対策パッケージにおいて、河川における樹木伐採や草木の踏み倒しなどの促進が掲げられていることも踏まえ、国と調整しているところです。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (2) 緊急銃猟の体制を早急に確立し、市町村、猟友会、警察等との連携を強化すること。ハンターに対する報酬(出動手当、捕獲報酬等)を抜本的に改善し身分、待遇を明確にすること。花巻市の取り組みを参考に県統一基準を定めるなど市町村格差を是正すること。</p>	<p>野生鳥獣の捕獲等の業務については、市町村において「鳥獣被害対策実施隊」等を組織し、取り組んできたところであるが、県が新たに任用する野生動物管理専門員、いわゆる「ガバメントハンター」は、これらの取組に加えて、人員不足等により、緊急銃猟や有害捕獲等の業務に課題を抱える市町村を支援するものであり、これまで以上に市町村との連携を強化し、クマ被害対策に当たっていくこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費(ツキノワグマ捕獲対策等) 188,225千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (3) 吹き矢による麻酔捕獲者の早期養成と麻酔銃を使用できる捕獲者を養成すること。</p>	<p>麻酔捕獲体制の強化に向けて、麻酔吹き矢に対応できる人材を4人育成するための経費を令和7年度一般会計補正予算(第4号)に計上し、1月下旬から2月上旬にかけて、麻酔吹き矢の体制構築及び人材育成を図るための研修会(座学・実地)を実施したところであり、吹き矢による捕獲体制を構築することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ツキノワグマ被害防止対策事業費 19,330千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (4) 有害鳥獣被害対策実施隊の待遇改善(報酬、出動手当、捕獲手当)を図ること。</p>	<p>県では、ツキノワグマの捕獲頭数の増加等に伴い費用負担が増大していることを踏まえ、令和7年6月と11月に、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金について、有害捕獲活動等の上限単価を引き上げるよう要望しており、今後も、様々な機会を捉えて国に要望していきます。 なお、被害防止計画に基づいて市町村が実施し、負担する捕獲等に要する経費については、交付率「8割」の特別交付税措置があり、クマの捕獲に係る報奨金への活用も可能となっているところです。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (5) クマの出没地域・移動経路に箱わなを積極的に設置するとともに、AIカメラ、センサーカメラを配備すること。わな遠隔監視システムを拡充・強化すること。</p>	<p>人身被害防止対策として、令和7年度一般会計補正予算(第4号)により箱わなを購入・設置し捕獲の強化を図る取り組みを実施しています。 箱わなの確保と設置についてですが、箱わなは50基を猟友会に貸与して使用し、猟友会の見回り等の負担軽減のため、センサーカメラとセットで配備することとしています。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (6) クマの移動経路となっている河川のやぶ等の伐採を緊急に実施すること。国管理の河川については国に強く実施を要請すること。</p>	<p>県では、定期的な河川巡視により河川内の状況を把握し、随時、河川管理上、緊急性の高い箇所から、機動的、優先的に、河道掘削工事と合わせた立木伐採を実施しています。 国等の管理河川において藪の刈り払いが必要な場合の連携・協力体制を構築した上、引き続き、適切な河川管理に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (7) クマを誘因する柿や栗等の伐採を推進すること。そのための助成を行うこと。</p>	<p>クマの人の生活圏への侵入防止対策として、誘引物となる柿や栗の木等の伐採が有効であることについて、県民に対して周知しているところであり、国の経済対策補正予算を受けて、「岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金」の交付要綱を改正し、市町村が放任果樹の伐採、刈払いを含む緩衝帯整備を行う場合の費用についても補助対象としたところです。市町村から追加要望のあった経費については、経済対策補正予算案に盛り込み、必要な予算の確保に努めています。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、これまで、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市町村等が実施する放任果樹の伐採等への支援を行っているほか、多面的機能支払交付金制度を活用した、鳥獣緩衝帯の整備・保全管理や農地周りの藪等の伐採に係る取組を支援しています。 今後も、市町村や関係団体等と連携しながら、ツキノワグマ被害対策の強化に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費 486,675千円</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (8) クマ出没地域等で積極的に電気柵を設置し、草刈等の実施を推進すること。監視体制を強化すること。</p>	<p>クマの侵入防止対策の一つとして電気柵の設置がありますが、県では、市町村の鳥獣担当・観光担当、市町村教育委員会、県・市町村の観光協会を対象とした、ツキノワグマによる被害防止対策研修会を開催し、電気柵の特徴や設置事例について説明を実施しました。 さらに県では、国の経済対策を受けて、「岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金」の交付要綱を改正し、クマの出没防止対策として、市町村が恒久的な電気柵を設置する場合の費用について補助対象に追加しました。 なお、市町村から追加で要望があった事業に要する経費については、令和7年度一般会計補正予算(第5号)で計上するなど、必要な予算の確保に努めています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ツキノワグマ被害防止対策事業費 19,330千円 指定管理鳥獣対策事業費(ツキノワグマ捕獲対策等) 188,225千円</p> <p>県では、これまで、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市町村等が実施する農地への電気柵等の設置を支援してきたところです。 こうした中、ツキノワグマの捕獲頭数の増加等に伴い費用負担が増大していることを踏まえ、令和7年11月に、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金について、電気柵設置の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 今後も、市町村や関係団体等と連携しながら、ツキノワグマ被害対策の強化に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 鳥獣被害防止総合対策事業費 486,675千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること (9) クマの個体数が大幅に増加していると予想されることから、地域ごとに精密な個体数調査を行い、ツキノワグマの管理計画を見直すとともに、緊急の個体管理の対策を講じること。</p>	<p>現在、県で採用している生息状況調査(ヘアトラップ法)については、北奥羽地域、北上山地地域での調査により、県内全域の生息頭数を推計しているところですが、この調査は、トラップを仕掛けた付近の個体の生息状況を把握するものであり、調査地点を含む個別市町村全体の生息状況を示すことは難しいと考えます。 県では、国主体のモニタリング調査等の実施について、県の行政界をまたぐ各地域個体群(クマ類)の適正な保護・管理を推進するため、国が組織体制を強化した上で主体となり定期的にモニタリング調査を行い、分布状況や個体数を把握するほか、人とのあつれきを軽減する施策に取り組むことについて、環境省に令和7年11月6日付けで要望を行っているところです。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 3、災害並みの異常事態に対応する県、市町村の体制の強化を図ること （1）県の「ツキノワグマ緊急対策チーム」を拡充し、秋田県の「ツキノワグマ被害対策支援センター」の取り組みを参考に、市町村等からの相談に専門職員が対応し、助言や現地指導が行えるようにすること。</p>	<p>県では、環境保健研究センターに鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する職員を2人を配置し、また、本庁自然保護課に獣医師2人を配置し、市町村からの相談に対応しています。 令和7年度は民間の野生動物専門業者と委託契約し、専門人材から助言、指導をいただく事業を実施することとしており、クマの生態や捕獲に関する知識を共有することで、職員の資質向上を目指すとともに、専門的知識を今後の施策に反映させることとしています。 また、クマの生態に詳しい任期付専門職員を令和8年度から採用することとしています。 今後は、他県の例も参考にしながら、引き続き専門的知見を活用する体制の整備について研究を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等） 188,225千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 3、災害並みの異常事態に対応する県、市町村の体制の強化を図ること （2）ガバメントハンターの確保、クマ対策の専門職員の配置など県のクマ対策の体制を強化すること。</p>	<p>県では、公務として捕獲事業に従事する職員として、野生動物管理専門員、いわゆるガバメントハンターを令和8年3月から任用することとしています。 野生動物管理専門員は、狩猟免許を有した者を任用することとしています。また、捕獲事業に従事する職員他に、野生動物に係る専門的知見を有した者を、任期付職員として採用することとしています。 野生動物管理専門員については、県の指定管理捕獲等事業により、わなや銃猟に従事することを予定し、捕獲者の少ない市町村について、銃猟や現場の支援を行うことを想定しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等） 188,225千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 3、災害並みの異常事態に対応する県、市町村の体制の強化を図ること （3）すべての市町村で「クマ出没対応マニュアル」を作成し、訓練等を実施するとともに、クマ対策の専任職員の配置に取り組むこと。</p>	<p>国の緊急銃猟ガイドラインの策定を受けて、「岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアル」を改定するにあたり、市町村に対して事前に、鳥獣保護法に基づく捕獲許可基準、国ガイドラインの策定に伴う県マニュアルの改正内容についての説明会を開催し、市町村の理解に努めたところです。 また、緊急銃猟を実施する市町村の求めに応じ「岩手県緊急銃猟対策チーム」を設置できることとしたほか、令和7年9月22日には釜石市において、緊急銃猟対策チームの設置を想定した実地訓練を実施しています。 クマの市街地等への出没に備え、県や市町村、警察、猟友会等と連携して、地域住民と捕獲従事者の安全を確保した上で捕獲できる体制を構築するとともに、必要な訓練の実施などを進めることとしています。 地域における捕獲者の状況を踏まえ、新たに野生生物に関する知見を有する任期付専門職員を令和8年4月から任用する予定であり、狩猟免許資格を有する職員を野生動物管理専門員として、令和8年3月から任用することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ツキノワグマ被害防止対策事業費 19,330千円 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等） 188,225千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 4、人とクマとのすみ分け、共生を図る取り組みの強化を （1） 全県のクマ生息個体数推計のための大規模ヘアトラップ調査（R6～R7）、小規模ヘアトラップ調査（花巻市、遠野市）の結果を踏まえ、個体数の管理の捕獲に取り組むこと。</p>	<p>現在、県で採用している生息状況調査（ヘアトラップ法）については、北奥羽地域、北上山地地域での調査により、県内全域の生息頭数を推計しているところですが、この調査は、トラップを仕掛けた付近の個体の生息状況を把握するものであり、調査地点を含む個別市町村全体の生息状況を示すことは難しいと考えます。 県では、国主体のモニタリング調査等の実施について、道県の行政界をまたぐ各地域個体群（クマ類）の適正な保護・管理を推進するため、国が組織体制を強化した上で主体となり定期的にモニタリング調査を行い、分布状況や個体数を把握するほか、人とのあつれきを軽減する施策に取り組むことについて、環境省に令和7年11月6日付けで要望を行っているところです。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 4、人とクマとのすみ分け、共生を図る取り組みの強化を （2） 人とクマのすみ分けを図るため、主要生息地域、緩衝地域、防除地域、排除地域の地域区分（ゾーニング）管理の導入を図ること。</p>	<p>第5次ツキノワグマ管理計画において、地域個体群の維持や人とツキノワグマの棲み分けを図るため、生息地の環境保全や、人の生活圏とクマの生息域を区別するゾーニングに応じた環境づくりを中長期的に進めることとしています。 ゾーニングに応じた環境づくりについては、人の生活圏とクマの生息域の境界に位置する「緩衝帯」としての役割を果たしてきた里山の荒廃などにより、クマが人里近くまで下りてきやすくなっていることから、耕作地周辺の森林や耕作放棄地、クマの移動経路となる河川敷等の刈払い等により、「緩衝帯」の環境を整備する必要があると認識しています。 今後は、市町村のゾーニング管理を推進し、次期管理計画等に反映するため、県のゾーニング管理指針及び市町村ゾーニング管理計画作成のためのガイドラインを策定するため、令和8年度当初予算措置したところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ捕獲対策等） 188,225千円</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 4、人とクマとのすみ分け、共生を図る取り組みの強化を （3） 全国の先進事例となっている盛岡市猪去地区の官民学協働のツキノワグマ防除活動の取り組みの普及を図ること。</p>	<p>盛岡市猪去地区における、地域住民と岩手大学ツキノワグマ研究会が協働で、クマが出没する地域等の草刈り作業や調査活動を行っている実践例については、地域住民と学術機関との連携事例と認識しており、機会を捉えて、取り組みについて県内市町村等にPRするとともに、今後も岩手大学ツキノワグマ研究会の取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 5、災害並みの異常事態に対応した対策の財源措置と影響を受けている事業者への支援を （1） クマ出没による飲食業や宿泊業等の影響を調査し、必要な支援策を講じること。</p>	<p>クマ出没による飲食業や宿泊業等への影響について、現時点では大きな影響は確認されておりませんが、今後も十分に動向を注視していく必要があると考えています。 風評被害により、売上減少などの要件が該当する事業者については、県制度融資の「中小企業経営安定資金〔一般対策〕」が利用できるほか、設備資金需要や、中小企業経営安定資金の要件に該当しない場合は、商工観光振興資金をはじめとする各種県制度融資よりの活用が可能です。 また、売上が一定程度減少している「旅館、ホテル」や飲食関連業の一部は、現在「セーフティネット保証5号」の対象業種として通常の融資限度額とは別枠での借入が可能となっていることから、こうした県制度融資、セーフティネット保証制度を組み合わせながら、事業者の資金繰りを支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業経営安定資金 4,532,220千円、商工観光振興資金貸付金 14,012,175千円</p>	商工労働観光部	商工企画室 経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 5、災害並みの異常事態に対応した対策の財源措置と影響を受けている事業者への支援を (2) 国のツキノワグマ対策の補正予算(34億円)の早期交付を求めるとともに、交付金待ちにならず予備費や財政調整基金等を活用し機敏に、スピーディーに必要な対策を講じること。</p>	<p>県では、国補正予算措置に対応し、緊急銃猟を実施する市町村を支援するため、県のマニュアルを改定し、緊急銃猟対策チームを設置できることとしたほか、捕獲従事者への手当や、クマの捕獲に必要な資材の整備など、必要な対策を補正予算により措置するなど、対応を行っています。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 5、災害並みの異常事態に対応した対策の財源措置と影響を受けている事業者への支援を (3) 指定管理鳥獣対策交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金の大幅な増額と上限額、補助率の見直しを求めること。</p>	<p>県では、令和7年11月6日に実施した環境省への要望事項として、地方自治体による各種対策の強化のため、「指定管理鳥獣対策事業交付金」の補助率を引き上げと、十分な予算を措置するよう要望しているところです。 その結果、指定管理鳥獣対策事業交付金の一部のメニューについて補助率が引き上げられるなどの対応がとられたところです。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、令和7年度、新たに、生息状況調査に基づく捕獲対策などのクマ特別対策を実施する一関市の取組を支援しているほか、ツキノワグマの捕獲頭数の増加等に伴い費用負担が増大していることを踏まえ、令和7年6月と11月に、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金について、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、今後も、様々な機会を捉えて国に要望していきます。 なお、被害防止計画に基づいて市町村が実施し、負担する捕獲等に要する経費については、交付率「8割」の特別交付税措置があり、クマの捕獲に係る報奨金への活用も可能となっているところです。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 5、災害並みの異常事態に対応した対策の財源措置と影響を受けている事業者への支援を （4）「いわての森林づくり県民税」を積極的に活用し、緩衝帯づくり等に積極的に活用すること</p>	<p>県では、「いわての森林づくり県民税」を活用し、地域住民や団体等が主体的に取り組む里山林の森林整備活動を支援しており、その一環として、市町村が住民の意向を踏まえて取り組む緩衝帯整備の取組を支援しているところです。 また、令和8年度から、新たな取組として、クマ等の野生動物の移動経路となり得る河川内や県有施設周辺等における樹木の伐採・藪の刈り払い等の環境整備を実施することとしており、「いわての森林づくり県民税」を活用し、森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取組を支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 物価高騰から暮らしと営業を守り、地域経済を立て直し、新型コロナ感染の拡大から県民の命と健康を守る取り組みの強化を				
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (1) 参院選での国民の審判を踏まえ、消費税5%減税とインボイスの中止を実現すること</p>	<p>物価高騰により県民の暮らしや仕事に厳しい状況にある中、県民の可処分所得の増加や地域経済の活性化など、喫緊の課題に対応していくための施策として、消費税の減税は有効な選択肢の一つであると認識していますが、消費税は、地方において子育て支援や介護人材確保等の社会保障の財源として不可欠なものであることから、消費税の減税に当たっては代替財源の確保が必要と考えています。</p> <p>また、国では、消費税の減税について、超党派の「国民会議」で議論が進められているところであり、引き続き、こうした国の動向を注視していくとともに、県においても、県民の「暮らし」と「仕事」を守るため、県民生活や地域経済への影響を注視しながら、県民一人一人に寄り添った支援策を機動的に講じていきます。</p> <p>インボイス制度(適格請求書等保存方式)については、免税事業者となる小規模事業者及びフリーランスにおいて、事業者取引から排除されることや消費税等相当額の値下げを強いられるおそれが各種団体から指摘されています。</p> <p>なお、国においては、免税事業者からの仕入れに係る経過措置を設けるなど負担軽減策を講じているところであり、県としては国の動向を注視していきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (2) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ① 一人暮らし家庭や低所得世帯に対する支援を行うこと。</p>	<p>生活困窮者支援については、これまで住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給や、緊急小口資金等の特例貸付の実施に加え、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金により、福祉灯油事業を行う市町村への助成を通じた支援を行ってきたところです。</p> <p>県としては、生活困窮者への支援に引き続き生活困窮者への支援に取り組むとともに、必要に応じて国に対する要望等を行います。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (2) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ② 福祉灯油の助成は灯油価格の動向を踏まえ継続実施すること。</p>	<p>令和7年度は、依然として物価高騰が続いていることを踏まえ、補助基準額を7千円として継続し、福祉灯油助成事業を実施しました。</p> <p>令和8年度については、灯油価格等の動向や、国による財政支援の状況、各市町村の意向などを総合的に勘案し、実施の有無を判断することとしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (2) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ③ 県立学校の給食費の値上げを抑え、特別支援学校では完全無償化をめざすこと。中学校の給食費無償化をめざし、千葉県が実施している第3子以降の給食費の無償化をめざすこと。</p>	<p>県立特別支援学校、県立中学校及び定時制高等学校の学校給食等に対し、栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、国の交付金を活用し、令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)において食材費高騰分を予算措置し、保護者等の負担軽減を図ったところ。学校給食費の無償化については、学校給食法等の定めにより、学校給食に係る経費のうち、食料費等は児童生徒の保護者が負担することとなっています。令和8年4月から国が行う小学校段階(公立)での学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、県立特別支援学校の小学部の学校給食費の負担軽減を実施しています。国においては、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討することとされており、国の動向を注視していきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 学校給食物価高騰対策等支援費 11,122千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 学校給食支援事業費 6,509千円 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円</p>	教育委員会事務局	教育企画室 保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (2) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ④ 生活と営業に大きな影響を与えている電気料金、ガソリン・ガス等燃料費の値上げを抑えるよう国に強く求めるとともに、県としての支援策を講じること。</p>	<p>物価高騰・原油価格高騰等は、生活者や中小事業者の営業などに大きな影響を与えていることから、県では、全国知事会を通じて、エネルギー価格高騰への対応や実質賃金の増加等について、国に対して提言・要望を行ってきたところであり、引き続き、必要な要望等を行っていきます。また、県では、これまで累次にわたる補正予算の措置により、生活困窮世帯をはじめとした生活者支援、広く県内の中小企業や、運輸・交通事業者、農林漁業者、介護・福祉・医療施設等、各分野向けの事業者支援を講じてきました。今後も県民の「暮らし」と「仕事」を守るため、県民生活や地域経済への影響を注視しながら、県民一人一人に寄り添った支援策を機動的に講じていきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (2) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ⑤ 毎年猛暑が続く中で、高齢者、低所得者世帯に対し、エアコンの購入・設置費用への補助を行うこと。山田町・宮古市、平泉町では独自の補助制度で大きな成果を上げています。</p>	<p>生活保護世帯へのエアコンの購入費の支給は、保護開始時に持ち合わせがない場合等、特別な事情がある場合に支給できることとされています。県では、管内福祉事務所に対して、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて、周知徹底を図っています。なお、電気代については、毎月の保護費のやり繰りの中で賄うこととされていることから、福祉事務所における日頃のケースワークにおいて、家計改善への支援に係る助言指導等を行っています。また、低所得者世帯がエアコンの購入を行う場合は、生活福祉資金の借入れを利用することが可能であることから、生活福祉資金制度の周知に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活福祉資金貸付事業推進費補助 43,409千円</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (3) 医療施設、社会福祉施設等の電気代・燃料費等の物価高騰分への支援を行うこと ① 物価高騰に見合う賃上げと経営が維持されるよう国の緊急対策を求めること。国の負担を増やし診療報酬、介護報酬等の大幅な引き上げを強く求めること。</p>	<p>県では、政府予算要望・提言において、住民サービスの基盤である医療・介護・福祉サービスの安定的な提供体制を引き続き確保するため、医療機関、社会福祉施設等への支援に係る臨時的な公定価格の改定について、早急な対策を講じるよう国に対し要望しています。 また、安定的な病院経営、介護サービス提供のための適切な水準の診療報酬及び介護報酬の引上げや、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要との認識の下、公費負担割合の見直しの検討を行うこと等についても国に対し要望しています。 今後とも、国による診療報酬や介護報酬改定の効果検証や、事業者団体との意見交換等を通じて実態把握に努め、必要に応じて国への働きかけを更に行ってまいります。</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (3) 医療施設、社会福祉施設等の電気代・燃料費等の物価高騰分への支援を行うこと ② 診療報酬、介護報酬の動向を踏まえ、医療施設、社会福祉施設等への物価高騰分への支援を継続実施すること。</p>	<p>県では、光熱費や食料費が高騰している社会福祉施設及び医療施設等の負担を軽減するため、令和4年度から「物価高騰対策緊急対策支援金」による支援策を講じてきたところです。 令和7年度においても、国の経済対策を踏まえ、県議会12月臨時会において一般会計補正予算(第5号)により予算措置し、令和8年2月16日から支援金の申請の受付を開始したところであり、早期の支給に努めていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援費 1,184,855千円</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ① 「物価高騰対策賃上げ支援金」は、補助単価、対象人数の上限を引き上げるなど拡充して継続実施すること。「中小企業等賃上げ環境整備支援事業費補助」を拡充するとともに、経営革新計画作成への支援など賃上げができる取り組みへの支援を強化すること。</p>	<p>物価高騰対策賃上げ支援金の実施に当たっては、最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、支給要件の1つである賃上げ額を、最低賃金の引上げ額である「79円」を超える額とせず、「60円以上」としたほか、支援金額は、従業員1人当たり6万円を基本とし、最低賃金発効前の賃金が時給971円未満の従業員については、2万円を加算して8万円となるよう事業の拡充を行ったところです。 また、これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」(省力化投資枠)の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に、引き続き、取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第4号)措置】 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費 2,714,000千円 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助 150,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ② 赤字の事業者も対象となる中小企業等事業継続緊急支援金給付事業は復活すること。</p>	<p>令和5年度に実施した「中小企業者等事業継続緊急支援金」は、中小企業者の事業継続に少なからずの効果をもたらしてきたと認識していますが、今後は、実質賃金をプラスにすることにより、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現し、地域経済を活性化させていくことが重要であると考えています。 このため、令和7年度一般会計補正予算(第4号)において「物価高騰対策賃上げ支援金」、令和7年度一般会計補正予算(第5号)において「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」を予算化したところです。 今後も中小企業者のニーズに的確に対応した支援が必要と考えており、国に対する働きかけなどを継続的に行いながら、更なる支援についての検討も進めていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第4号)措置】 物価高騰対策賃上げ支援費 2,714,000千円 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助事業費 150,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ③ コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」として、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。「中小企業経営安定資金」の「経営力強化対策」枠の活用を進め伴走型支援を強化すること。</p>	<p>県では、国による「コロナ資金繰り支援」が終了した後も、新型コロナウイルス感染症関連の融資を含む県制度融資の借り換えにも利用可能で、金融機関や岩手県信用保証協会によるモニタリングなどを要件とする融資制度を創設し、引き続き中小企業の資金繰り支援及び伴走支援に取り組んでいます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業経営安定資金貸付金 4,532,220千円 協調支援型特別資金貸付金 3,498,470千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ④ 中小企業再生・再チャレンジ支援事業を継続・拡充すること。</p>	<p>県では、中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業を通じて、主に金融調整を必要とする中小企業者の事業再生に向けた取組を支援してきました。 中小企業者の抱える経営課題は金融面に限らず多岐にわたり、また事業再生には経営改善に早期に着手することが重要なことから、令和7年度一般会計補正予算(第5号)において「中小企業者等経営改善支援事業費補助」を計上し、県内小規模事業者の自発的な経営改善の取組を支援します。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等経営改善支援事業費補助 20,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ⑤ 中小・小規模企業の資材高、賃上げ等に対応する価格転嫁ができるよう、関係機関と連携して取り組むこと。</p>	<p>県内における適切な価格転嫁を促進するため、令和5年7月に、県内経済団体、労働団体及び行政機関の連名で「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、参画機関における価格転嫁促進に向けた説明会・セミナーの開催や、県における「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度の創設・実施、相互の取組状況の情報共有などを連携して実施してきたところです。 また、令和8年2月に当該宣言を更新し、金融機関等が新たに加わったところであり、今後も、当該共同宣言の参画機関を始めとした関係機関と連携し、県内企業の適切な価格転換促進に向けた環境整備を進めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ⑥ 官公需の中小企業への発注比率を高めること。少額随意契約等の制度を積極的に活用すること。</p>	<p>令和5年3月に中小企業振興第3期基本計画を策定し、県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合について、令和8年度までに90.0%とすることを目標としていますが、令和6年度の県の発注に係る中小企業の契約件数実績の比率は83.8%となり、前年度比で1.7ポイント減少となったところです。 中小企業の官公需契約率の更なる向上に向け、「官公需に係る連絡会議」を設置し、庁内に対し改めて官公需に関する情報共有と意識醸成を図っているところです。 今後とも、「中小企業振興条例」及び「県が締結する契約に関する条例」に基づき取組を進め、引き続き、国が主催する官公需確保対策地方推進協議会等の機会を通じて県の取組の周知を図るほか、「官公需に係る連絡会議」等の場を通じ、庁内における官公需の意識醸成、中小企業向けの官公需契約率の更なる向上を図っていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (4) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ⑦ 中小・小規模企業のGX・DXへの対応など伴走型支援を強化するために、商工団体の経営指導員の増員を図り体制を強化すること。事業承継の取り組みを強化すること。</p>	<p>商工指導団体の経営指導員や経営支援員は、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しい中で、GX・DXへの対応など生産性向上に向けた事業計画の策定や経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者の事業継続のための取組を伴走型で幅広く支援しており、この伴走支援の果たす役割は今後更に重要となっていくと考えています。 このような考え方の基に、県では、商工指導団体の体制強化に向けて、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、県が行う経営指導員等の人件費、専門家派遣等への支援に係る財政措置を拡充するよう国に対し要望しているほか、商工指導団体の人材確保・体制維持のためには、処遇改善につながる人件費補助単価の引き上げが必要と認識していることから、令和8年度においては、令和7年度比で、経営指導員は17,600円、経営支援員は17,100円をそれぞれ引き上げることとしており、引き続き、国の地方交付税措置の増額を求めるなど財源の確保に努めながら、商工指導団体の経営支援体制の強化を図っていきます。 また、県内企業の円滑な事業承継を推進するため、「事業承継推進事業費」などの事業の活用を促し、事業承継を契機に新たな事業等に取り組み事業者を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 商工業小規模事業経営支援事業費補助 1,452,134千円 中小企業連携組織対策事業費補助 123,743千円 事業承継推進事業費 9,571千円 いわて事業承継促進資金貸付金 206,097千円 いわて事業承継促進資金保証料補給補助 12,376千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ① コメ不足・コメ価格高騰問題の教訓は、ゆとりあるコメの生産に転換することです。そのためにコメの生産基盤を強化し、再生産可能な価格保障・所得補償を実現するよう国に求めること。コメの需給に国が責任を持ち、コメが余ったら政府が買い上げ、コメの生産費が上がっても安価な価格で供給できるよう制度の確立を図ること。</p>	<p>県はこれまで、生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策等の着実な実施のほか、適正な価格形成・取引を推進するための仕組みの早期構築及び適正な価格形成に係る生産者から流通までの関係者や消費者の理解醸成などについて、国に要望してきたところです。 国では、生産に要する費用を明確化し、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みの法制化を進めており、令和8年4月から施行することとしています。 県では、こうした国の動きを引き続き注視していくとともに、関係機関、団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。</p>	農林水産部	流通課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ② 配合飼料の高騰前の価格と現在の価格との差額を全額公費で補填するよう国に強く求めること。県としての今年度の支援を緊急に実施すること。</p>	<p>県では、飼料価格の安定について、配合飼料価格安定制度を所管する国に対し、配合飼料価格の高騰が続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補助金が交付されるよう、制度の拡充を繰り返し要望しています。 また、飼料価格の高騰について、県では、これまで、飼料の価格上昇分を支援する国事業の積極的な活用を進めてきたところであり、令和7年度一般会計補正予算(第5号)において、配合飼料購入費への支援などを措置したところです。 今後も、畜産経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ③ 畜産クラスター事業を利用し、資金の償還が迫っている農家に対して、据え置き期間を延長するなど柔軟な対応を強く金融機関に求めること。</p>	<p>県では、経営が厳しい酪農・肉用牛農家に対し、令和7年度に国の緊急対策として措置された「酪農・肉用牛担い手緊急支援資金」の活用による負債の長期・低利借換を進めています。 引き続き、農家の経営状況及び金融機関の対応等を把握しつつ、畜産経営が安定して継続できるよう、適切な対応を検討していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ④ 輸入飼料に依存しない自給飼料型の酪農経営を支援すること。そのために、水田、畑、採草地への直接支払い交付金を維持、拡充すること。</p>	<p>飼料等の価格が高止まりする中、酪農経営の安定に向けては、本県の強みである豊富な飼料基盤を活用し、自給飼料を生産拡大していくことが重要です。 県では、国事業を活用した牧草地や飼料畑の整備、堆肥を有効活用した化学肥料を低減する牧草生産、水田を活用した稲ホークロップサイレージの生産などを進めており、今後も、牧草地や飼料畑、水田を活かし、自給飼料の生産が拡大するよう取り組んでいきます。 また、国に対し、経営所得安定対策等について、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	畜産課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ⑤ 生産費を保障する価格転嫁を進め、乳製品の政府備蓄など、国が牛乳の需給調整に責任を持つ仕組みを導入するよう求めること。カレントアクセスによる乳製品の義務的全量輸入を停止すること。</p>	<p>国では、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するため、「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、価格形成の仕組みづくりの検討を進めています。 県では、牛乳・乳製品の需給調整の着実な推進に向け、生乳の需給安定に資する全国的な牛乳・乳製品の消費拡大に向けた取組や、需給に応じて仕向けられる脱脂粉乳の在庫低減対策の一層の強化のほか、国家貿易による乳製品の輸入について、国内の生乳需給に影響を及ぼさないための対策が必要と考えており、引き続き、国の状況を注視しながら、必要な対応を検討していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ⑥ 1月に発生した鳥インフルエンザの教訓を生かし、豚熱・高病原性鳥インフルエンザ対策を強化し、農家への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守と飼養家畜に異常が見られた場合の家畜保健衛生所への早期通報を指導するとともに、捕獲した野生イノシシや死亡した野鳥のウイルス検査を行うなど、野生鳥獣を対象とした家畜伝染病の監視に取り組んでいます。 家畜伝染病により被害を受けた家畜所有者には、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が国から交付されることとなっているほか、令和7年度には、手当金の交付見込額を限度として、迅速な資金融通を可能とするクイック融資メニューが創設されたところであり、県では、これらの制度の活用を支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (5) コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ⑦ 漁業者、水産加工施設等の電気代・資材代の高騰分への支援策を講じること。省エネ機器・設備導入への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、燃油や資材価格の高騰を踏まえ、令和7年度一般会計補正予算(第5号)により、県独自にウニ、ナマコの放流用種苗の価格上昇分への支援を行っています。 また、漁協の水産業共同利用施設の電気料金等の負担軽減に向け、国事業を活用した省エネ機器等の導入を支援しています。 今後も、関係団体と連携しながら、水産業の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (6) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ① 高気密高断熱で太陽光発電も設置した ZEH基準を上回る高性能の住宅の整備とリフォームを促進し、効果的な補助制度を拡充すること。国の補助制度の活用を含め窓口を一本化し、県内事業者との連携を強化して取り組むこと。</p>	<p>県は、令和6年度から太陽光発電設備、蓄電池の設置を含めZEH水準を上回る省エネ性能の住宅を新築する場合に補助金を交付する「いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金」を実施しています。 また、省エネ改修等に要する経費に補助を行う市町村に対して県が補助を行う「住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金」を実施し、市町村と連携をして省エネ住宅等の普及に取り組んでいます。 これまでも県は、建築主等からリフォーム補助等に関する相談があった際には、国の補助事業についても紹介してきましたが、引き続き、国の新たな補助事業の概要を情報提供するなど、双方の事業を有効に活用できるよう省エネ住宅普及に向けた支援を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてZEHプラス住宅等普及促進事業費38,294千円</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (6) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ② 省エネ家電製品のへの購入・買い替えを促進するために家電販売店での省エネ家電の性能の説明を推奨・義務化や省エネ家電購入補助など具体的な対策を講じること。</p>	<p>省エネ家電への買い替えは、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するだけでなく、生活をより豊かで快適なものにする効果も期待できることから、「いわてわんこ節電所」ウェブサイトを通じて、買い替えの効能等について普及啓発を行っています。 家庭部門の脱炭素化に向けた省エネ家電の買い替え促進事業は、より住民生活に身近な市町村で展開されてきていることが多いことも踏まえながら、引き続き、県と市町村が連携して家庭の脱炭素を促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地球温暖化防止活動推進センター事業費7,886千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (6) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ③ 既存の住宅、事業所等の屋根や耕作放棄地を活用したソーラーシェアリングなど太陽光発電の設置を推進すること。</p>	<p>太陽光発電の設置については、事業者向けに自家消費型太陽光発電の補助を行っているほか、家庭向けにZEH水準を超える住宅についての補助を行っているところです。 また、荒廃農地は、農山漁村再エネ法に基づき市町村が基本計画を定めることにより設置可能になることから、県市町村GX推進会議等の機会を捉えて、活用事例等の情報提供を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円、 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (6) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ④ 県有施設の脱炭素化の方針と工程表に基づいて、県が率先して脱炭素化の取り組みを進めること。県福祉総合相談センターと県民生活センターの合築での改築については脱炭素のモデル施設としてZEB使用で整備すること。</p>	<p>県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針及び工程表に基づき、令和6年度から新築建築物のZEB化、太陽光発電設備やLEDの導入、公用車のEV化（ハイブリットを含む）に取り組んでいるところです。 今後も、同方針等に基づき、計画的に県有施設の脱炭素化を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (6) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ⑤ 県の温室効果ガス削減目標を引き上げ、全ての市町村で県に対応した積極的な地球温暖化対策実行計画が策定されるように具体的な支援・援助を強化すること。</p>	<p>市町村実行計画（区域施策編）は、県市町村GX推進会議により先行事例の情報共有等を図ってきており、令和7年度末までには計29市町村で策定済みとなる見通しになっています。 本県の温室効果ガス削減目標は、国の2030年度目標である46%を上回るほか、他県と比較しても高い目標を設定しているところであり、今後策定する市町村には、県の目標を踏まえた意欲的な計画を策定いただけるよう促していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円、 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>合築する福祉総合相談センターと県民生活センターについては、本県のモデル施設として、施設の脱炭素化を積極的に推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業費 3,137,123千円</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す (6) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ⑥ 再エネ導入の障害となっているメガソーラーや大型風力などのための乱開発をなくす規制を強化すること。希少猛禽類の保護など環境との共生を大原則に進めること。</p>	<p>本県では、再エネ発電設備の導入に当たっては、適正立地による環境との調和が重要と認識しており、陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインにおいて、回避すべき区域等を示しているほか、一定規模の太陽光発電事業等については、岩手県環境影響評価条例の対象として、国よりも厳しい規模要件を設定し、評価を行っています。 また、周辺環境の保全のため、「地域裨益協定の手引き」において、土砂の流出防止や残地森林の適正管理、将来の解体処理等を見据えた資産除去債務の計上などにも留意すべきことを示しながら、市町村に協定締結を促しています。 なお、先般、国において、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージが決定されたところであり、県としても、国の動向を注視しつつ、引き続き、地域と共生した太陽光発電の導入を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (1) 新型コロナ感染拡大防止へ、正確なデータで感染状況（死者数、クラスター数等）を県民に情報発信する取り組みを強化すること ① 感染状況、クラスターの発生状況、コロナ患者の死者数、入院患者の状況など、科学的で正確なデータに基づく県民への情報発信を行うこと。</p>	<p>県内の感染状況については、定点当たり患者数、クラスターの発生状況、下水サーベイランスの結果等について、県のホームページで毎週公表しているほか、感染防止対策についても県のホームページ等で情報提供しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (1) 新型コロナ感染拡大防止へ、正確なデータで感染状況（死者数、クラスター数等）を県民に情報発信する取り組みを強化すること ② 国があらゆる規制を緩和する中で、県独自の警報基準（静岡県は1医療機関当たり16人以上で警報発信）を定めるなど県民に分かりやすい情報発信を行うこと。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の警報基準を定めていませんが、感染が拡大傾向にある場合等、流行状況に応じて報道機関等を通じて注意喚起することとしています。 なお、県としては、感染状況に応じた県民への警報等の発信は、全国統一の基準のもとで行うべきと考えていることから、国が基準を提示するよう全国知事会を通じて要望しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (1) 新型コロナ感染拡大防止へ、正確なデータで感染状況（死者数、クラスター数等）を県民に情報発信する取り組みを強化すること ③ 感染状況を正確に把握するために、下水サーベイランスの精度の改善に取り組むこと。</p>	<p>下水サーベイランスについては、国立健康危機管理研究機構が示す分析方法により実施しています。今後も同機構と連携しながら精度の改善に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (2) 感染状況に対応した感染防止対策を徹底すること ① 感染拡大の正確な情報発信に基づいて、感染状況に応じて基本的な感染防止対策の徹底を図ること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症状況について、県ホームページやSNSを通じて定点報告数等の情報発信を行うほか、感染拡大の状況に応じて、報道機関等を通じた県民へに感染防止対策の徹底を呼びかけを行っているところであり、引き続き、正確な情報発信に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (2) 感染状況に対応した感染防止対策を徹底すること ② 医療機関、高齢者施設、学校等での感染防止対策・クラスター対策を強化すること。特に高齢者施設での留め置きは見直し、施設での死者数を減らすこと。★</p>	<p>医療機関、高齢者施設等を対象とした研修会等を通じて、施設内の感染予防策やクラスター対策の向上に向けた支援に取り組んでいます。 なお、高齢者施設において患者が確認された場合は、患者の症状に加え、基礎疾患や認知症の有無、要介護度など、患者の個々の状態に応じて入院の必要性が判断されており、今後も、医療福祉関係機関と連携し、患者の状況に応じた適切な療養関係の確保に努めていきます。 なお、学校等でのクラスター対策については、場面に応じた感染対策（不織布のマスク着用、手洗い、うがいなど）や体調不良者について、登校を控えていただくなど感染を拡大させない取組を教育委員会などの関係機関を通じて実施しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 新興感染症発生時高齢者施設等支援事業費2,079千円</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること ① 検査の有料化によって検査体制が縮小しており、必要な支援を復活し検査体制の強化を図ること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことから、感染拡大の状況を注視し、対応の必要があれば、国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること ② 感染拡大期には、医療機関、高齢者施設等での定期的・頻回の検査を実施すること。検査キット等の検査資材等の提供を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことから、感染拡大の状況を注視し、対応の必要があれば、国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること ③ 一般病院、一般病棟で入院患者の対応がなされているが、病院ではコロナ患者には特別の感染防止対策を講じており、診療報酬の特例・加算措置が取られるよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の患者への対応に係る診療報酬の特例・加算措置は現在のところありませんが、医療措置協定を締結すること等を要件として、発熱患者等への外来診療、及び、特に感染対策が必要な感染症の患者入院に対して加算されることとなっています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の拡充、接種後の健康被害対策について ① 重症化予防の効果など新たな知見を含めワクチン接種の効用を正しく周知し、高齢者や基礎疾患のある人の接種を推奨する通知を送るなど、希望する人のワクチン接種を促進すること。</p>	<p>新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性については、国が公表している資料等を用いて、市町村と連携しながら、県民への情報発信を行っています。また、対象者への周知については、市町村による広報紙や個別通知のほか、県ホームページ等での周知に努めており、引き続き、市町村と連携し、接種率向上に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の拡充、接種後の健康被害対策について ② ワクチン接種への国の補助を拡充し、安心してワクチン接種できるようにすること。</p>	<p>令和7年度は、県内全ての市町村において、定期接種の対象者の個人負担を軽減する助成を行っていますが、接種を希望する方が経済的な理由で接種を控えることのないよう、国にも要望しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の拡充、接種後の健康被害対策について ③ ワクチン接種後の健康被害について、疾病・障害認定審査会の体制を拡充するなど迅速な救済を行うこと。因果関係が明確に否定される事案以外は保証・救済するよう国に求めること。</p>	<p>ワクチン接種後の健康被害救済制度については、ワクチン接種による健康被害の可能性があるものについて、申請してからの結果通知について出来るだけ早期に対応するよう全国知事会を通じて国に対して要望しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (5) 新型コロナ後遺症対策の強化について ① 新型コロナ後遺症の専門外来を設置すること。専門相談窓口を設置すること。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む方々が、症状に応じて円滑に受診や治療が受けられる体制を構築するため、県医師会と連携して、後遺症の初期診療が可能な医療機関の一覧を作成し、公表しています。 また、後遺症に関する相談には、一般相談窓口であるコールセンター（県民医療相談相談窓口など）により対応しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医療安全対策推進事業費8,591千円（当該事業費の一部）</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを (5) 新型コロナ後遺症対策の強化について ② 新型コロナ後遺症の相談・治療について診療報酬を改善し、研究予算の抜本的な増額と患者の生活支援を国の責任で行うよう求めること。</p>	<p>コロナ後遺症に対する取組については、後遺症の治療法の早期確立と重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度の創設等を、国に対して要望しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】大船渡市林野火災からの復旧・復興を進め、東日本大震災津波からの復興に取り組むこと―被災者の心のケア・生活再建と生業の再生を				
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 1、被災者の生活再建への支援について 1) 義援金の給付(1世帯1800万円＋加算)を含め住宅再建への支援を強化すること。</p>	<p>県では、公的支援制度や災害復興住宅融資など、被災者の住宅再建に関係した悩みやニーズに対応するため、県と大船渡市、住宅金融支援機構東北支店等の関係機関と連携し、個別相談会を開催しています。 今後は、アウトリーチで被災者個々の支援ニーズを把握し、そのニーズに基づき、県、市、関係機関等が一体となって対応していくこととしており、引き続き、被災者一人一人の状況に応じた支援に繋がれるよう、大船渡市等と連携した取組を推進します。</p>	復興防 災部	復興く らし再 建課	A 提言の 趣旨に 沿って 措置
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 1、被災者の生活再建への支援について 2) 仮設住宅、みなし仮設住宅での見守りと保健師の訪問など心のケア、命と健康を守る取り組みを強化すること。</p>	<p>被災者の心のケアを含む健康支援については、発災直後から、県・市町村から派遣した保健師等チームや、東日本大震災津波との二重被災に対応するところのケアセンター、その他支援機関と連携しながら、避難所の巡回や在宅避難者への訪問を通じて要支援者への支援を実施してきました。また、ところのケアセンターにおいては、特に配慮が必要な要支援者に対し、精神科医師等が相談に応じる「震災ところの相談室」の利用を促すなど、医療を含めた必要な支援につながるよう取り組んできました。 避難所閉鎖後も、大船渡市において被災者の見守りや相談支援に継続して取り組むとともに、被災地域の健康状態調査を令和7年3月と9月に実施し、関係機関と連携を図りながら要支援者への支援を行うなど、継続的に命と健康を守る取り組みを行っています。 あわせて、被災者に寄り添った支援を提供できるよう、県では支援者を対象に災害時の保健活動に関する研修を実施し、支援者の資質向上に努めています。 今後も要支援者を含む地域住民の健康の維持・増進が図られるよう、大船渡市、沿岸保健所を含む県の機関と情報共有を行いながら必要に応じた支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 被災地ところのケア対策事業費 299,963千円</p>	保健福 祉部	健康国 保課 障がい 保健福 祉課	A 提言の 趣旨に 沿って 措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 1、被災者の生活再建への支援について 3) 災害ケースマネジメントの実施で一人一人の実態と要望に寄り添った生活再建への支援を強化すること。</p>	<p>県では、公的支援制度や災害復興住宅融資など、被災者の住宅再建に関係した悩みやニーズに対応するため、県と大船渡市、住宅金融支援機構東北支店等の関係機関と連携し、個別相談会を開催しています。 今後は、アウトリーチで被災者個々の支援ニーズを把握し、そのニーズに基づき、県、市、関係機関等が一体となって対応していくこととしており、引き続き、被災者一人一人の状況に応じた支援に繋がられるよう、大船渡市等と連携した取組を推進します。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 1、被災者の生活再建への支援について 4) 災害廃棄物の処理を早急に完了すること。</p>	<p>大船渡市では、林野火災に伴い発生した災害廃棄物の処理を終了し、令和8年1月には仮置場の撤去が完了したと承知しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 2、生業の再生について 1) 綾里漁協の共同利用施設(倉庫)と定置網の復旧を急ぎ、ワカメ養殖等の倉庫と漁業用機器等の再整備を進めること。</p>	<p>今般の林野火災の被害を受けた漁協や漁業者の多くは、東日本大震災津波との二重被災となることから、経営の再建に向けては、被災した漁業者等に寄り添った支援策を講じていくことが必要と考えています。 県では、これまで、定置漁業用倉庫の復旧について、市と連携した国事業への上乗せ補助を令和7年度一般会計補正予算(第1号)で措置したほか、県独自に、国事業の対象とならないワカメなどの養殖用機器等の再整備に要する経費への補助を令和7年度一般会計補正予算(第2号)で措置しています。 また、定置網については、漁協が、国事業の活用による新たな網の導入を進めており、国や県、市が連携してきめ細かな支援に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 2、生業の再生について 2) 被災した中小企業等の施設・設備の復旧を支援(中小企業被災資産復旧緊急対策費補助)し、資金繰りの支援を行うこと。</p>	<p>県では、被災した事業者の早期の事業再開を支援するため、令和7年度一般会計補正予算(第1号)において、「中小企業被災資産復旧緊急対策費補助」を計上し、施設及び設備の復旧経費を補助するとともに、県制度融資の「中小企業災害復旧資金貸付金」により、資金繰りを支援しました。 【令和7年度一般会計補正予算(第1号)措置】 中小企業被災資産復旧緊急対策費補助 97,517千円 中小企業災害復旧資金貸付金 166,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 2、生業の再生について 3) 大船渡復興割の成果を検証し、観光事業者への支援を行うこと。</p>	<p>県では、令和7年2月の大船渡市林野火災の影響により、大船渡地域への旅行を控えるムードを払拭し観光需要を喚起するため、大船渡市が実施する観光需要を喚起するための取組に要する経費に対し補助を行いました。 大船渡市が実施した大船渡復興割を通じて、市内観光需要の喚起及び地域経済の活性化に一定の効果が見られたものと認識していますが、今後、観光入込数や宿泊者数の推移等の分析を行い、効果検証を進めていきます。 令和8年度は、物価高騰による県内宿泊施設事業者への影響を緩和するため、宿泊料割引キャンペーンを実施し、更なる観光需要の喚起に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて旅割キャンペーン事業費 1,238,205千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 3、森林の再生と災害防止対策について 1) 国の森林災害復旧事業(第一次、240ha、事業費8億円)に山林所有者の同意を広げ復旧計画を今年度中に策定するよう取り組むこと。そのために県、市の支援策を示すこと。</p>	<p>県では、国の森林災害復旧事業の実施に向け、大船渡市と調整し、被災した人工林1,785ヘクタールのうち、1,279ヘクタールを事業対象とする計画を国に提出し、令和8年2月に計画どおり認められたところ。 令和7年、市が行った意向調査では、復旧事業の活用を希望しない森林所有者も多く、復旧事業の実施状況を発信しながら、市では、再度、意向確認を行う予定と伺っています。 県としては、今後も、所有者の負担軽減に向け、国に必要な働きかけを行いながら、令和7年度末に策定した復旧計画に活用する事業を盛り込んでおり、被災した森林の復旧が着実に進むよう、関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林野火災復旧対策事業費補助(令和7年2月林野火災) 1,997,850千円</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 3、森林の再生と災害防止対策について 2) 被災地における土石流対策について—29か所に設置した大型土のうの設置は大きな効果を上げているが満砂の箇所もあり点検・対策を強化すること。9か所の治山ダム、5か所の砂防堰堤の整備を急ぐこと。</p>	<p>設置した大型土のうについては、引き続き大雨等の後に点検を実施し、機能の確保に努めていきます。9か所の治山ダムの整備については、早期の完成に努めていきます。 砂防で設置した20箇所の応急対策については、月に1回の点検のほか大雨等の際の臨時点検を行っています。 また、令和7年10月31日から11月1日の降雨で土砂を捕捉した箇所では、次期出水に向け土砂の撤去を行い令和8年2月に完了しました。 5か所の砂防堰堤については、4か所で工事契約済みのほか残る1か所も入札手続きを進めており、令和7年度中に全ての工事契約が完了する予定です。 引き続き、適切な応急対策の管理と砂防堰堤の早期完成に向け取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林保全課</p>	<p>B 実現に努力しているもの A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 3、森林の再生と災害防止対策について 3) 森林組合等の林業機械や特用林産施設等の再整備に要する経費を支援すること。</p>	<p>県では、令和7年度一般会計補正予算(第2号)において、大船渡市林野火災により焼損した林業機械及び特用林産施設の復旧に向け、国の再整備を支援している「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用の上、県が嵩上げを行い支援する事業を措置したところ。引き続き、市と連携の上、被災した林業機械等の再整備に向けて、必要な支援を行ってまいります。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★ 4、林野火災を予防する林野火災注意報・警報の発令の体制を構築すること</p>	<p>市町村・消防本部が発令する林野火災注意報・警報については、県内25市町村で令和8年1月1日から、盛岡地区の8市町では3月1日から、運用を開始しているところ。県としては、市町村等による適切な発令への支援のほか、制度の周知を図るため、県ホームページや、駅・空港等のデジタルサイネージ等を活用し広報を行うとともに、発令状況についても、報道機関の御協力を頂きながら、情報発信に取り組んでいます。</p>	復興防災部	消防安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 1、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円以上に引き上げること。</p>	<p>被災者生活再建支援制度の拡充については、これまでも国に対し、繰り返し要望を行ってきており、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算提言・要望においても要望を行ったところ。今後も国の動向を注視しつつ、引き続き、国に対し、被災者生活再建支援金制度の支援の拡充について強く要望を行ってまいります。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。</p>	<p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し要望した経緯がありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。 被用者保険加入者に係る一部負担金免除については、平成24年2月までは国の財政支援により実施していましたが、それ以降は、保険者の判断により実施することとされたところであり(全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成24年9月まで延長)、一部負担金免除の実施は保険者が判断するものであると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取り組みを中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を減少することなく継続・拡充し、被災者の見守りと生活再建への支援を継続強化すること。「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>(こころのケア) 震災のトラウマにより、現在もフラッシュバックなどの症状に悩む方や、これまで気付かれなかったストレスが時間の経過とともに表面化する方など、被災者の心の不調には依然として震災の影響が認められており、こころのケアは中長期的に取り組むべき課題であると認識しています。 国の復興基本方針においても、こころのケア等の被災者支援については、「真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。」とされており、来年度以降も復興施策として国の支援が継続される方針が示されています。 このため県では、当面の間は、こころのケアセンターの運営体制を一定規模で維持しつつ、被災者に寄り添った専門的な支援を継続していきます。また、将来的には、市町村や保健所を中心とした身近な地域でこころのケアに対応できるよう、地域の専門人材への支援技術の継承や対応力の向上にも重点的に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 被災地こころのケア対策事業費 299,963千円</p> <p>(こどもの心のケア) 被災地におけるこどもの心のケアについては、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化していることから、今後も中長期的な取組が必要と認識しており、被災地域における相談支援や支援者への研修については、いわてこどもケアセンターにおいて引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童養育支援ネットワーク事業費(被災児童対策事業費)51,914千円</p> <p>(被災者の見守り) 見守り・相談支援については、被災者が抱える課題が複雑化、多様化してきていることから、中長期的な支援が必要であると認識しています。 本県においては、第2期復興・創生期間終了後の対応について、令和3年から各市町村へのヒアリングや相談を重ねてきたところ。令和7年度においては、復興庁、厚生労働省も含め、各市町村と相談を重ねてきたところであり、各市町村からは一般施策の中では重層的支援体制整備事業、集落支援員制度、民生委員などの活用も有効ではないかとの意見もいただいているところです。 県としても、現場の実態やニーズを踏まえながら、各市町村において、前述したような適切な国の一般施策を効果的に活用できるよう、引き続き、関係部局、市町村と連携しつつ、民生委員の負担軽減や孤独・孤立防止対策等の必要な支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援室 地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 4、災害援護資金の償還期限は今年4月に法改正され、2030年3月31日まで延長されました。24年9月末現在、貸付件数1171件、30億3230万円余、免除額6139万円余、支払期日到来件数1077件、23億4416万円、滞納件数が332件、30.8%、3億8355万円となっており、実態に応じて返済猶予、免除の対応が行われるようにすること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の継続拡充を図ること。★</p>	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。 償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、県では国に対し、支払猶予や償還免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な事務処理に向けた支援を行うよう要望しているところです。今後も必要な要望をしていきます。</p> <p>生活福祉資金(生活復興支援資金)は、引き続き利用が可能であり、相談があった際には適切に対応していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活福祉資金貸付事業推進費補助 43,409千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 5、グループ補助を受けた事業者の再建が進むまで支援を継続すること。二重ローン対策の債務買取等の支援を受けた事業者に対する支援を継続すること。</p>	<p>グループ補助金については、第2期復興・創生期間の最終年度である令和7年度をもって、本県を始めとした津波浸水地域における新規公募が終了となります。なお、令和4年度以降、本県における新規交付決定実績はありません。 事業終了後も、商工指導団体等と連携しながら、本事業の活用事業者を始めとした被災事業者に対する経営支援を継続していきます。 二重ローン対策については、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算等に係る提言・要望」において、二重債務問題解決や事業再生の実現に向けた支援策の継続を国に対して要望しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 6、移転元地の利活用を進めるために、集約や整地に要する費用など国の支援を継続すること。移転元地への企業誘致や新規創業等への支援の継続・拡充を行うこと。</p>	<p>令和7年6月に見直された国の「復興の基本方針」において、「ノウハウの継承を促進するほか、必要に応じて、復興庁において相談を受け、政府全体の施策の情報を含め、土地活用に向けた事例の紹介や助言を行う」と明記されており、移転元地の活用に向けた国の支援を継続する方針が示されています。 県においては、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、移転元地の集約や整地に要する費用への支援や、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備に向けた復興庁による伴走支援機能の充実強化について国に要望しており、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 7、高台移転など、被災地は新たな町づくりを進めており、災害公営住宅や防災集団移転地と中心市街地、病院、役場等を結ぶ新たな被災地交通確保事業を実施すること。</p>	<p>県では、市町村が地域の实情に応じた新たな交通手段を導入する場合や、交通結節点の利用環境を整備する場合などに、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。 また、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、被災市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るための支援について要望を行っており、引き続き、被災市町村が地域公共交通の維持・確保を図ることができるよう、国の支援を求めています。 【令和8年度一般会計当初予算】 地域公共交通再編・活性化推進事業 14,190千円</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 8、三陸の漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄は中止し、他の方法を検討すること。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。 また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき、中立公正な立場で独立して職権を行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。 なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。 ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保を国に要望してきました。令和7年6月の政府予算要望においては、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」等について要望しました。また、全国知事会では、知事が全国知事会農林商工常任委員長として、令和7年8月に「水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向けた万全の措置を講じること」等について提言を行ったところです。 原発事故に伴う放射線影響対策の費用については、一義的に東京電力が負担すべきものとして、市町村等と連携しながら全額賠償を繰り返し強く求めているところです。直接交渉で賠償が見込めない部分については、原子力損害賠償紛争解決センターに4次にわたり和解仲介を申し立て、被害の実態に即した速やかな賠償を求めています。国に対しては、放射線影響対策が県や市町村等の負担とならないよう全面的に対応すること、また県や市町村等が負担した費用については、同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力を指導することを要望しています。 今後も、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保について、しっかりと行うよう求めていきます。 (次ページへ続く)</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示しています。現在、国の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を活用して処理が進められていることから、期限を付すことなく、処理終了時まで事業を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>また、側溝汚泥については、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講ずるよう国に要望しているところです。</p> <p>県では、国庫補助対象外となる側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援を行うこととしており、その費用も東京電力に賠償を求めることとしています。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業 671千円</p> <p>原木しいたけの生産再開に必要な環境整備や指標値を超過したほだ木の一時保管については、県が生産者に代わって費用を全額負担するきのこ原木等処理事業を実施しています。</p> <p>なお、この事業に要した費用は、東京電力に賠償請求を行い、全額が賠償されています。</p> <p>また、山林については、広葉樹林再生実証事業(国庫補助事業)等により、県南地域を中心とした広葉樹林の再生に取り組んでいます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 きのこ原木等処理事業費 8,012千円 広葉樹林再生実証事業費 15,602千円</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に―国政上の10の課題 9、2026年度以降の必要な復興事業費の確保へ、被災者の心のケアや生活再建への支援など、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。復興特別所得税の一部を軍事費拡大に流用することは行わないこと。</p>	<p>被災地において中長期的な課題がまだ残されている状況を踏まえ、県では、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続するよう、政府予算要望等において要望してきました。</p> <p>また、国の復興推進委員会やワーキンググループ、本県沿岸地域への視察時など、様々な機会を捉えて、こころのケアや水産業の再生等の中長期的な課題に対する支援の継続を訴えてきたところです。</p> <p>国が令和7年6月に見直した復興の基本方針では、こころのケア等の被災者支援や被災した子どもへの支援については、ソフトランディングのため真に必要な範囲で支援を継続することが明記されたほか、水産業については、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援することが明記されました。</p> <p>県ではこれまでも復興の推進に必要な予算の確保について、国に提言・要望を行っているところであり、引き続き、復興を進めるために必要な事業や制度の継続が図られるよう、市町村との連携を図りながら、国に提言・要望していきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 10、東日本大震災津波、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験を踏まえ、災害の復旧復興にあたっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。</p>	<p>被災箇所の原形復旧のみでは再度の災害防止が十分でない場合に、施設機能の強化を図るため、国では、改良復旧事業による補助を行っているところですが、全国的に大規模災害が相次いでいることから、災害復旧に当たり、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の更なる拡大について、全国知事会を通じて国に要望していきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、東日本大震災津波から15年、復興の現状と教訓を国内外に発信する取り組みを ★ 2026年3月11日は、東日本大震災津波から15年の節目を迎えます。日本では戦後最大の大災害となった東日本大震災津波の被害と復興の現状と課題、教訓を国内外に発信し、今後の国内外の大災害の復旧と復興に生かしていくことが必要です。そして岩手における復興の取り組みをさらに新たなステージに進めていくことが求められています。 1、「被災者一人一人の幸福追求権を保障する」ことを基本方針に、被災者の医療費免除を11年間にわたって取り組むなど被災者の立場に立った復興の成果と教訓を国内外に示すシンポジウムや各種イベントに取り組むこと。</p>	<p>県では、復興を担う個人や団体など多様な主体が復興について幅広く学び合う「いわて復興未来塾」におけるフォーラムや、東京都と被災4県が合同で開催する「東日本大震災風化防止イベント」などにおいて、震災の教訓と復興の姿を発信してきました。 また、伝承・発信の中核を担う東日本大震災津波伝承館においては、震災の事実・教訓や被災地の復興、防災・減災文化の醸成等について効果的な学びの場を提供するため、企画展示を実施しています。 今後とも、こうした取組を進めるとともに、令和8年度は、県政150周年記念事業と連携した復興情報の発信に取り組むこととしており、御提言いただいた内容を参考とさせていただきながら、震災の事実と教訓を国内外に伝承・発信していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 東日本大震災津波伝承館管理費 130,083千円 復興情報発信事業費 19,799千円</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 三、東日本大震災津波から15年、復興の現状と教訓を国内外に発信する取り組みを★ 2026年3月11日は、東日本大震災津波から15年の節目を迎えます。日本では戦後最大の大災害となった東日本大震災津波の被害と復興の現状と課題、教訓を国内外に発信し、今後の国内外の大災害の復旧と復興に生かしていくことが必要です。そして岩手における復興の取り組みをさらに新たなステージに進めていくことが求められています。 2、15周年を記念する復興ツアー、三鉄記念列車、震災遺構巡りツアー、みちのく潮風トレイル、津波伝承館の特別企画、三陸旅行割など沿岸被災地を応援する取り組みを展開すること。</p>	<p>県では、「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の趣旨にのっとり、毎年3月11日に追悼式を開催し、犠牲になられた方々を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにしてきたところです。 また、伝承・発信の取組において、様々な取組を進めてきたところであり、 ・ 多様な主体が復興について学ぶ「いわて復興未来塾」 ・ 東京都と東北被災4県が都内で開催する「東日本大震災風化防止イベント」 ・ 本県の復興状況や支援への感謝を発信する県外向けテレビ番組の放送などにおいて、15年の節目として、復興の軌跡や被災地の今を発信しています。 今後とも、県内外で様々な主体に参画いただき、震災の事実と教訓を決して忘れることなく、次の世代へ語り継ぐ取組を積極的に展開していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 復興情報発信事業費 19,799千円</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>三陸鉄道では、東日本大震災津波から15年を迎えるに当たり、令和8年3月8日に「個人参加型震災学習列車」を運行、また、同年3月11日には、東日本大震災津波伝承館と連携したスタディツアー「『3.11を語り継ぐ』東日本大震災の記憶を巡る」を実施しました。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、三陸DMOセンターや関係団体等と連携し、みちのく潮風トレイルを含めた三陸地域の誘客を拡大していくため、トレイルの魅力発信や受入態勢の強化に取り組んでいるところです。 令和7年度は、トレイルに関係する観光事業者等を対象として、コンテンツ情報や受入れにおける課題の共有を目的としたワークショップを開催したほか、観光情報やトレイル周辺のコンテンツ情報を含めた、県内のトレイルマップやガイドブックの作成など、受入態勢の強化を図りました。 また、東北観光推進機構と連携し、みちのく潮風トレイルを活用した高付加価値なトレッキング商品の造成などに取り組んでいるほか、令和7年9月に開催された日本政府観光局や世界最大のアドベンチャータラベル業界団体等が主催した「Adventure Week東北2025」において、世界各国の旅行会社やインフルエンサー等に「みちのく潮風トレイル」を実際に体験してもらうなど、アドベンチャーツーリズムの新たな観光需要の創出に向けて取り組んだところです。 今後においても、関係者等と連携しながら、みちのく潮風トレイルを含めた三陸固有の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 みちのく潮風トレイル受入態勢強化事業 10,233千円</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 三、東日本大震災津波から15年、復興の現状と教訓を国内外に発信する取り組みを★ 2026年3月11日は、東日本大震災津波から15年の節目を迎えます。日本では戦後最大の大災害となった東日本大震災津波の被害と復興の現状と課題、教訓を国内外に発信し、今後の国内外の大災害の復旧と復興に生かしていくことが必要です。そして岩手における復興の取り組みをさらに新たなステージに進めていくことが求められています。 3、15周年となる東日本大震災津波追悼式を全市町村の参加で取り組むこと。</p>	<p>県では、「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の趣旨にのっとり、毎年3月11日に追悼式を開催し、犠牲になられた方々を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにしてきたところです。 これまで、県内市町村長や市町村議会議長に参列案内を行ってきたほか、多くの県民の方々、救助や支援に活躍していただいた機関・団体の方々にも御参列をいただいております。県全体として東日本大震災津波を改めて考える追悼式と考えています。 また、開催方針の検討に当たっては、毎年、沿岸市町村に御意見を伺った上で決定しており、令和7年度も沿岸市町村に調査を実施したところ、震災津波から年月が経過したことに伴い、式典規模を縮小して静かに開催したいという意向が多く、県との合同開催を希望する市町村が無かったところです。また、15周年を踏まえた特別な内容とする予定は無かったことから、こうした市町村の意向に配慮しているものです。 引き続き、東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨に沿った市町村の取組に対して必要な協力をを行いながら、国内外に東日本大震災津波の教訓を伝承してまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 復興情報発信事業費 19,799千円</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 1) 被災者の医療費等の免除措置が21年12月末で終了したことを踏まえて、被災者が経済的な理由で必要な医療が受けられなくなることはないよう、被災者の実態調査を含め具体的な支援と対策を講じること。</p>	<p>被災者が、経済的な理由により必要な医療を受けられないことがないよう、市町村や社会福祉協議会等と連携しながら、高額療養費制度の活用や生活福祉資金の貸付等、受診に関する様々な支援制度の周知と活用に取り組んでいるところです。 また、被災地の医療の状況については、保険者である市町村や生活支援相談員を配置している沿岸の各社会福祉協議会の協力を得ながら、被災者の受診動向や相談対応の状況等の把握に努めてきたところですが、今後も、恒常的な仕組みの中で、関係機関と緊密に連携を図りながら、各種制度の活用により、被災者一人一人の状況に合わせた支援が行われるよう、取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 2) 被災者の心のケア・子どもの心のケアの対策を継続・強化すること。</p>	<p>(こころのケア) 震災のトラウマにより、現在もフラッシュバックなどの症状に悩む方や、これまで気付かれなかったストレスが時間の経過とともに表面化する方など、被災者の心の不調には依然として震災の影響が認められており、こころのケアは中長期的に取り組むべき課題であると認識しています。 国の復興基本方針においても、こころのケア等の被災者支援については、「真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。」とされており、来年度以降も復興施策として国の支援が継続される方針が示されています。 このため県では、当面の間は、こころのケアセンターの運営体制を一定規模で維持しつつ、被災者に寄り添った専門的な支援を継続していきます。 また、将来的には、市町村や保健所を中心とした身近な地域でこころのケアに対応できるよう、地域の専門人材への支援技術の継承や対応力の向上にも重点的に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 被災地こころのケア対策事業費 299,963千円</p> <p>(こどもの心のケア) 被災地におけるこどもの心のケアについては、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化していることから、今後も中長期的な取組が必要と認識しており、被災地域における相談支援や支援者への研修については、いわてこどもケアセンターにおいて引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童養育支援ネットワーク事業費(被災児童対策事業費) 51,914千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 3) 必要な生活支援相談員の確保と増員をはかり、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。50戸以上の災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を複数配置しコミュニティ確立の支援を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。</p>	<p>県ではこれまで、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整する専門家を配置し、自治組織等の体制づくりや人材育成に関するノウハウ等についての助言を行うなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援してきました。 今後は、持続可能なコミュニティ支援促進事業により、災害公営住宅における自治会活動の活性化に取り組む市町村に対し、地域コミュニティ支援に関する専門家を派遣し、必要なノウハウの提供や助言等を行うなど、市町村と連携して災害公営住宅自治会の活動を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 持続可能なコミュニティ支援促進事業費 4,028千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>見守り・相談支援については、被災者が抱える課題が複雑化、多様化してきていることから、中長期的な支援が必要であると認識しています。 本県においては、第2期復興・創生期間終了後の対応について、令和3年から各市町村へのヒアリングや相談を重ねてきたところです。令和7年度においては、復興庁、厚生労働省も含め、各市町村と相談を重ねてきたところであり、各市町村からは一般施策の中では重層的支援体制整備事業、集落支援員制度、民生委員などの活用も有効ではないかとの意見もいただいているところです。 地域見守り支援拠点については、市町村において、令和8年1月末時点で設置している6市町11か所（うち災害公営住宅3か所）のうち、令和8年度は、生活困窮者就労準備支援事業、集落支援制度などの一般施策等を活用し、対象世帯の状況を踏まえながら、6市町6（うち災害公営住宅1か所）の拠点を設置する予定と伺っています。 県としても、現場の実態やニーズを踏まえながら、各市町村において、前述したような適切な国の一般施策を効果的に活用できるよう、引き続き、関係部局、市町村と連携しつつ、民生委員の負担軽減や孤独・孤立防止対策等の必要な支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 4) 困難を抱える被災者の生活再建を伴走型で支援する「いわて被災者支援センター」の人員を増やし体制を強化すること。</p>	<p>被災者が抱える課題が複雑化・多様化する中、いわて被災者支援センターではこれまで、被災者一人一人の状況に応じた、きめ細かい相談支援に取り組んできました。 実相談者数のうち、継続的な相談支援が必要な継続相談者が全体の約4分の3を占めており、この割合は年々増加する傾向にあることから、いわて被災者支援センターでは、令和8年度以降、継続相談者への相談支援に集中的に取り組む、抱える課題の早期解決により生活再建を支援していくこととしています。 なお、新規相談者に対応する市町村に対しては、県関係機関等のほか、ニーズに応じ、弁護士等の専門家がサポートすることとしており、いわて被災者支援センターと市町村が連携し、被災者の相談支援に対応していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 被災者生活支援事業費 36,595千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5) 震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に生かすこと。</p>	<p>東日本大震災津波においては、震災関連死の多くが高齢者であり、避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が主要要因を占めている状況にあり、これを防止するためには、避難所における高齢者に対する配慮が特に重要と考えられます。 「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズに合った避難所の環境整備の必要性等をまとめており、それらを踏まえて、市町村担当者を対象とした研修会の開催や県が作成した避難所運営マニュアル作成モデルの改定等を通じて、避難所の環境の改善を促進していくなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6) 災害援護資金の償還期限の延長とともに、生活福祉資金(特例)のように非課税世帯などの生活困窮者については償還を免除するよう国に求めること。</p>	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。 償還期限を超過して未償還の状態となる災害援護資金の償還期限の延長については、令和7年4月25日に災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布・施行されたことにより、市町村が被災世帯に対し返済を猶予した場合、国や県に対する償還期限も延長できる特約が設けられたところです。 償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、県では国に対し、支払猶予や償還免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な事務処理に向けた支援を行うよう要望しているところです。今後も必要な要望をしていきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 防災集団移転団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求めること。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>県では、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、被災市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るための支援について要望を行っており、引き続き、被災市町村が地域公共交通の維持・確保を図ることができるよう、国の支援を求めていきます。 また、県では、市町村が行うデマンド交通等の実証運行や利用促進等の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費により支援を行っているほか、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。 【令和8年度一般会計当初予算】 地域公共交通再編・活性化推進事業 14,190千円</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、被災者の命とくらしを守る対策の継続を 2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策を、住宅再建への支援の継続を 1) 収入基準の引き上げによる収入超過者に対する家賃軽減策の周知徹底を図ること。収入超過者も入居が継続できるように「みなし特定公共賃貸住宅」の導入を図ること。災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から通減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。</p>	<p>収入超過者に対する対策として、令和4年4月より災害公営住宅に現に入居する被災者の収入基準を25万9,000円まで引き上げることについて、令和4年2月下旬に周知を図ったところ。また、25万9,000円を超える収入超過者等については、平成30年度から家賃の上限額を定め、その額を超える家賃負担分を減免するとともに、高額所得者であっても退去を求めないこととしています。なお、低所得者に対する県独自の減免を実施しているところですが、減免を受けるためには、入居者から減免申請をしていただく必要があることから、毎年1月下旬に通知される家賃決定通知の際にチラシを同封するなどにより周知を図っているところ。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、被災者の命とくらしを守る対策の継続を 2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策を、住宅再建への支援の継続を 2) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コーディネーターを継続配置すること。コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会所・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために生活支援相談員を複数配置すること。★</p>	<p>県ではこれまで、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整する専門家を配置し、自治組織等の体制づくりや人材育成に関するノウハウ等についての助言を行うなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援してきました。今後は、持続可能なコミュニティ支援促進事業により、災害公営住宅における自治会活動の活性化に取り組む市町村に対し、地域コミュニティ支援に関する専門家を派遣し、必要なノウハウの提供や助言等を行うなど、市町村と連携して災害公営住宅自治会の活動を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 持続可能なコミュニティ支援促進事業費 4,028千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>見守り・相談支援については、被災者が抱える課題が複雑化、多様化してきていることから、中長期的な支援が必要であると認識しています。本県においては、第2期復興・創生期間終了後の対応について、令和3年から各市町村へのヒアリングや相談を重ねてきたところ。令和7年度においては、復興庁、厚生労働省も含め、各市町村と相談を重ねてきたところであり、各市町村からは一般施策の中では重層的支援体制整備事業、集落支援員制度、民生委員などの活用も有効ではないかとの意見もいただいているところ。地域見守り支援拠点については、市町村において、令和8年1月末時点で設置している6市町11か所（うち災害公営住宅3か所）のうち、令和8年度は、生活困窮者就労準備支援事業、集落支援制度などの一般施策等を活用し、対象世帯の状況を踏まえながら、6市町6（うち災害公営住宅1か所）の拠点を設置する予定と伺っています。県としても、現場の実態やニーズを踏まえながら、各市町村において、前述したような適切な国の一般施策を効果的に活用できるよう、引き続き、関係部局、市町村と連携しつつ、民生委員の負担軽減や孤独・孤立防止対策等の必要な支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 1)グループ補助事業を活用した事業者の営業再建の支援を継続・拡充すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。</p>	<p>グループ補助事業を活用した事業者が抱える経営課題の解決を図るため、(公財)いわて産業復興センターや商工指導団体等と連携し、フォローアップや専門家による指導助言等の支援策を講じているところであり、引き続きグループ補助金活用事業者を始めとした被災事業者に対し、関係機関と連携して支援に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 2) 二重債務解消の取り組みは、岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、東日本大震災事業者再生支援機構167件を含め支援決定件数は482件となっています。5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。</p>	<p>二重債務解消の取組については、岩手県産業復興相談センターでは、債権買取等を実施した事業者に対し訪問によるフォローアップを行い、関係機関と連携して事業計画の再策定や債務返済の条件変更を行うなど事業者の経営状況に沿った支援をしているところです。 また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更を行うなど柔軟な対応に努めています。 【令和8年度一般会計当初予算】 高度化資金貸付事務費補助 7,659千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 3) 沿岸被災地における若者・女性等の起業・創業を支援する取り組みを復活すること。これまでの起業・創業の取り組み(H25～R2年、約164事業者)のフォローアップを行い、経営支援を強化すること。</p>	<p>県では、復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、平成25年度から令和2年度までの8年間、被災地において新たなビジネスを立ち上げようとする者に対し、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達、販路開拓まで総合的な支援を行ったほか、令和3年度及び4年度においては、起業家等の事業継続や販路拡大等に向けて、専門経営指導員による経営指導等を実施しました。 令和5年度以降は、これまでの事業実施により蓄積された支援ネットワークやノウハウを活用し、地元商工団体等が中心となって伴走支援を継続する体制に移行するとともに、経営指導員等と同行し各種支援施策の活用に向けた助言などを実施してきたところです。今後も引き続き、「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」構成機関等と連携を図りながら、フォローアップと経営支援を強化していきます。</p>	<p>復興防災部</p>	<p>復興くらし再建課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度(申請は23年度末まで)の復活または新設を国に求めるとともに、使い勝手が良い制度に改善を求めること。</p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の産業復興に大きな効果が期待される制度であると認識しています。これまで県は、国に対して、事業期間の延長と必要な予算の確保について要望してきたところですが、令和5年10月をもって公募が終了したところです。 このため県では、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に代わる支援を行うよう、国に対して要望しているところです。 また、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に採択された事業については、当該市町村と連携しながら、令和7年度末までに事業が終了できるよう支援を継続していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 5) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>中小企業被災資産復旧事業費補助金については、第2期復興・創生期間や本県におけるグループ補助金の新規公募が終了することに伴い、令和7年度をもって終了となります。なお、令和5年度以降、新規交付決定実績はなく、市町村からも事業継続希望はありませんでした。 事業終了後も、市町村や商工指導団体等と連携しながら、本事業の活用事業者を始めとした被災事業者に対する経営支援を継続していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	S その他
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、稚魚の育成や放流事業の改善等を含め、資源の確保に取り組むこと。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県では、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、生残率が高いとされる大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の生産技術の普及や、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発に取り組んでいます。 また、サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携し、資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力し、今後も、資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。 引き続き、関係機関と連携しながら、主要魚種の水揚げ回復に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ資源緊急回復支援事業費補助 266,234千円 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費 47,975千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 2) サケ・サンマ・スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。</p>	<p>県では、主要魚種の不漁と原材料確保について、サケの資源回復に努めるとともに、近年、漁獲量が増加しているマイワシについて、小型漁船漁業を対象としたマイワシ漁業許可の新設に向け、漁場調査や収益性を検証する試験操業、関係漁業団体との漁業調整や水産庁との調整を進めています。 また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を推進するとともに、国産原料の確保について、国の支援制度の活用促進などにより、加工原料の確保に努めています。 さらに、水産加工原料確保に関するセミナー等の開催により商品開発の誘導を行い、これまで取り扱わなかった原料の利用の推進を図るとともに、商品開発・改良をアドバイスする相談会や各種商談会の開催により販路の拡大を支援しているほか、水揚量が増加しているマイワシ、サワラ等を対象とした新たな販路・物流モデルの普及に取り組んでいるところです。 引き続き、関係機関と連携しながら、加工原料の確保や販路の確保・拡大に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 環境変化に対応した水産業再生応援事業費 16,576千円(当該事業費の一部)</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 3) サケ・マス類の海面養殖の本格操業、ホシガレイの陸上養殖試験への支援を強化し、新しいつくり育てる漁業の推進を図ること。稚魚飼育に係るサケ・マスふ化場の有効活用を支援すること。</p>	<p>県では、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、アサリやヨーロッパヒラガキ養殖の事業化、サケ・マス類の海面養殖の生産拡大に向けた取組やホシガレイなどの陸上養殖試験の支援など、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。 また、サケ・マスふ化場の有効活用については、令和7年度一般会計補正予算(第5号)を措置し、漁協等が行うふ化場を有効活用した取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 養殖業振興事業費 4,327千円 サケ定置合理化等実証事業費 242,232千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 4) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。</p>	<p>アワビについては、放流効果の高い容器放流の普及、藻場の再生などの餌料対策等の指導を行うとともに、種苗の生産・放流に要する経費を支援するなど、資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。 ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場への移植放流、蓄養の有効活用を漁協へ指導するとともに、磯焼け対策とウニ資源の有効活用とを両立させるための取組を進めています。 貝毒については、岩手県漁業協同組合連合会等と連携して、貝毒原因プランクトンのモニタリングを行い、貝毒の発生予測などの調査研究に取り組むとともに、国に対し、早期に毒量を低減する技術開発などの調査研究の充実を要望しています。 また、貝毒対策として、漁業者の貝毒検査費用の負担軽減に向けた簡易検査キットの実証に要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 栽培漁業推進事業費 229,269千円 漁場保全総合対策事業費 3,045千円 貝毒対策実証事業費 2,465千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 5) ワカメ・コンブ・ホタテガイ・カキ等の養殖漁業の安定的生産をめざす取り組みを強化すること。養殖生産回復のため、漁業者の養成・確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。</p>	<p>養殖生産量の減少については、震災後の生産者の廃業等に伴い養殖施設数が減少したことが主な要因であり、現時点においても、震災前の生産量まで回復していない状況が続いています。 生産量を回復するためには、経営体の生産力を高めることが重要であり、県では、漁場の配分の見直しなど、漁場利用のルールづくりによる漁業者の生産規模の拡大と効率化を促進するとともに、漁協における自営養殖の推進、漁船漁業者の養殖業への新規参入、省力化機器の導入などに取り組んでいます。 さらに、「いわて水産アカデミー」において、地域漁業をリードする人材の育成に取り組む、漁業者の確保につなげていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 6) 定置網に大量に捕獲されるクロマグロについては、漁獲枠の大幅な拡大を求めること。特に大型の漁獲枠の拡大を求めること。漁獲の51倍も放流していることへの補助と対策の強化を図ること。</p>	<p>国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、近年、クロマグロの資源量の増加に伴い、定置網への入網も増加している中、漁獲可能量を遵守するため、クロマグロを放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。 県では、国に対し、国際会議において更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しによる本県への配分拡大について要望しています。 また、入網したクロマグロの放流に係る作業費用の増加については、国の「クロマグロ混獲回避活動支援事業」の導入を進めています。 今後も、漁業経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 7) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源量減少から、漁業経営は厳しい状況に置かれており、県では、小型漁船漁業の振興に向け、近年、漁獲量が増加しているマイワシについて、令和元年度から、小型漁船漁業による試験操業を実施しています。 また、国の経営安定対策事業によって減収補填を受けられる漁業共済の加入を促していくほか、国の資源管理と連動して地先資源の調査及び解析体制を充実し、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 8) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会となるよう活性化を図ること。</p>	<p>旧漁業法で規定されていた区画漁業権と定置漁業権の免許の優先順位は廃止され、新漁業法では、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許されることとなったことから、県では、国が定めた政省令やガイドライン等の規定に基づき、適切に運用していきます。 海区漁業調整委員会は、公募において漁業者等から推薦された方々が委員に就任しており、県の諮問に対し、御意見をいただいています。 同委員会では、議案について丁寧な内容説明に努めているところであり、今後も、委員会における議論が深まるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 9) いわて水産アカデミーの取り組みをはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、漁業技術等の研修機関である「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、地域漁業をけん引する経営体を育成するため、経営の大規模化や法人化等の促進に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を支援し、漁業の担い手の確保・育成に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて水産アカデミー運営支援事業費 3,355千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 10) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>県では、沿岸地域の特性を生かした産業の集積等による地域経済の活性化を図るため、東日本大震災復興特別区域法に基づく「産業再生特区」を設け、対象業種の事業者の設備投資や被災者の雇用に対する税制の特例措置を講じています。 当該特例措置は、令和8年度税制改正において、令和8年3月をもって廃止することとされましたが、適用期限等について被災地域の理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、物価・エネルギー価格高騰や主要魚種の不漁などにより厳しい経営環境にある被災地域の事業者が苦境に陥ることのないよう経過措置を講じるなど、被災地域の事業者に配慮するよう国へ要望した結果、設備投資に係る4年間の繰越税額控除等については従前の取扱いを継続することとされたところです。</p> <p>水産業復興特区について、本県では、地域ごとに漁業集落が形成され、漁協が中核となって水産業の発展に寄与してきた経緯があり、地域のコミュニティを形成する上で、漁協の役割は非常に大きいものと認識しています。 引き続き、漁業関係団体と連携しながら、漁業・養殖業の復興や振興施策に取り組んでいきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 11) 被災農地の復旧を踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。</p>	<p>県では、沿岸地域の特性を生かした農畜産物の産地力向上のため、地場産業などの需要に応じた酒米、そばなどの品質確保と安定生産に向けた栽培技術指導を行っています。 また、野菜については、生産拡大に向けた環境制御などの先端技術の導入を進めるとともに、復興りんご「大夢」の販売拡大に向けて、栽培研究会の活動を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 六、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 1) 県立大槌病院、山田病院、高田病院の医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の医師確保と改築に取り組むこと。</p>	<p>県立大槌病院、山田病院、高田病院及び釜石病院の医師確保については、派遣元である大学においても医師の数が不足しており、非常に厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 また、県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化しています。 県としては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。 また、看護師については、患者数や業務量等の状況を見ながら、地域医療体制の確保に必要な職員等を配置していきます。 なお、岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)においては、釜石病院について規模と機能を見直しながら、計画期間中の建替に着手することとしており、令和8年度当初予算案に基本設計費を計上し、具体的な整備に着手することとしています。</p>	医療局	経営管理課 医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 六、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 2) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備と増設をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1施設を除き、平成26年度までに13施設が再建され、新たに整備された施設も加えると、震災前の状況を上回っています。 また、被災地においても介護職員の確保が厳しい状況にあることから、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、介護事業所における介護テクノロジー（介護ロボット・ICT等）の導入支援等による介護従事者の負担軽減支援など、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保・定着に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 介護人材マッチング支援事業費 43,807千円 介護人材確保事業費(介護テクノロジー導入等支援事業費) 335,759千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 六、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 3) 被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>障がい者が働く福祉的就労の場と一般企業や農林水産事業者等との一層の連携を推進し、工賃水準の向上とともに人口減少下における社会経済活動の担い手としての活躍を促進します。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 障がい者共生地域活性化支援事業費 15,143千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからの正念場を迎えます。前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。</p>	<p>中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりについては、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携しながら進めており、商店街の再構築や共同店舗を新たに設置しようとする場合は、事業計画の作成、計画の着実な実施及び適切な運営管理を行い、本設置後も持続的に発展していくことができるように、専門家などを派遣して支援しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 2) 整備された都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取り組みを支援し、企業誘致とともに新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>被災市町村では、住民との合意形成を図って住宅再建のため防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めてきたところです。区画整理された土地の有効活用に向けては、これまで、実務担当者会議などを通じて、空き地バンク制度など、市町村の先進的な取組事例について情報共有を図ってきたところですが、引き続き、土地利用の促進に向けて市町村を支援していきます。</p>	県土整備部	都市計画課 建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。</p>	<p>防災集団移転促進事業における土地の売買契約の瑕疵担保責任については、平成27年度末に係る市町村に適切に対処するように文書で依頼するとともに、復興まちづくり事業に係る各市町村の担当課長会議を開催するなどして、期間や課題等に係る必要な対応を要請しています。 土地区画整理事業は行政処分で行うために契約書はありませんが、民法を類推適用することで瑕疵担保責任を問えることとなっており、仮に土地に不具合が生じた場合には、適切に対応する旨、市町村から聞いています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 七、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 4) 防災集団移転促進事業の移転元地(未活用面積120ha、37.3%)の利活用に 取り組むとともに、土地の集約を含め国に対し必要な事業費の確保を求めること。</p>	<p>令和7年6月に見直された国の「復興の基本方針」において、「ノウハウの継承を促進するほか、必要に応じて、復興庁において相談を受け、政府全体の施策の情報を含め、土地活用に向けた事例の紹介や助言を行う」と明記されており、移転元地の活用に向けた国の支援を継続する方針が示されています。 県においては、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、移転元地の集約や整地に要する費用への支援や、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備、復興庁による伴走支援機能の充実強化について国に要望しており、引き続き国に働きかけていきます。</p>	復興防 災部	復興推 進課	B 実現に 努力し ている もの
<p>【第三部】 七、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 5) 復興事業により整備した水門・陸閘等(自動閉鎖システム226基)の維持管 理費の確保を国に求めること。</p>	<p>水門、陸閘等の自動化、遠隔操作施設に係る維持管理費等に対する財政措置が講じられるよう、引き続き、国へ働きかけていきます。</p>	農林水 産部	農村建 設課 漁港漁 村課	B 実現に 努力し ている もの
<p>【第三部】 八、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 1) 防災集団移転促進事業などによって高台に住宅団地や災害公営住宅が整 備されていることから、団地と中心市街地、役場、病院、学校等を結ぶ新たな公共 交通網の整備に取り組むこと。国に対し新たな被災地公共交通確保を支援する事 業を強く国に求めること。デマンドタクシーや有償ボランティアによる交通確保など 多様な交通手段に対する支援を行うこと。</p>	<p>県では、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、被災市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るための支援について要望を行っており、引き続き、被災市町村が地域公共交通の維持・確保を図ることができるよう、国の支援を求めています。 また、県では、市町村が行うデマンド交通等の実証運行や利用促進等の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費により支援を行っているほか、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。 【令和8年度一般会計当初予算】 地域公共交通再編・活性化推進事業 14,190千円</p>	ふるさ と振興 部	交通政 策室	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 2) 大震災津波・台風第19号災害から復旧した三陸鉄道の利活用に官民挙げて取り組むこと。</p>	<p>三陸鉄道は、東日本大震災津波、令和元年台風第19号災害からの復旧を果たし、復興のシンボルとして、地域の移動手段に留まらない魅力と価値を有しています。 三陸鉄道は、沿岸地域の活力を維持・発展させていくための社会的な基盤であり、沿岸部の復興を支える重要な観光資源としての役割も有していることから、持続的な経営が確保されるよう取り組んでいく必要があります。 令和7年度は、県、沿線市町村等で構成する三陸鉄道強化促進協議会を通じて、地元利用の更なる底上げを始め、プロモーションの強化や域外からの誘客拡大などの利用促進の取組を推進してきました。 令和8年度においても、三陸鉄道強化促進協議会等を通じて、三陸鉄道の利用の拡大や沿岸地域への誘客支援に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 3) JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年余の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 BRTを含むJR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して運行ダイヤの見直しやICカード(Suica)の導入等を要望しており、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 4) JR山田線の利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して運行ダイヤの見直しやICカード(Suica)の導入等を要望しており、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。 また、県では、JRローカル線活性化対策事業費補助により、沿線自治体における利用促進の取組を支援しているところです。今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持に向け、必要な対応に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 JRローカル線活性化対策事業費 30,289千円</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 九、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生 1) 被災地の高校、小・中学校の通学定期券の購入を補助する「被災地通学支援事業費補助」を継続実施すること。</p>	<p>県では、平成30年度から、被災地に居住する生徒等の通学の支援を行うため、通学定期券の購入費を支援する「被災地通学支援事業費補助」を実施しているところです。 事業期間は令和9年度までの予定としていましたが、被災地の児童生徒の学びを支えるために本事業は重要な事業であることから、令和8年度の高校の新入生が卒業する令和10年度まで事業を延長し、子どもたちの学びを支えていきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 被災地通学支援事業費補助 75,754千円</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 九、子ども高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生 2) 被災地での放課後の居場所と学習支援を継続すること。</p>	<p>被災地での放課後の居場所と学習支援については、地域と学校の連携・協働体制構築事業により、放課後子供教室の運営や学習支援員の配置等に係る経費の補助を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費（放課後子供教室事業） 52,382千円</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 九、子ども高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生 3) 被災地への教員の加配措置(25年度、59人)の継続。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。</p>	<p>被災地への教員の加配措置については、令和7年度は、国からの復興加配を被災地等の小中学校に31人、県立高校に22人、特別支援学校に6人配置しています。 県教育委員会としては、沿岸部における児童生徒の状況や学校課題等を踏まえ、加配の必要性を精査し、国(文部科学省)とも調整しながら、引き続き学びの場の充実に向け、対応していきます。 (B) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、国に対して配置の支援を継続して要望していくとともに、各学校や地域の実情を踏まえた適正な配置に努めていきます。(A) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業 313,845千円 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 九、子ども高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生 4) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金」(28276件、107億4550万円、活用額58億6621万円、24年3月末)の効果的活用を図ること。奨学金給付事業」(23年度187人、累計5352人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、22年度51人)、大学等進学支援一時金給付(100人)の活用を図ること。通学支援を継続すること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金については、国内外から100億円を超える御寄附をいただき、奨学金や教科書購入費の給付など、遺児・孤児をはじめとする沿岸地域の子どもたちへの支援に60億円余を活用しています。 震災から15年が経過していますが、震災の影響を受けた子どもの心のケアへの継続的な支援や、震災の記憶や経験のない子どもたちの増加を踏まえた震災の記憶・教訓の伝承が必要な状況であることから、令和8年度以降、基金をそうした課題への対応にも活用できるよう、寄附者の意向も確認しながら、今般、条例改正を行い、基金の使途を拡大しています。 今後においても、子どもたちを取り巻く環境の変化や被災地のニーズに対応しながら、子どもたちの健やかな成長が図られるよう活用していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて学び希望基金奨学金給付事業費 115,471千円 いわて学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費 68,414千円 高校奨学事業費補助 14,760千円</p>	復興防 災部	復興推 進課	A 提言の 趣旨に 沿って 措置
	<p>いわての学び希望基金を活用し、被災したことにより生活基盤を失った低所得世帯(年収350万円相当以下)の高校生等に対し、進学に伴い必要となる新生活準備費用等の一部を支援し、経済的理由により進学等を断念することがないよう支援しています。 また、高等学校に在籍する被災生徒については、教科書購入費、入学経費及び修学旅行費等の学校生活に必要な経費を支援することで、能力に応じて等しく教育を受けられる環境を整備しているところです。 学校法人等に対しては、被災児童生徒等を対象に修学が困難な者に係る授業料、入学金、入学選考料及び施設整備費等の授業料等減免事業に係る経費を補助することで、負担の軽減を図っています。 県としては、引き続き、被災した児童生徒等の支援に努めるとともに、国における動向を注視し、国に対し支援策の拡充について要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費 6,600千円、いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業費 5,000千円、私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助 14,842千円 県では、平成30年度から、被災地に居住する生徒等の通学の支援を行うため、通学定期券の購入費を支援する「被災地通学支援事業費補助」を実施しているところです。 事業期間は令和9年度までの予定としていましたが、被災地の児童生徒の学びを支えるために本事業は重要な事業であることから、令和8年度の高校の新生入生が卒業する令和10年度まで事業を延長し、子どもたちの学びを支えていきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 被災地通学支援事業費補助 75,754千円 (次ページへ続く)</p>	ふるさと 振興 部	学事振 興課 交通政 策室	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>いわての学び希望基金奨学金給付事業については、平成30年度から給付額を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大し、実施しています。また、東日本大震災津波で被災した高校生等を対象とした奨学金事業及び大学等進学支援一時金給付事業については、各高校を通じて保護者への周知を行っており、今後においても本事業の周知を図りながら、必要な支援を継続していきます。</p> <p>就学援助等の継続については、東日本大震災津波で被災し、いまだに経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒が数多く在籍している中、これらの児童生徒の学ぶ機会を保障するために市町村が行う就学支援事業に対し、平成23年度から国の被災児童生徒就学支援等事業交付金による財政的措置が行われています。</p> <p>県としては、被災地域のニーズ等を把握しながら、国に対し財政措置の継続を求めています。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて学び希望基金奨学金給付事業費 117,528千円 いわて学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費 68,414千円 高校奨学事業費補助 15,028千円</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 九、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生 5) 震災孤児(発災当時94人)、遺児(490人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対しては、児童相談所による相談支援やいわてこどもケアセンターにおける被災したこどもの心のケアを継続しています。</p> <p>また、児童相談所においては、児童虐待防止対策の強化と併せて、専門職員の計画的な増員を図るとともに、里親支援専門児童福祉司を配置しているところであり、引き続き関係機関と連携しながら里親養育支援体制の強化に取り組みます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童養育支援ネットワーク事業費(被災児童対策事業費)51,914千円 里親委託促進事業費 3,381千円 の一部</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 1) 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。</p>	<p>東日本大震災津波伝承館は、令和8年2月末で約138万人を超える方々に来館いただき、日本を代表する震災津波学習拠点として震災の事実と教訓の伝承、復興の姿の発信に取り組んでいます。 県では、令和7年3月に公開した県内震災伝承施設等紹介ウェブサイト「IWATE TSUTAERU」において、県内の震災伝承施設・団体の概要やプログラムを広く紹介しており、ウェブサイトを活用した教育旅行の誘致等に取り組んでいます。 引き続き、一般財団法人3.11伝承ロード推進機構や三陸ジオパーク推進協議会をはじめ関係機関と連携し、伝承館をゲートウェイとして各地の震災遺構、伝承施設等を巡る機会の創出に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 東日本大震災津波伝承館管理費 130,083千円 復興情報発信事業費 19,799千円</p>	復興防 災部	復興推 進課	B 実現に 努力し ている もの
	<p>高田松原津波復興祈念公園については、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き、陸前高田市と連携しながら取組を進めていきます。</p>	県土整 備部	都市計 画課	A 提言の 趣旨に 沿って 措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 2) 津波伝承館、震災遺構等を生かした修学旅行・教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー、三鉄ツアーの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「みちのく潮風トレイル」、「高田松原津波復興祈念公園」、「東日本大震災津波伝承館」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県観光協会と連携し、県外の学校担当者や旅行会社を対象に、教育旅行誘致説明会を、北海道、東京、大阪で開催し、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致活動を展開しています。 また、各種観光キャンペーンを通じた受け入れ態勢整備や周遊促進に取り組んでいるところであり、今後も、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い関係者との連携を強化し、三陸沿岸地域をはじめ、本県の交流拡大に向けた誘客の促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費 25,909千円 三陸観光地域づくり推進事業費 9,896千円 いわて教育旅行誘致促進事業費 4,360千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 十、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 3) 「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」の取り組みの具体化を図り、来年度も継続的な取り組みを進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。</p>	<p>県では、いわて県民計画(2019～2028)において、三陸防災復興プロジェクト2019等を契機として生み出される効果を持続し、三陸地域の多様な魅力を発信して国内外との交流を活発化するため、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」を重要な柱と位置づけ取り組んでいます。 令和8年度は、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイドの養成など受入環境整備や国内外への情報発信に取り組むとともに、世界ジオパーク認定を見据えて、他国の世界ジオパークとのオンライン交流等を実施することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 三陸ジオパーク推進強化事業費 11,413千円</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>県では、三陸地域の観光振興に向けた各種取組を「いわて県民計画(2019～2029)」に掲げる三陸防災復興ゾーンプロジェクトに位置付けて実施しているところであり、引き続き、令和8年度においても、市町村等と連携を図りながら、各種事業に取り組んでいきます。 また、三陸固有の資源を活用した周遊・滞在型観光の促進に向け、旅行会社を対象とした観光客誘致説明会での売り込みや商談会等を通じて、みちのく潮風トレイルや三陸復興国立公園等を組み入れた旅行商品造成を促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費25,909千円 三陸観光地域づくり推進事業費 9,896千円 いわて教育旅行誘致促進事業費 4,360千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 4) 改修整備された陸前高田オートキャンプ場モビリアを防災教育と漁業体験など周遊観光の拠点として活用を図ること。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場については、テントの大型化やグランピングなど、利用者ニーズに対応できる施設として、令和5年9月23日にリニューアルオープンしました。 イベント等の開催により、キャンプ場を核とした三陸沿岸地域への誘客、周遊に取り組んでいるほか、指定管理者の株式会社スノーピークと地域の事業者等が連携し、漁業体験や木工体験等の様々なコンテンツと合わせたツアーの造成等により、キャンプ場を拠点とした周遊観光の促進にも取り組んでいます。 引き続き、キャンプ場を中心とした誘客拡大、周遊促進に取り組んでいくこととしています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十一、2025年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 1) 2026年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取り組みを進めること。機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めること。</p>	<p>被災地におけるコミュニティ形成支援については、これまで、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、災害公営住宅のコミュニティ形成支援として、市町村や自治会に対し助言等を行う専門家を配置し、住民が主体となった自治会運営や住民同士の交流などを進め、被災世帯の孤立防止等に取り組んできました。 今後は、持続可能なコミュニティ支援促進事業により、災害公営住宅における自治会活動の活性化に取り組む市町村に対し、地域コミュニティ支援に関する専門家を派遣し、必要なノウハウの提供や助言等を行うなど、市町村と連携して災害公営住宅自治会の活動を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】持続可能なコミュニティ支援促進事業費 4,028千円 「なりわいの再生」については、水産加工業者が行うDXの導入や女性が働きやすい職場環境の整備に対する支援を行うなど、令和8年度においても引き続き、中長期的に取り組むべき課題に対して市町村等と連携しながら対応していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費 27,826千円 また、今後の事業の継続や財源の確保については、これまで、様々な機会を捉えて、こころのケアや水産業の再生等の中長期的な課題に対する支援の継続を訴えてきたところであり、今後の国の第3期復興・創生期間の取組においても、復興を進めるために必要な事業や制度の継続が図られるよう、市町村との連携を図りながら、国に提言・要望していきます。</p>	復興防 災部	復興く らし再 建課 復興推 進課	A 提言の 趣旨に 沿って 措置
	<p>(こころのケア) 震災のトラウマにより、現在もフラッシュバックなどの症状に悩む方や、これまで気付かれなかったストレスが時間の経過とともに表面化する方など、被災者の心の不調には依然として震災の影響が認められており、こころのケアは中長期的に取り組むべき課題であると認識しています。 国の復興基本方針においても、こころのケア等の被災者支援については、「真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。」とされており、来年度以降も復興施策として国の支援が継続される方針が示されています。 このため県では、当面の間は、こころのケアセンターの運営体制を一定規模で維持しつつ、被災者に寄り添った専門的な支援を継続するとともに、必要な予算について引き続き国と調整を行っていきます。 また、将来的には市町村や保健所を中心とした身近な地域でこころのケアに対応できるよう、地域の専門人材への支援技術の継承や対応力の向上にも重点的に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 被災地こころのケア対策事業費 299,963千円</p>	保健福 祉部	障がい 保健福 祉課	A 提言の 趣旨に 沿って 措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十一、2025年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めるとともに、復興交付金事業の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続と確保を求めるとともに、</p>	<p>県では、令和7年6月に実施した令和8年度政府予算提言・要望において、被災地を含めた地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保として、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、地方創生関係交付金について、対象経費の柔軟な運用や実施計画書の簡略化など、真に使い勝手の良い制度とするよう、国に要望したところです。 今後においても、被災地において、国の様々な支援も有効に活用しながら、被災地のニーズの変化に柔軟に対応した施策が展開されるよう、取り組んでいきます。</p>	復興防 災部	復興推 進課	B 実現に 努力し ている もの
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めるとともに、再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 1) 三陸沿岸漁業に重大な影響を与えている東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄の中止を求め、海洋投棄によらない技術開発と処理を求めるとともに、被害・損害の早期全面的な賠償を求めるとともに、</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。 また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。 なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。 ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保を国に要望してきました。令和7年6月の政府予算要望においては、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」等について要望しました。また、全国知事会では、知事が全国知事会農林商工常任委員長として、令和7年8月に「水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向けた万全の措置を講じること」等について提言を行ったところです。 原発事故に伴う放射線影響対策の費用については、一義的に東京電力が負担すべきものとして、市町村等と連携しながら全額賠償を繰り返し強く求めているところです。直接交渉で賠償が見込めない部分については、原子力損害賠償紛争解決センターに4次にわたり和解仲介を申し立て、被害の実態に即した速やかな賠償を求めています。国に対しては、放射線影響対策が県や市町村等の負担とならないよう全面的に対応すること、また県や市町村等が負担した費用については、同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力を指導することを要望しています。 今後も、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保について、しっかりと行うよう求めていきます。</p>	復興防 災部	復興危 機管理 室	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 2) 高市政権による原発の再稼働の推進、原発の運転期間の見直し(60年超)に反対し、東京電力福島第一原発事故の教訓を投げ捨てる原発への回帰を許さないこと。</p>	<p>原子力発電を含むエネルギー政策は、原発事故の影響を経験してきた国民の原発に対する思いや、エネルギーをめぐる世界情勢などを踏まえ、幅広い国民の議論に基づき、国において総合的に判断されるべきものと考えています。 県としては、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向け、岩手県地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー対策の推進や森林吸収現対策とともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、59270tで、処理量は49536t、83.6%(25年1月末現在)、保管量は9733tとなっています。道路側溝汚泥の一時保管は一関市で16箇所、75tとなっています。汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量は3市町で315か所、26550?(24年3月末)となっており、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」により、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理が進んでおり、その処理費用については、期限を付すことなく、処理終了時まで継続するよう国に要望しているところです。 また、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、国に対し汚染濃度や除去実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じること、道路側溝汚泥等を保管している市町村に対し、その処分が完了するまで、処分に関する知見の共有や技術的な助言など、実情に応じた支援の実施についても要望しています。 県では、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費について、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町を支援しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業 671千円</p>	環境生活部	資源循環推進課 環境保全課	B 実現に努力しているもの
	<p>市町村が保管する放射性物質に汚染された堆肥、牧草、ほだ木については、県単独事業により、一時保管施設の維持管理や牧草、ほだ木等の移動・運搬に要する経費を支援しており、支援に要した経費については、東京電力からの損害賠償で措置しています。 今後も、処理業者と市町との合意形成に向けた取組を支援するとともに、焼却処理が終わるまでの間、適切な一時保管がなされるよう支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 放射性物質被害畜産総合対策事業費 89,110千円 特用林産物放射性物質調査事業費(きのこ原木等処理事業費補助) 8,012千円</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 4) 原木シイタケの価格低迷とシイタケ原木の高騰の中で、国の責任で原木シイタケ等の産地再生に向けた総合的な対策を実施するよう国に求めること。原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を来年度以降も継続するよう強く求めること。</p>	<p>県では、国に対し、産地再生に不可欠な原木の供給への支援の強化のほか、原木しいたけ生産者が行う原木林再生の支援、検査体制の維持に必要な経費への支援、賠償金の早期支払等に係る東京電力への指導を要望しています。 国の「特用林産施設等体制整備事業」については、令和8年度の実施が決定しており、県では、引き続き、生産者の原木購入を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 特用林産施設等体制整備事業費 59,890千円</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 5) 被害の実態に即した全面的な賠償を早期に実施すること。県・市町村の放射線影響対策に要した経費154億3298万円の請求に対し、支払い合意は132億646万円、85.6%(25年3月末現在)となっており、全面的賠償を強く求めること。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところ。さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、4次にわたり和解仲介の申立てを実施して、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めているところ。また、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講じることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じようを要望しています。今後も、様々な機会を捉えて東京電力及び国に対し、働きかけを行っていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	S その他
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 6) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータ等を利用した汚染マップを作成し、平成24年3月に公開済み。森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを平成24年3月に各市町村に提供しています。また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけほだ場の落葉層の除去等を進めています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 特用林産物放射性物質調査事業費(きのこ原木等処理事業費補助) 8,102千円</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原子力を含む国のエネルギー政策の在り方は、国において適切に判断されるべきものであり、原子力規制委員会や国において、原子力事業者への適切な指導、国民への丁寧な説明を行うほか、立地自治体等関係者の理解の下で取り組むべきと考えています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第三部】 十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 8) 岩手にも影響を及ぼし、宮城県民の7割が反対している女川原発の再稼働に反対すること。福島原発事故の収束の見通しもない中、新潟県民の6割が反対している柏崎刈羽原発の東京電力による再稼働に反対すること。★</p>	<p>原子力発電を含むエネルギー政策は、原発事故の影響を経験してきた国民の原発に対する思いや、エネルギーをめぐる世界情勢などを踏まえ、幅広い国民の議論に基づき、国において総合的に判断されるべきものと考えています。県としては、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向け、岩手県地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー対策の推進や森林吸収現対策とともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと ① 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波」の浸水被害想定を踏まえ、住民の命を守る防災・減災の計画を県と市町村が連携して策定すること。地域ごとに住民説明会を丁寧開催すること。</p>	<p>沿岸市町村では、県と沿岸市町村による「岩手県地震・津波減災対策検討会議」で令和5年8月にとりまとめた、具体的な減災対策を推進するに当たっての基本的な考え方に基づき、地域の実情に応じた、実効性のある減災対策が進められているところであり、市町村毎に策定する津波避難計画については、各市町村において住民説明が実施されています。 また、県と沿岸市町村が設置した「巨大地震・津波対策連絡会議」において、具体的な減災対策の検討や情報共有等を継続的に進めていくなど、今後も沿岸市町村による津波避難対策が円滑に進むよう支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 防災危機管理費2,522千円</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと ② 新たな津波浸水想定に基づく避難施設等と避難路の整備への国の財政支援を強く求めること。</p>	<p>県では、市町村が行うハード整備について、令和8年度政府予算提言・要望や、北海道東北地方知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なるかさ上げや補助・交付金の対象の拡充などを国に要望しているところであり、引き続き、関係道県と連携しながら、補助率の更なる引上げや対象事業の拡充などを要望していきます。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと ③ 浸水が想定されている役場庁舎等の移転・改修の検討を進めるとともに、国に対し東日本大震災津波並みの財政支援を強く求めること。</p>	<p>津波浸水想定区域内の庁舎移転費用等については、緊急防災・減災事業債など地方債を活用した財政措置が講じられていますが、県では、国に対し、交付税措置を伴う有利な地方債の継続・一層の拡充を要望しているところです。 また、全国知事会として、相次ぐ大規模災害からの早期復旧のため、東日本大震災時の対応を踏まえた特別な財政措置を国に提言しているところであり、県においても、引き続き、関係団体と連携しながら、地方の実情に応じた負担軽減策を講じていくよう要望していきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、市町村が行うハード整備について、令和8年度政府予算提言・要望や、北海道東北地方知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なるかさ上げや補助・交付金の対象の拡充などを国に要望しているところであり、引き続き、関係道県と連携しながら、補助率の更なる引上げや対象事業の拡充などを要望していきます。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所の設置・整備と実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。</p>	<p>県では、県民一人一人の防災意識の向上に向け、岩手県地域防災サポーターを沿岸地域も含めた地域の自主防災組織が行う防災活動講習会に派遣する等、地域が進める防災対策（避難訓練等）の取組を支援しているところです。 また、避難誘導については、沿岸12市町村全てにおいて津波災害時における消防団の避難ルールを定め、津波到達予想時刻の最低15分前までに活動を終了又は最低10分前までに高台退避を完了するとしており、避難誘導を行う消防団員の安全確保を図っています。 【令和8年度一般会計当初予算】 自主防災組織強化事業費7,139千円</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ② 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、県の「風水害対策チーム」の役割を強化し、早めの避難指示の徹底を重視すること。新たな避難情報の内容を周知徹底すること。</p>	<p>早めの避難指示の徹底について、県では、平成28年の台風第10号災害の教訓を踏まえ、大雨豪雨による災害が予想される場合、市町村における災害対応を支援するため、関係機関及び有識者等で構成する「岩手県風水害対策支援チーム」を平成29年に設置し、市町村における避難指示等の発令状況の把握や、被害の発生が予想される地域及び警戒が必要な時間帯を分析する等、市町村の防災対策への支援体制を構築して対応を行っています。 令和6年台風第10号接近時においては、同チームを招集し、明るい時間帯に避難を完了すること等、防災態勢を強化するよう県から市町村に対し助言を行ったほか、線状降水帯の対策についても、平時から準備を行うよう市町村に助言したところであり、今後も住民が的確な避難行動をとることができるよう、市町村と連携して対応を図っていきます。 避難勧告の廃止など新たな避難情報の周知徹底について、県では、令和3年5月の法改正直後に市町村担当者連絡会議を開催して改正内容を周知したところです。 今後とも、盛岡地方気象台と連携し、市町村職員の災害対応力強化を目的とした研修（講義、図上訓練）や気象防災ワークショップを行うなど、市町村の取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 防災危機管理費2,522千円</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取り組みを進めること。</p>	<p>県では、地域住民に対するハザードマップ等の周知を図るため、岩手県地域防災サポーター派遣制度を活用し、自治会や自主防災組織に対する研修会等を実施しています。 また、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設には避難確保計画の作成が義務付けられていることから、施設管理者向けの講習会を開催する等、市町村と連携して計画策定を促進しています。 【令和8年度一般会計当初予算】自主防災組織強化事業費7,139千円</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成については、平成27年の水防法の改正により定められたところであり、市町村が、この洪水ハザードマップを作成するためには、まず、河川管理者が、想定最大規模の浸水想定区域を指定し、それを市町村に提供する必要があります。 県では、市町村が早期に洪水ハザードマップの作成が可能となるよう、引き続き、浸水想定区域の指定に取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算措置】総合流域防災事業費 1,214,000千円の一部 土砂災害警戒区域等については、引き続き、指定の推進を図り、市町村が取組む避難確保計画の策定に対し必要な支援を行います。 また、住民の土砂災害に対する認知度を高めるため、市町村と連携し広報に掲載するなど様々な方法を通じ取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 土砂災害対策基礎調査費 900千円等</p>	県土整備部	河川課 砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(4月1日現在、25.4%)の遅れを検証し、具体的な支援を強化し取り組むこと。自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。</p>	<p>県では市町村に対し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、自主防災組織等の避難支援関係者との連携、防災訓練の実施等の取組について研修会や会議等を通じて働きかけているほか、市町村を個別に訪問しそれぞれの実情に応じた助言等の支援を行ってきたところです。 令和7年度は、津波浸水想定区域に居住する避難行動要支援者や医療的ケア児等の専門的な支援が必要な避難行動要支援者の個別避難計画の作成や避難訓練によるモデル事例の作成に取り組んだところであり、来年度以降はこの事例を横展開するなどにより市町村の取組を支援していきます。 自主防災組織等による避難訓練については、県の総合防災訓練において、開催市町村の自主防災組織等と連携して、避難訓練や避難所運営訓練等を行っているほか、地域防災サポーターの派遣により地域での訓練実施の支援に取り組んでいるところであり、引き続き、地域が進める防災・減災対策の取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 個別避難計画作成支援事業費 687千円 総合防災訓練実施事業費 5,905千円 自主防災組織強化事業費 7,139千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的を実施するようにすること。</p>	<p>社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定と実践的訓練の状況について、令和7年7月末現在の調査結果では、洪水浸水想定区域に立地する施設のうち、国が定める項目を全て満たした十分な計画を策定している施設の割合は81.8%、また、同地域で訓練を実施した施設の割合は33.2%となっています。 土砂災害警戒区域に立地する施設のうち、十分な計画を策定している施設の割合は84.0%、また、同地域で訓練を実施した施設の割合は36.3%となっています。 津波災害警戒区域に立地する施設のうち、十分な計画を策定している施設の割合は82.8%、また、同地域で訓練を実施した施設の割合は38.9%となっています。 今後想定される大規模災害に向け、計画策定と訓練の重要性は一層増していることから、市町村等と連携し、施設への指導監査等の機会を通じて計画策定と訓練実施を徹底していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ① 発展途上国以下といわれる体育館等での雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準（一人当たりの居住空間3.5㎡、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1）をもとに、早急に改善を図ること。ホテル・旅館等の宿泊施設の活用を積極的に図ること。避難場所に冷暖房設備を設置すること。★</p>	<p>県では、避難所運営の主体となる市町村において、地域の実情にあった避難所運営ができるよう、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を策定しています。 このモデルについては、令和7年8月に改正し、国の取組指針やこれまでの災害対応を踏まえ、いわゆる「スフィア基準」に基づく居住スペースやトイレの確保、冷暖房設備の備えの重要性等について盛り込んだところであり、市町村には、この改正内容とともに、留意すべき点を改めて周知し、積極的な対応を促しているところです。 また、「避難所の暑さ・寒さ対策」については、県では、指定避難所となっている県立学校34校への移動式エアコンの整備、市町村では、各避難所への冷暖房機器や防寒アルミシート等の整備をそれぞれ進めることとしています。 今後とも、県全体で良好な避難所環境が確保できるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置(繰越)】 地域防災緊急整備事業費(R7経済対策)108,942千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。ホテル・旅館の活用、福祉避難所の指定と活用を図る具体的取り組みを進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。</p>	<p>県では、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等に十分配慮した避難所運営となるよう市町村に求めており、要配慮者スペースの設置・運営や、ホテル・旅館の活用に向けた事前準備、福祉避難所の整備・指定、ペット同行避難の受入れに向けた避難所の環境整備等について明記しています。さらに、市町村担当職員を対象とした研修会においても、こうした高齢者等への配慮について促しているところであり、今後も引き続き、避難所の環境整備について市町村を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ③ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベッドは必要数を48時間以内に確保すること。夏場は冷房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。</p>	<p>避難所運営に必要な物資については、各市町村において備蓄が進められているところですが、県として、市町村の対応を補完する観点から、プライバシーの確保のため、段ボールベッドやパーティション TENT を備蓄するとともに、暑さ寒さ対策のため移動式エアコンの整備を行うこととしています。 トイレについては、県では、東日本大震災津波と同規模の広域災害が発生した場合の避難者数の想定人数を55,000人とし、より多くの避難者の避難生活を支援するため、携帯トイレや簡易トイレなど、効率的・効果的に配備・提供できるトイレの備蓄を行っているところでは、 また、国の「プッシュ型支援」や民間団体等との応援協定に基づく調達も可能であることから、今後においても、国、県、市町村、民間団体等が互いに協力し合い、必要な物資の速やかな調達・確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 広域防災拠点設備等整備費13,347千円</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。</p>	<p>県では「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を令和7年8月に改正し、食事の質の確保について、農林水産省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安等を参考にした食事の提供や、飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカーの活用、セントラルキッチン方式等による供給方法・適温食の確保等について明記し、市町村に示したところであり、引き続き、市町村の避難所運営の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。</p>	<p>東日本大震災津波での教訓から、県地域防災計画において、市町村による在宅避難者の把握や支援について定めており、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」においても、在宅避難者の情報収集や自主防災組織等による組織化、避難所を支援拠点とすることなどについて盛り込んでいるところでは、 また、近年の台風災害や大船渡市林野火災においては、市町村において在宅被災者の状況把握や支援物資の提供など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われたところでは、 令和8年度においては、在宅避難者等も把握可能な避難者把握システムの試行導入に取り組むこととしており、今後とも、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、被災者の状況に応じた支援が行われるよう、市町村と連携した取組を推進していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波においては、震災関連死の多くが高齢者であり、避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が主要因を占めている状況にあり、これを防止するためには、避難所における高齢者に対する配慮が特に重要と考えられます。 「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズに合った避難所の環境整備の必要性等をまとめており、それらを踏まえて、市町村担当者を対象とした研修会の開催や県が作成した避難所運営マニュアル作成モデルの改定等を通じて避難所の環境の改善を促進していくなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ① 東日本大震災津波からの取り組みの教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようにすること。</p>	<p>東日本大震災津波以降、県では、被災者台帳システムを整備・運用するとともに、相談員や弁護士などの専門家による被災者個々のケースに応じた相談対応を行ってきたところです。 県では、これまでの取組を踏まえ、被災者一人一人の課題を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門機関と連携しながら継続的に支援する災害ケースマネジメントの取組を推進しているところであり、新たに令和8年度から「岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議」を設置し、平時から県・市町村・関係機関による実効的な連携体制の構築を図ることとしており、今後も引き続き、取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 災害マネジメントサイクル推進事業費 1,634千円(当該事業費のうち災害ケースマネジメント分 1,324千円)</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。</p>	<p>県ではこれまで、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、災害公営住宅のコミュニティ形成支援として、市町村や自治会に対し助言等を行う専門家を配置し、住民が主体となった自治会運営や住民同士の交流などを進め、被災世帯の孤立防止等に取り組んできました。 今後は、持続可能なコミュニティ支援促進事業により、災害公営住宅における自治会活動の活性化に取り組む市町村に対し、地域コミュニティ支援に関する専門家を派遣し、必要なノウハウの提供や助言等を行うなど、市町村と連携して災害公営住宅自治会の活動を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 持続可能なコミュニティ支援促進事業費 4,028千円</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第四部】 県民の命とくらしを守る新たな県政めざして				
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 1、医療・介護危機打開へ緊急対策と診療報酬、介護報酬等の大幅な引き上げを★ 1) 医療危機打開へ、緊急に国に対し赤字を打開し物価上昇を上回る賃上げが実現できるように対策を求めるとともに、来年度の診療報酬改定にあっては国の負担を増やし大幅な引き上げを実現するよう求めること。</p>	<p>国が定める公的価格等により経営を行う医療機関の経営は非常に厳しい状況にあり、民間企業との賃金格差の拡大も懸念されることから、県では、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」と連携しながら、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬の改定や、必要な財政措置を行うなど国において早急に支援対策を講じるよう要望してきました。 この結果、令和8年度診療報酬改定においては、3.09%の引上げが行われることに加え、国の令和7年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージの医療分野として1兆368億円が措置されたところであり、具体的には、医療機関の「賃上げ・物価上昇」「生産性向上」「病床数の適正化」等に対する支援が盛り込まれました。 また、県も、国の交付金を活用して物価高騰支援金を支給するなどの支援を行っているところであり、支援金の早期の支給に努めるとともに、国に対し、更なる対策について働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 医療施設等物価高騰緊急対策支援費 420,979千円 医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 577,196千円</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 1、医療・介護危機打開へ緊急対策と診療報酬、介護報酬等の大幅な引き上げを★ 2) 介護危機打開へ、緊急に国に対し赤字を打開し、物価上昇を上回る賃上げが実現できるように対策を求めるとともに、国庫負担を増やし介護報酬の引き上げを前倒しで行うよう求めること。</p>	<p>国では、令和7年度補正予算で令和7年12月から令和8年5月までの間、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行う「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を措置したほか、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところです。 介護報酬は、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図るため、地域の実情を踏まえ、国の責任において設定されるものであり、これまでも国に対して、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定することや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているほか、全国知事会を通じて、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しているところですが、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 1、医療・介護危機打開へ緊急対策と診療報酬、介護報酬等の大幅な引き上げを★ 3) 障がい者施設等の措置費について、国に対し緊急対策とともに物価上昇に見合う引き上げを行うよう求めること。</p>	<p>障害福祉サービスを支える職員等の賃金が、全産業の平均賃金と比較してなお低水準にある状況を踏まえ、業務の実態を評価の上、職員の処遇や職場環境の改善に向けた支援の一層の充実を図るよう、県では毎年国に要望を行っているところ。今後においても、3年に1度実施される報酬改定の状況も踏まえつつ、障害福祉サービス事業所等が安定した運営を行うことができるよう、必要な要望を継続していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 2、子どもの医療費助成は、高校卒業までの完全無償化を早期に実施すること。 1) 子どもの医療費助成は、23年8月から高校卒業までの現物給付化が実施されました。所得制限なし32市町村、一部負担なし27市町村となっており、すべての市町村で完全無償化をめざすこと。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点からより専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところ。また、本県のみならず全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところ。県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 2、子どもの医療費助成は、高校卒業までの完全無償化を早期に実施すること。 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点からより専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところ。また、本県のみならず全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところ。県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 2、子どもの医療費助成は、高校卒業までの完全無償化を早期に実施すること。 3) 国の現物給付化に対するペナルティの廃止(24年4月から)を徹底するよう強く求めること。</p>	<p>地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置について、18歳到達年度末までの者に係る減額調整措置は、令和6年度から廃止となっています。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引き下げを実現すること。</p>	<p>今後も医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任の下、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 2) 全国知事会が要望し、宮古市・陸前高田市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めること。県内市町村でも「子どもの均等割りの免除」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の撤廃を求め不合理な仕組みを是正すること。</p>	<p>子どもの均等割りの免除・軽減については、個別の市町村が財源負担を行いながら導入するものではなく、また、各自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきであり、引き続き、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、国において必要な措置が講じられるよう求めていきます。 なお、国は、令和4年度から施行されている未就学児に係る均等割保険料の軽減措置を子どもが18歳になる年度の高校生年代まで拡大する方針で検討に入りました。来年の通常国会に関連法案を提出し、令和9年4月からの実施を目指すこととされています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 3) 新型コロナ感染者に対する傷病手当については、個人事業主も対象にするよう取り組むこと。</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項に規定する傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)は、被保険者が疾病又は負傷のため労務不能となり一時的に収入の喪失等を来した場合に、これをある程度補填し、生活保障を行うことを目的とするものであるところ、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は同感染症の感染が疑われる被用者に対して保険者が傷病手当金の支給を行った場合に、国が特例的に財政支援を行っているもので、各市町村において、5類移行前の令和5年5月7日までに感染した方を対象に支給していると認識しています。 自営業者等に対する支給を財政支援の対象とすることについては、令和3年3月16日の参議院厚生労働委員会において、濱谷厚生労働省保険局長(当時)が、個人事業主については、被用者と異なり、療養の際の収入の減少の状況も多様であること、所得補償としての妥当な支給額の算出も難しいといった課題もあること等から、全国的に財政支援の対象とすることには課題が大きいと考えていると答弁しているとおり、様々な課題があると認識しています。 傷病手当金の給付については、保険者である市町村が条例に基づき実施することとなり、県としては、引き続き市町村に対し、財政健全化の観点から適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 4）高すぎる国保税の引き下げのために、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担（一部負担金）の減免を積極的に進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入の実施については、市町村の判断によるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、「財政健全化のためには、決算補填等を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところ です。 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できることとされており、その具体的な基準については、個々の生活実態等を踏まえて、保険者である各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 5）統一保険料は市町村独自の取り組みを弱め、国保税の引き上げとなるものであり行わないこと。高すぎる国保税の引き上げを抑えることを基本に、市町村独自の一般会計からの繰り入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。</p>	<p>本県で多数を占める小規模な保険者においては、高額な医療費が発生した場合、保険料が変動し、財政運営が不安定になることが課題となっています。 こうした保険料の変動を抑制し、国保財政の安定的運営を図るため、都道府県単位での保険料水準の平準化を進めていく必要があると認識しており、県では、段階的に取り組む方向で市町村と協議を重ね、令和5年度に策定した第3期岩手県国民健康保険運営方針に、平準化の目標年度や取組等を盛り込んだところです。 一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、「財政健全化のためには、決算補填等を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところ です。 国保税の軽減については、災害や失業等により、生活が著しく困難になった場合など特別な事情がある場合に、条例により減免ができることとされています。 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できることとされており、その具体的な基準については、個々の生活実態等を踏まえて、保険者である各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 6) マイナ保険証の強制はやめ、後期高齢者だけでなく、国保加入者にも資格確認書を発行すること。滞納者に対する保険証・資格確認書未交付は行わず、滞納者への資産等の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>国の運用通知では、マイナンバーカードを保有していない方等には職権で資格確認書が交付され、介助の必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方等に対しては、申請により資格確認書が交付されることになっており、現時点で、県内市町村では、当該運用通知に従い、資格確認書を交付していると承知していますが、引き続き、各市町村等の状況把握に努めながら、状況に応じて国に必要な働きかけを行っていきます。 滞納者については、マイナ保険証への移行により、これまで滞納者に対して交付されていた短期被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止され、特別療養費が支給されることとなっていますが、特別療養費の支給は、特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している場合に限られることから、市町村に対し、これまでと同様に、機械的な運用を行うことなく、滞納者個々の特別な事情の有無を適切に把握するなど、被保険者の生活実態等に即したきめ細かな対応に努めるよう要請しています。 滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。 特別療養費の支給や滞納処分については、都市部や周辺部などによって、加入者の層の違いがあるなど、市町村ごとに様々な実情があるものと考えられることから、盛岡市の事例も参考に、市町村において適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 7) 滋賀県野洲市、盛岡市の取り組みに学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。</p>	<p>被保険者が保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられ、税負担に関する公平性等を確保する観点から、滞納処分や特別療養費の支給等は、担税能力がありながら納付していただけない方に対する手段として、一定の効果があるものと考えており、現状においても、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。 一方で、滞納の要因が、失業や疾病などによる経済的困窮である場合など、真に納付が困難な場合にあつては、分割納付や徴収猶予等の対応のほか、生活困窮者の自立支援を担当する部署と連携した支援などにより、滞納者に寄り添ったきめ細かな対応を行うよう、市町村に対して要請を行っているところです。 滋賀県野洲市のように滞納者の生活再建の視点も踏まえた対応については、県内でも実施している市町村があることから、県内市町村で共有を図りながら、滞納者個々の実情に応じた適切な対応を促していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 8) 後期高齢者医療保険の医療費窓口2割負担の中止を求めること。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対するペナルティは行わず、資産の差し押さえはやめること。</p>	<p>令和4年10月から、一定の所得がある後期高齢者の窓口負担が2割に引き上げられるとともに、令和7年10月まで長期頻回受診者の1月分の負担増が3,000円以内となるように配慮措置が講じられたところ。県では、これまで医療保険制度における給付と負担の見直しについては、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながるようなことのないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するよう要望してきたところであり、今後も、状況に応じて国に働きかけを行っていきます。 均等割の特例軽減措置は、令和3年度から本則の7割軽減に戻っていますが、これまでの9割軽減対象者に対しては、国において介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が行われています。 後期高齢者医療制度は、加入者が納める保険料と国からの交付金等を財源としていることから、制度運営の安定化のため、確実な収納が必要であると考えており、滞納処分は、保険料負担に関する公平性を確保するため、負担能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。 県としては、保険料を納付できない方は、失業や疾病などに起因する経済的理由による場合など様々なケースがあることから、分割納付や徴収猶予等にきめ細かく対応するよう、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して助言しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。 9) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の基準においては、身体障害者手帳1級、2級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 県の補助対象を拡大する場合、子ども、ひとり親家庭など他の助成制度との整合や将来にわたる財源確保などの課題があり、国の動向も注視しながら、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。 なお、県では、市町村が、保険給付の対象外となっている在宅酸素療法患者が使用する酸素濃縮器の使用電気料金を助成する場合に、その経費の一部を補助しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 1) 厚労省が唐突に公表した全国430の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減をめざすことを目的に、機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したものです。何よりも新型コロナ対応等の感染症対策が欠落したものであり撤回を求めること。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り、新型コロナ対応でも重要な役割を果たしている公立・公的病院の充実を図ること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応においては、全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図ってきたところであり、入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしているものと認識しています。</p> <p>一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見通しはコロナ禍を経た現在にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えています。</p> <p>今後、新たな地域医療構想の策定に当たっては、県立病院や民間医療機関、介護関係者、市町村などで構成される地域医療構想調整会議において、病床機能別の医療機関の役割分担や、急変時の受入れ、退院調整などの医療と介護の連携をはじめとした地域医療を守っていくための議論を各地域で行いながら、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めていきます。</p> <p>また、県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、今年度は、県内全ての二次保健医療圏の公的病院等に計186人を配置したところです。</p> <p>今後においても、これらの取組を通じて地域医療の確保に努めていきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 2) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応においては、全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図ってきたところであり、入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしているものと認識しています。</p> <p>一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見通しはコロナ禍を経た現在にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えています。</p> <p>今後、新たな地域医療構想の策定に当たっては、県立病院や民間医療機関、介護関係者、市町村などで構成される地域医療構想調整会議において、病床機能別の医療機関の役割分担や、急変時の受入れ、退院調整などの医療と介護の連携をはじめとした地域医療を守っていくための議論を各地域で行いながら、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍化し、OECD並(14万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や奨学生養成医師を拡充し公立病院・地域病院への配置を進めること。</p>	<p>県では、国に対して大学医学部養成数増の恒久化について毎年度要望を行っており、令和8年度までは本県唯一の医育機関である岩手医科大学の定員の維持が認められ、これに伴う地域枠も確保されています。 また、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和7年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計186人の養成医師を配置したところで、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和7年度は、県全体で55人の養成医師を配置したところであり、引き続き、地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 4) 産科・小児科・外科、救急医療等の医師確保の取り組みを特別に重視して具体的な対策を講じること。</p>	<p>県ではこれまで、地域医療提供体制を維持していくため、医師不足が顕著な産婦人科、小児科、放射線科及び病理診断科を選択した奨学金養成医師に対して、中小病院での勤務を免除し、専門領域での診療に専念できるよう配置特例を設けて、診療科を選択するインセンティブを付与してきたところです。また、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科を指定する地域枠を設置してきたところです。 令和8年度からは、県内の救急医療を支える救急科や、二次医療圏の手術体制を支える麻酔科を選択した奨学金養成医師についても、産婦人科等と同様の配置特例を設けることとしています。 これらに加え、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘にも引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 5) 県内どこにおいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。院内助産、産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。</p>	<p>県では、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しているほか、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。 地域において安心・安全な出産ができる環境を確保していくため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターを活用した救急搬送体制の強化や、妊産婦の通院等を支援する事業の拡充などに取り組んでいるところでは、 令和8年度一般会計当初予算では、これらの事業に継続して取り組むこととし、母子保健対策費（周産期医療対策費等）316,174千円及び母子保健対策費（妊産婦支援事業費）24,901千円を計上したところであり、今後も、妊産婦の受療動向や医療資源の動向などを踏まえ、質の高い安全な周産期医療を適切に提供していくための医療提供体制の充実にも努めていきます。 また、院内助産の取組は、妊娠や出産までの手厚い支援につながると認識しており、これらを担う助産師の確保・育成が重要であると考えています。 産後ケアについては、令和4年度から市町村が産後ケア利用者の負担する利用料を無償化した場合、その経費について市町村に補助を行い、利用者の経済的負担の軽減に取り組んでおり、令和8年度一般会計当初予算に、産後ケア利用促進事業補助2,686千円を計上したところです。さらに、産後ケア事業の拡充を図るため、複数市町村から事業を受託する産科医療施設等に対し、新規実施や受入枠拡充に必要な専門職の配置経費を補助するとともに、従事者研修を実施する経費について、新たに、産後ケア受け皿拡充事業11,968千円を計上したところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 母子保健対策費（周産期医療対策費）316,174千円 母子保健対策費（妊産婦支援事業費）24,901千円 産後ケア利用促進事業費補助 2,686千円 産後ケア事業受け皿拡充事業費 11,968千円</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 6) 不妊治療の経済的、精神的負担の軽減を図ること。保険適用の範囲が拡大しましたが、不妊治療費助成を継続・拡充するとともに、不妊治療の医療機関の増設、女性の不妊専門相談センターの整備・拡充を図り、不妊症認定看護師を養成すること。</p>	<p>県では、不妊に悩む方々を支援するため、不妊専門相談センターによる相談支援を行っています。また、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する交通費の一部助成を行っており、令和8年度は、新たに、繰り返し治療を受ける場合も補助対象とするほか、通院回数の上限も15回に拡大することとし、令和8年度一般会計当初予算に3,960千円計上したところです。 県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図るための財政支援を、国に要望しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 母子保健対策費（特定不妊治療交通費助成金）3,960千円</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。</p>	<p>県では、医療従事者が働きやすい職場環境づくりを推進するため、岩手県勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関に対する医業経営アドバイザーや研修講師の派遣など、勤務環境改善に向けた各種支援を実施しているところ。また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度のほか、中学生・高校生看護進学セミナーの開催や、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでいますが、看護職員のより一層の確保に向け、令和8年度から修学資金貸付枠を110人から120人へ拡大することとしています。今後とも、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組が推進されるよう、医療機関に対する必要な支援や啓発を行うとともに、看護職員の確保と定着に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医療勤務環境改善支援事業費10,582千円 看護職員確保対策費(看護師等修学資金貸付金)211,008千円</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 8) 無料低額診療を行う医療機関を増やし、薬剤費への制度適用を求めること。岩手町に続き薬剤費への補助を広げること。</p>	<p>無料低額診療事業を行う事業者の負担軽減を図るため、税制上の優遇措置や補助制度等の創設を図るよう、国に要望しています。また、院外調剤に係る費用が負担となり、必要な調剤を受ける機会を制限されることのないよう、調剤薬局についても第2種社会福祉事業への位置付けを国に要望しています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 9) マイナ保険証によって全国でも県内でも不安と混乱が広がっており、利用率は37%(10月)にとどまっています。マイナ保険証の強制に反対し、これまでの保険証の復活を求めること。★</p>	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリットとしては、本人の健康や医療データに基づいた適切な医療を受けることが可能となることや、高額療養費の手続の簡素化、医療現場の負担軽減等が期待されるものであり、国の医療DXの一環として導入されたものです。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証での受診が困難な高齢者等に対しては、職権や申請により資格確認書が交付されることとなっています。全ての人が、これまでどおり必要な医療を円滑に受けられるように、国に対しては、全国知事会として、マイナンバー利用に関して国の責任において情報セキュリティ対策の徹底、国民及び医療機関への普及・啓発を行うことや、高齢者等への十分な支援を行うことなどを要望してきたところであり、今後も状況を踏まえ、必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>県では、病院、診療所や薬局などの医療機関と医療措置協定を締結し、有事の医療提供体制の整備や医療機関における平時からの個人防護具等の備蓄を推進しているほか、新型インフルエンザのパンデミックに備え抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めています。 なお、検疫体制の整備、ワクチンの備蓄については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画により、国において推進することとなっています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>日本における麻しん及び風しんは、WHOにより排除状態と認定されているところであり、ワクチンの備蓄や追加接種が必要な人への公費助成の対応の必要があれば、国に対して要望していきます。 なお、県では、妊娠を希望する方等を対象とした風しん抗体検査を無料で行うとともに、風しんに対する意識啓発に努めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 3) 帯状疱疹ワクチンの定期接種の徹底を図り補助を拡充すること。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。★</p>	<p>帯状疱疹ワクチンは、令和7年度から定期接種の対象となり、接種費用の一部を市町村が助成するとともに、ホームページ等を通じて普及啓発を進めています。 また、ヒブワクチンは現在五種混合ワクチンに含まれており、小児用肺炎球菌ワクチンとともに、原則として、被接種者が費用を負担することなく、市町村により定期接種が実施されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルス等による感染性胃腸炎については、定点あたり患者数や集団発生の状況を情報提供し、流行期に注意喚起を行っています。 おたふくかぜについては、定期接種化の方針について速やかに結論を示すよう、全国知事会を通じて要望しています。 B型肝炎ワクチン及びロタウイルスワクチンは、既に定期接種に位置付けられており、市町村により定期接種が進められています。 HIVや性感染症については、保健所による相談受付、無料検査等を実施しており、引き続き感染予防の普及啓発に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>エボラ出血熱については、一類感染症に位置付けられていることから、患者が発生した場合に治療等に対応する指定医療機関を指定する等、医療提供体制の確保に努めています。 デング熱については、四類感染症に位置付けられており、海外での発生状況等について、必要に応じて情報提供しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 6) 保健所の体制を抜本的に強化すること。保健師を大幅に増員すること。</p>	<p>保健所体制の強化については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所に配置する保健師の増員を図ったところです。令和5年5月の5類移行を踏まえ、令和6年度は64人、令和7年度は62人、令和8年度当初は60人を配置しており、同等の体制を継続するよう努めているところです。 今後においても、保健所に求められる機能と役割を十分に発揮できるよう、保健師をはじめとする必要な職員の確保等に努めるとともに、感染症の流行時に機動的に対応できる業務支援体制の構築と運用等、様々な手段を講じて、保健所体制の強化を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 管理運営費(職員給与費) 1,306,175千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 1) 介護施設等高齢者施設に対する新型コロナ感染症対策を徹底すること。感染拡大時には介護従事者の定期的・頻回のPCR検査・抗原検査の実施、衛生用品・防護具等の支給、介護事業者への減収補填を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のクラスター対策については、高齢者施設での感染拡大を未然に防ぐための研修を実施するほか、医療機関等に対し、必要に応じ感染症タスクフォースを派遣できる体制等の構築に取り組んでいます。 また、新型コロナに係る高齢者施設等への特例的な支援については、高齢者施設等と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、令和6年4月からは通常の診療体制に移行し、幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受入や診療等を行っていることから、令和6年3月で終了しています。 令和6年4月からの通常体制への移行後は、高齢者施設等の感染対策に係る費用については、補助金等による支援から、介護報酬による対応となり、令和6年度介護報酬改定では、高齢者施設等における医療機関との連携体制確保などの感染症対策に係る取組に関する加算が新設されたところです。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症による高齢者施設でのクラスターは依然として発生し、消毒、衛生用品の購入等のかかり増し経費について、事業所における費用負担が継続していることから、国において必要な措置を講ずるよう要望しています。 障害福祉サービスについては、令和6年度、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和5年度において通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費が生じた施設、事業所に対して補助の支援を行ったところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、事業者の経営を圧迫したことから、新興感染症の発生に際しては、国において支援策を講じるよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課 障がい保健福祉課 医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2) 新型コロナ患者の施設内療養は最小限にし、その場合でも医師による医療支援の体制を確保すること。高齢の感染者はできるだけ入院できるようにすること。</p>	<p>高齢者施設において患者が確認された場合は、患者の症状に加え、基礎疾患や認知症の有無、要介護度など、患者の個々の状態に応じて入院の必要性が判断されており、今後も、医療福祉関係機関と連携し、患者の状況に応じた適切な療養関係の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 3) 全産業(全国)の平均(33万円)と比べ月9万円も低い県内介護労働者(24.2万円)の抜本的な待遇改善を図ること。実態に合わない人員配置基準(現行4対1)を2対1に改善すること。人員・施設基準の緩和は絶対に行わないこと。★</p>	<p>県では、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備や定着支援を図るため、介護サービス事業所の管理者や職員を対象としたセミナーの開催等により事業所の取組を支援しており、今後も岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件や処遇の改善に向けた取組を進めていきます。 処遇の改善については、これまで国に対して、現行の処遇改善加算の対象外となっている介護サービス事業所も対象にすることや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望してきたところです。 また、令和7年12月臨時会においては、令和7年度の国の経済対策に基づき、介護従事者全体を対象を拡大した処遇改善補助による、1人当たり最大月額1万9千円相当の補助の実施に必要な予算を措置したところです。 国では、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところです。 人員配置基準については、国の規制改革推進会議において議論が行われており、今後も国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行ってまいります。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 2,992,630千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 4) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(3001人、うち在宅893人、早期入所が必要615人、4月1日現在)の解消に取り組むこと。3年間の整備計画は494床(整備見込み350床)にとどまっており、待機者の解消に特別の取り組みを行うこと。低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。施設整備への補助を増額すること。★</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により、引き続き、支援していきます。介護保険施設等の施設整備に係る補助の増額については、地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等整備事業費補助に係る国の基準単価上限額の増額に対応し、令和7年度に引き続き、令和8年度も市町村への補助単価を引き上げる予定としています。国や他県等の動向も注視しながら、必要に応じて国への要望や補助単価の見直しを行ってまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域密着型サービス施設等整備事業費 221,210千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 5) 21年8月からの低所得者に対する補足給付の見直しによって大幅な負担増が強いられています。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態、負担増の実態調査を踏まえ、補足給付削減の見直しを求めると。</p>	<p>令和3年8月に補足給付について預貯金や収入の要件が見直され、一部の利用者の食費に係る負担が増えているところです。制度改正以降、市町村からは介護保険施設を退所せざるを得ないといった相談は寄せられていないと聞いていますが、相談があった場合には、市町村と連携し、寄り添った対応を行います。あわせて、県としては、介護が必要な方々に必要なサービスが提供されることが重要であると認識しており、これまで国に対して、制度運用上の課題等を十分把握した上で必要な見直しを行うとともに、低所得者対策を一層拡充するよう要望してきたところです。今後も国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行ってまいります。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。介護医療院の拡充を図ること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには宅老所がモデルとなって創設されたともいわれる小規模多機能型居宅介護事業所を始めとする在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援していきます。また、介護療養病床については、その転換の受け皿として新たな介護保険施設である介護医療院が創設され、県では転換に要する経費に係る補助制度を設け、介護療養病床を持つ医療機関の転換意向も踏まえつつ、確実な転換等を指導してきたところであり、今後も適切な施設整備が進められるよう支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 老人福祉施設等整備費補助395,054千円 介護施設等整備事業費(地域密着型サービス施設等整備事業費補助)221,210千円 介護施設等整備事業費(介護施設開設準備経費等事業費補助)360,682千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7) 訪問介護の介護報酬引き下げの撤回を求めること。訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>高齢化の進展により介護サービス需要が増加し、高齢者単独世帯や認知症高齢者の増加も見込まれる中で、訪問介護事業については、高齢者の在宅生活を支えるサービスとして、今後、さらに重要性が高まるものと認識しています。</p> <p>県では、これまで、介護ロボット・ICT等の導入支援の拡充や、介護職員等処遇改善加算の取得に向けた個別支援、訪問介護事業所等における人材確保体制の構築、経営改善に係る取組に対する支援を行うなど施策を強化してきたほか、令和7年12月臨時会において、介護職員1人当たり月額1万9千円相当の補助や、県土が広い本県の特性を踏まえた移動経費の支援に必要な予算を措置するとともに、令和8年度当初予算案に、休廃止に伴い生じた空白をカバーする周辺事業所に対するかかりまし経費の支援や、通所介護事業所における訪問介護機能を追加するための支援、訪問介護事業所が少ない地域にサテライトを設置する経費への支援などの予算を計上したところです。</p> <p>介護報酬は国において定めているものであり、国の責任において、本県のような広大な面積を有する地域等の実態も踏まえた報酬や加算の設定を行うなど、適切な措置を講じる必要があると考えています。</p> <p>そのため、これまでも、全国知事会として訪問介護等における基本報酬の引下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう、国に要望してきたところであり、引き続き様々な機会を捉えて働きかけていきます。</p> <p>【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 2,992,630千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助 45,404千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 8) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>介護保険制度においては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式が採用されており、介護を必要とする高齢者等が適切にサービスを利用することができるよう、また、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、要介護認定や利用限度額が設けられています。</p> <p>県では、各介護認定審査会において適切な認定調査及び審査判定が行われるよう、認定調査員や主治医、審査会委員を対象とした研修の実施等により、保険者(市町村)の取組を支援しています。</p> <p>また、県としては、介護を要する高齢者に必要なサービスが適切に提供され、保険者が安定的に運営できるような介護保険制度にしていくことが重要であると認識しており、今後も国の施策の動向を注視しながら、国に対し必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 介護認定調査員等研修事業費 841千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 9) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。在宅介護世帯への補助・支援を強化すること。</p>	<p>国が取りまとめた令和7年10月の居宅サービス受給者数によると、本県の居宅サービスの利用量は全国32位となっておりますが、その主な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題があると考えられます。このことから、地域包括支援センターの機能の強化を支援し、居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊まりのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。</p> <p>介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者への支援については、各市町村の地域包括支援センターが高齢者世帯への戸別訪問等により、介護サービスの利用など適切な支援につなげているところ。県では、地域包括支援センター職員を対象とした研修等により同センター職員の資質向上や、個別の福祉課題をサービスに結び付ける生活支援コーディネーターの育成等を行い、市町村が地域の実情に応じて行う相談支援の充実を支援していきます。</p> <p>花巻市が実施している在宅介護者等訪問相談事業については、国の地域支援事業を活用して当該取組を実施しているのは県内では同市のみであることから、家族介護者への支援の取組が広がるよう、当該取組事例を県内市町村あてに情報提供していきます。</p> <p>家族介護者への支援については、市町村で家族介護者を対象に慰労金の支給や交流会を実施しているところであり、市町村と連携しながら多くの方に利用いただけるよう周知を図っていきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 高齢者総合支援センター運営事業費 56,302千円 地域包括ケアシステム基盤確立事業 24,222千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 10) 愛知県大府市の取り組みを参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取り組みと体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等の窓口への相談、早期対応につなげることが重要です。</p> <p>県では、早期発見から診断、治療につなげる市町村の初期集中支援チームの運営を支援するとともに、二次保健医療圏毎に設置している認知症疾患医療センターを中核とした専門的な認知症医療体制の構築に取り組んでいます。</p> <p>また、認知症の容態の変化に応じ必要な医療・介護等有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことができるよう、認知症地域支援推進員の活動の更なる質の向上を支援していきます。</p> <p>引き続き、大府市の取組も参考にしながら、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 認知症対策等総合支援事業費 50,475千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 11) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。 県では、市町村に対し、センターへの適正な職員配置や実施方針（運営方針）の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するほか、センター職員の資質向上に向けた研修の実施等、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化に資する取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高齢者総合支援センター運営事業費 56,302千円 地域包括ケアシステム基盤確立事業 24,222千円</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 12) 介護保険の大改悪（利用料の原則2割負担・3割負担の基準額引き上げ、要介護1・2の保険給付外し、ケアプランの有料化、多床室の有料化、不動産を補足給付の資産要件に追加、40歳以上の被保険者の範囲拡大、福祉用具を「貸与」から「販売」に切り替え）に反対すること。★</p>	<p>2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以降人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、持続可能な制度の確保等の観点から、社会保障審議会等での議論を踏まえ、国において介護保険制度の見直しが進められていると承知しています。 県では、これまでも、 ・ 令和6年度介護報酬改定の影響を調査の上、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定すること ・ 少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、介護職員の更なる処遇改善を継続的に行うこと ・ 処遇改善の継続に当たっては、利用者の負担増や地方負担が伴わない適切な財政措置を講じること 等について、国に要望しているところです。 また、全国知事会として、物価高騰を踏まえた改定の効果や訪問介護等における基本報酬の引き下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の改定等の措置を講じるよう要望しており、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>障害福祉サービスの利用料は、所得に応じた利用者負担上限額が設けられており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられているところです。 今後も、必要に応じて、国への働きかけ等検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ② 障がい者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障害福祉サービスの支給決定は、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上、実施することとしています。 県では、障害福祉サービスの支給決定等の事務が適切に行われるよう、認定調査員を対象とした研修を実施しているところですが、今後も認定調査員の資質の向上に努めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ③ 内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。</p>	<p>障害者総合支援法における「障害者」は同法第4条に規定され、対象範囲については国において定めているものです。 なお、障害者総合支援法に規定する「障害者」には、内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等が含まれており、難病については、厚生労働省が指定する376疾病(R7.4.1時点)が同法の対象とされています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ④ 地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。</p>	<p>市町村や県が実施する地域生活支援事業は、障害者総合支援法において国が費用の100分の50以内を補助することができることとされていますが、例年、国から交付される補助金額が市町村や県の所要額を下回っているところです。 県としては、地域のニーズに基づいて必要な事業が実施できるよう、十分な財源措置について政府予算提言・要望において要望を行っています。 また、全国知事会からも同様の要望を行っているところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ⑤ 相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかること。</p>	<p>令和8年度報酬改定においては、職員の処遇改善のための最大月額1.9万円(改定率+6.3%)となる臨時改定(月1.0万円(3.3%)、生産性向上等による上乗せ0.3万円(1.0%)、定期昇給0.6万円を含む合計)が予定されているところです。 県では、職員の処遇や職場環境の改善に向けた支援の一層の充実を図るよう更なる報酬の引上げを要望していたところであり、要望内容が一定程度反映されたものと考えていますが、本県における全産業と比較した障がい分野を含む介護職員の給与は、月額約2.5万円低い状況であったことを踏まえ、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、今後も、国の動向等を注視しつつ、基本報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2) 障がい者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求めること。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求めること。</p>	<p>高齢障がい者への支援において、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスを優先して給付することとされています。 一方、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、個々の状況は多様であることを踏まえ、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととされています。 また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たっては、65歳到達前に一定期間に渡り障害福祉サービスを利用して低所得の障がい者が介護保険に移行した際の利用者負担を軽減する制度があります。 以上を踏まえ、介護・障害福祉サービスの支給決定を行う市町村に対し、適切に対応するよう促していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。 ① バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。</p>	<p>障害福祉サービスの提供体制については、県及び市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を踏まえ計画していますが、障がい当事者の意向を踏まえた地域生活への移行支援を進めながら、入所施設やグループホームなど真にサービスを必要とする障がい者等の受入可能な施設を整備するため、県ではグループホーム等の施設を整備する法人等に対して補助による支援を行っています。 【令和8年度一般会計当初予算】 障害者支援施設等整備費補助942,736千円、障害児支援施設等整備費補助64,726千円</p> <p>県では、「岩手県公営住宅等長寿命化計画」において、ストックの長寿命化(有効活用)とライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図るため、今後の管理期間等を考慮した上で、ユニバーサルデザインに対応した、安全性確保・居住性能向上・福祉対応・躯体や設備の長寿命化に資する改善事業を実施することとしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 公営住宅建設事業費1,084,677千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
		県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。 ② 在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。</p>	<p>県では、医療的ケア児とその家族への切れ目のない支援のため、医療、保健、福祉、教育等の支援者が参加する「岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を開催し、各種取組について意見交換を行っています。県医療的ケア児支援センターでは、本会議の意見を取組に反映させながら、県医療的ケア児等コーディネーターが各関係機関と連携して業務を行っています。今後は市町村コーディネーターと各関係機関との橋渡しを行うなど、各地域における連携体制の強化に取り組めます。 人材育成については、医療的ケア児の支援を総合的に調整するコーディネーターの養成や、医療的ケアに対応できる看護師の養成に引き続き取り組めます。 また、レスパイト確保のため、短期入所の事業参入見込みのある施設等への働きかけを市町村と連携して取り組めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 重症心身障がい児（者）等支援事業費 17,716千円、医療的ケア児支援センター管理運営費 15,699千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。 ③ ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。</p>	<p>障害福祉サービスの提供体制の確保等については、県及び市町村が定める障がい福祉計画において見込量を設定しており、その達成に向け、事業者に対して利用者ニーズの情報提供による参入促進を図るほか、施設等の整備支援を行っています。 移動支援は市町村の地域生活支援事業において実施していることから、市町村が地域のニーズに基づき事業を実施できるよう、国に対して当該事業への十分な財源措置を要望しており、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。 なお、緊急時の支援システムについては、緊急時の受入体制を含め、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点について市町村で整備、検討等を行っていますが、県としても、整備済市町村の情報共有や施設整備の支援等により、引き続き市町村の取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 障害者支援施設等整備費補助 942,736千円、児童福祉施設等整備費補助 64,726千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。</p>	<p>地域生活支援拠点等は、令和8年1月1日時点において21市町村で整備されており、第7期岩手県障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画において、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上設置することとしています。 令和6年度報酬改定においては、市町村や相談支援事業所等との情報連携を担うコーディネーター配置に係る加算が新設されたほか、市町村が柔軟に事業を実施できる「地域生活支援事業」として専門的人材の確保等に係る事業が設けられています。 県では、市町村における設置に向けた検討状況や事業の実施状況を把握しながら、拠点整備の促進に向けた必要な支援を行うとともに、国に対して、報酬上の措置の更なる充実や事業に係る十分な財政措置を要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】</p> <p>一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>5) 労働・雇用の保障－就労継続支援A型の報酬改悪の撤回を求めること</p> <p>① 就労継続支援A型の報酬改悪で、事業収益で障がい者の賃金を支払えていない場合、報酬が大幅に引き下げられました。昨年3～7月に全国で4279人が解雇、329か所が閉鎖されました。県内では5か所が閉鎖されました。報酬改悪の見直し・撤回を求めること。</p>	<p>経営努力しながらも、報酬改定や物価・人件費の高騰の影響により経営環境が厳しさを増しているA型事業所があるものと承知しています。</p> <p>同事業所の経営状況や国の施策動向を注視しつつ、官公需のほかA型事業所の受注機会の拡大に努めるとともに、安定的な事業運営が図られるよう、適切な報酬設定等について国に働き掛けていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障－就労継続支援A型の報酬改悪の撤回を求めること ② 法定雇用率の引き上げを厳守させること。2018年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。県庁、医療局、教育委員会は率先して実施すること。★</p>	<p>県庁知事部局における令和7年度の障害者雇用率は2.94%であり、法定雇用率2.80%を上回っています。引き続き法定雇用率を満たす採用者数を確保するほか、障がいのある職員一人一人が、その障がい特性や個性に応じて、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりを進めています。 【令和8年度一般会計予算措置】 人事管理制度事務費(障がい者雇用推進事業費) 650千円</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県内の民間企業における障がい者の実雇用率は、法定雇用率2.5%に対し2.43%(令和7年6月1日現在)と令和6年から0.07ポイント減少したものの、全国平均2.41%を上回り、過去二番目の数値となりました。 なお、障害者雇用率制度においては、雇用義務の対象となる障がい者については平成30年度から精神障がい者が加わったほか、法定雇用率については令和8年7月に2.7%に引き上げられることとなっています。 これらを踏まえ、県が実施する事業所向け障がい者雇用セミナーや就労支援機関の職員向け実務者研修において、障がいの特性を踏まえた業務の切り出しや支援のポイント等を説明し、企業の理解促進に努めているところです。今後も、県内企業に対する支援制度の周知や障がい者雇用優良事業所の取組の紹介等により、障がい者雇用の促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 障がい者就業支援事業(支援体制強化・意識啓発)1,563千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県医療局では、「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員一人ひとりが、その障がい特性や個性に応じて、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりを進めているところであり、法定雇用率2.80%に対し、令和7年度の障害者雇用率は1.97%となっています。引き続き、ハローワークや就労支援継続事業所等とも連携を図り、障がいの特性や個性に応じた病院における業務の創出を進めるなど、取組を推進していきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
	<p>県教育委員会では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき「障がい者活躍推進計画」を策定し、環境整備等に取り組んでいるところですが、令和7年6月1日現在の実雇用率は2.01%と、法定雇用率(2.7%)を下回っています。 今後も、法定雇用率の達成に向け、教職員の採用試験における「障がいに配慮した選考」や、「障がい者雇用校務補助員配置事業」による会計年度任用職員としての任用を引き続き行うとともに、職員面談等の機会を活用した職員の障がい状況把握の実施など、障がいの特性や個性に応じて、その能力を最大限発揮できる職場環境づくりに取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 障がい者雇用校務補助員配置事業 152,011千円</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障－就労継続支援A型の報酬改悪の撤回を求めること ③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っており、必要に応じてジョブコーチ支援を行う岩手障害者職業センターとも連携し、障がい者の就労を支援しています。 また、障がい者の医療については、かかりつけ医の充実、医療機関相互の機能分担と連携を推進しているほか、重度障がい児・者に対しては医療費を助成し、経済的負担の軽減を図っています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、岩手労働局と連携し「障害者就業・生活支援センター」を設置しており、就業や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っているほか、産業技術短期大学等に配置している障がい者職業訓練コーディネーター等が職場実習訓練におけるフォローアップやマッチングを実施することにより、定着に向けた取組を進めています。 また、ジョブコーチ支援を行う岩手障害者職業センターとも連携し、ジョブコーチ養成に係る助成金制度等について周知することによって、障がい者の職場適応に向けた支援体制の整備を実施しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 6) 障がい者の療育や保護者支援 障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。</p>	<p>地域の障がい児支援体制の整備について、国の基本指針において、都道府県は広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要であるとされています。 また、岩手県障がい者プランにおいて、県は「児童発達支援センターが地域における中核的役割を担う施設として、多様な障がいや家庭環境に困難を抱えた子ども等に対する適切な発達支援の提供、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図れるよう、引き続き市町村等に対する設置の働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行う」としています。 県では、児童発達支援センターや放課後等児童デイサービス等の通所施設の整備について、施設の新設等を行う社会福祉法人等に対して、国と協調して施設整備の補助を行っています。 在宅の障がい児への療育福祉の利用については、市町村が実施主体となって行っているものであり、サービスの利用実態や利用者負担の状況を把握した上で、市町村の意見等を伺いながら、支援の在り方を十分に検討する必要があると考えています。 全国的な子育て支援策の拡充が進む中、療育福祉の利用の無償化は、どこの自治体においても同等の水準で行われることが重要であることから、機会を通じて国に対しても働きかけていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ① 特別支援学校の新たな「設置基準」を踏まえて、特別支援学校の施設整備を進め教室不足(24年度、39)を解消すること。一関清明特別支援学校ではデリバリー給食ではなく完全給食の実施をめざすこと。</p>	<p>教室不足の解消に向けて、特別教室から普通教室への転用や教室の間仕切り等による改修を進め、教育に支障をきたさないよう取り組んできたところです。今後も教育環境の改善に努めるとともに、特別支援学校での教育相談において、一人一人の特性や障がいの状況を丁寧に把握し、適切な学びの選択ができるよう一層支援していきます。 あわせて、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、施設の老朽化や狭隘化への対策を講じるなど、教育環境の向上に努めていきます。 また、現在、デリバリー給食を実施している一関清明支援学校の給食については、デリバリー給食の解消に向け、様々な方策について検討するなど、今後も、安全安心な提供を第一とした学校給食の供給に努めながら、児童生徒の実態に応じた指導や食形態の在り方について検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 施設整備費(校舎大規模改造事業)186,647千円(当該事業費の一部)</p>	教育委員会事務局	教育企画室 学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。</p>	<p>県立学校については、「岩手県立学校医療的ケア実施指針」を踏まえながら、保護者の負担を軽減し、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学習や生活ができるよう看護職員の配置に努めています。 小中学校等については、国において医療的ケア看護職員の配置や体制整備を進める事業を展開していることから、これらの動向や関連する情報を市町村教育委員会に提供するとともに、「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」を活用いただきながら、個に応じた学習環境を整備することの必要性や取組について、理解と推進を図っているところです。 今後も、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の状況の把握に努め、市町村教育委員会と連携しながら、学びの場や支援体制の構築が図られるよう取り組んでいきます。 また、県教育委員会としては、引き続き岩手県看護協会や岩手県医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携を図りながら、必要な看護職員の確保に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大し、令和元年度に小中学校全学年での35人以下学級が実現したところです。 今後も、35人学級を継続し、特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。</p>	<p>これまでも教職員の基礎定数に加え、小学校専科指導加配など、学校が個々に抱える課題解決のための加配教員を配置しています。さらに、国の補助を活用し、サポート推進事業を進めており、小中学校に会計年度任用職員を配置するなど、児童・生徒の基礎学力の定着や学校生活の安定のために対応しています。今後も、児童・生徒の学校生活がより充実していくよう、国の加配や県の事業の活用を効果的に進めていきます。 県立学校のバリアフリー化については、「ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、自動ドア、スロープ及びバリアフリートイレなどの整備を順次進めており、今後も着実に整備を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 施設整備費(校舎大規模改造事業)186,647千円(当該事業費の一部)</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めること。</p>	<p>自立支援医療制度は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、費用が高額な治療を長期に渡り実施しなければならない方等については、更に軽減措置を実施しているところですが、実態を踏まえ、国に対する働きかけを検討します。 難病法に基づく医療費助成における自己負担については、国において、社会保障制度改革国民会議報告書や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、他の類似の医療制度との均衡を考慮して、世帯の所得に応じた区分により自己負担上限額が定められているところですが、より多くの難病患者が救済される認定基準への見直しを継続して行うよう国に要望を行っていきます。 重度心身障がい(児)者医療費助成については、県内全市町村で実施されていますが、現物給付化が図られているのは高校生等(18歳年度末)までとなっています。 地方単独医療費助成事業の現物給付化を進めた場合、国庫負担金の減額調整措置が講じられることから、県としては、国に対し、政府予算要望及び全国知事会要望において、減額調整措置について対象に関わらず廃止するよう要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 健康国保課	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 9) 岩手県手話言語条例(24年4月施行)の普及と条例に基づく取り組みを進めること。</p>	<p>令和6年4月1日に施行された「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」は、手話を必要とする人を含む全ての人が共生することができる社会の実現に寄与することを目的としています。 県では、有識者や聴覚障がい者団体の参画を得て、手話を使用しやすい環境の整備に関する方策などを検討する場として「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例推進協議会」を設置しています。また、同条例の普及啓発パンフレット「いわ手で話そう」を制作し、令和7年6月に盛岡市で開催された「第73回全国ろうあ者大会inいわて」において広く配布するなど、手話についての理解や学習機会への参加促進に努めているところです。 今後も引き続き、視聴覚障がい者情報センター等の関係機関と連携し、条例の周知普及とあわせ、手話への理解促進や手話通訳者の育成等条例に基づく施策を、聴覚障がいのある方々と共に推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算】 障がい者社会参加促進事業費216千円・視聴覚障がい者情報センター管理運営費107,918千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 10) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を精神障がい者も対象にし拡充すること。参政権を保障する手立てを講じること。</p>	<p>県内で旅客輸送を行う鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びIGRいわて銀河鉄道株式会社、並びに県内で広域路線バスを運行するバス事業者である岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社及びジェイアールバス東北株式会社においては、精神障がい者への運賃割引を実施しているところです。 県としては、精神障がい者の社会参加の促進・移手段の確保を図るため、精神障がい者に係る運賃の割引が実施されるよう、引き続き、未実施の事業者に働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>精神障がい者の交通運賃の割引制度に関しましては、令和7年4月から、JR各社において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした旅客運賃の割引が開始されました。このほか、これまでに、平成28年4月からは、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北においてバス運賃の割引が、平成30年10月からは、航空運賃の割引が開始されているところです。 県としましては、精神障害者保健福祉手帳所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の、交通費等の割引の優遇措置が受けられるよう、引き続き取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 11) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、市町村及び岩手県社会福祉協議会と連携し、不利益な取扱いに関する相談に応じる相談窓口を設けています。 また、解決が難しい事案を検討する機関として、各広域振興局等に地域調整会議を設置し、個別事案の解消に向けた助言や調整を行う仕組みを整備しています。さらに、地域での対応が困難な事案に対処するため、共生き条例推進協議会に不利益取扱事案調整部会も設置しています。 このほか、相談対応が円滑に行われるよう、相談窓口の職員等を対象とした研修会を実施するとともに、ポスターやリーフレットの作成、広告掲載、県内の事業者・団体等への出前講座など、普及啓発にも積極的に取り組んでいます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 障がい者不利益取扱解消支援等事業費 876千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 8、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患(338から348疾患)が増加しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。</p>	<p>難病法の施行により、難病医療が公費負担医療として法律に位置付けられたことから、安定的な財源の確保が図られましたが、重症度基準の導入、低所得世帯(市町村民税非課税世帯)や重症患者にも一定の自己負担が導入されるなどの見直しが行われました。 また、市町村民税が課税されている受給者で高額な医療が長期的に継続する場合は、自己負担上限額の軽減が図られているほか、重症度分類等を満たさない軽症患者についても、医療費が一定以上の者は助成の対象とされたところです。 難病法施行後、対象疾病の追加が随時行われていますが、令和7年4月現在の348疾病となっています。本県の医療費助成受給者症所持者数は、令和6年度末時点で10,304人(法施行前9,777人)と増加しており、今後も疾患追加等により増加が見込まれます。 難病医療費助成の対象については、「対象疾病に罹患している者のうち、症状の程度が重症度分類等で一定以上等であり、日常生活又は社会生活に支障がある者」とされており、受給者の自己負担を軽減しながらも、疾病間の公正性を図りつつ、制度を安定的に維持するため、国においてこうした運用を行っているものと考えています。 引き続き、医療費助成の申請に対して適切に支給認定手続きを行うとともに、より多くの難病患者が救済される認定基準への見直しを継続して行うよう国に要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 8、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。</p>	<p>法律の施行後5年を目途とした見直しにより行われた法改正では、医療費助成の開始時期が申請日から「重症度分類を満たしていることを診断した日等」への前倒しや軽症者の療養生活支援強化のための指定難病要支援者証明制度、臨床情報のデータベースの法制化が行われ、あわせて診断基準及び重症度分類、臨床調査個人票のアップデートが行われたところです。今後も引き続き適切に支給認定手続きを行い、難病患者の臨床情報が国の構築したデータベースへ反映されるよう協力していきます。 難病法に基づく医療費助成における自己負担については、国において、社会保障制度改革国民会議報告書や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、他の類似の医療制度との均衡を考慮して、世帯の所得に応じた区分により自己負担上限額が定められているところですが、より多くの難病患者が救済される認定基準への見直しを継続して行うよう国に要望を行っていきます。 また、難病医療費助成の申請に係る手続きについては、難病法等に基づいた支給認定審査を行うために臨床調査個人票等の必要な書類を申請者が提出しているところですが、令和7年度は、内閣府の地方分権改革提案において、特定医療費(指定難病)受給者証の更新申請の期間延長を提案しており、これに対し厚生労働省は、令和8年度末までに、指定研究班において指定難病毎の延長の可否を評価し、その後審議する予定としています。更新申請の期間が延長されることで、申請者や医療機関を含めた医療費助成関係者の負担軽減につながるものと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 8、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。</p>	<p>改正児童福祉法により、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、令和7年4月から801疾病まで拡大し、本県においても、疾病対象者への支給を行っているところです。 また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っているほか、各保健所においても相談支援を行っているところです。 さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 母子保健対策費 737,493千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 8、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、相談員の待遇改善等の難病相談支援センターの充実を図るため、令和8年度一般会計当初予算において、予算を増額計上したところです。 難病患者の相談支援等については、福祉・就労支援関係者や県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター等との連携を図りながら行っていますが、今後も、法改正や相談内容や件数の状況等を踏まえながら、必要に応じて難病相談支援センターの更なる充実・強化について検討を行ってまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 難病相談支援センター運営費 9,263千円</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★ ① 生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを引き下げた2013年以前に直ちに直すこと。</p>	<p>県としては、生活保護法により国が定めた基準等に従い、法定受託事務として全国一律で実施する必要があるため、最高裁判決を踏まえた対応として、国と連携し、当時の生活保護受給者等に必要な扶助費の追加支給等を実施していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★ ② 急激な物価高騰に対応して、生活保護基準を緊急に見直すこと。</p>	<p>令和5年10月から改定された生活扶助基準では、令和元年の全国家計構造調査の結果を基に導き出した基準額に世帯人員一人当たり月額1,000円を加算され、令和7年10月からは更に500円上乘せられました。また、令和8年10月からは1,000円引上げとなり、月額2,500円が加算される予定となっています。生活保護については、国の専門部会の答申を受けて国が基準を定めることとされているため、当該基準により適切に保護を実施します。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★ ③ 生活保護申請をためらわせる要因となっている扶養照会を廃止すること。</p>	<p>要保護者が扶養照会を拒んでいる場合においては、その理由を丁寧に聴き取り、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から慎重に検討を行うなど、国が定める基準に基づき適切に対応しているところです。 県では、県内の保護実施機関への通知等により適切な運用がなされるよう指導するとともに、申請する方への丁寧な説明に引き続き努めます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★ ④ 高齢加算を復活し、夏季加算を創設すること。</p>	<p>県としては、生活保護法により国が定めた基準等により法定受託事務として適正に実施していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★ ⑤ 生活保護利用者の大学・専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障すること。</p>	<p>稼働能力を十分に活用した上で夜間大学等で学ぶことは、現行の制度でも容認されているところであり、また、大学に在籍している場合でも病気のため働くことができなくなった場合には保護の適用を受けることが可能とされています。 また、大学等進学を希望する保護受給者への高等教育の就学支援新制度、貸与型奨学金や進学準備給付金等について積極的な周知が行われるよう、引き続き、各福祉事務所へ指導していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★ ⑥ 生活困窮者支援の窓口での違法な「水際作戦」をやめさせること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、生活保護が必要であると判断される方は福祉事務所に確実につなぐ等、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携し、適切な相談支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費（自立相談支援事業費） 64,541千円</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 2) 新型コロナウイルス感染が継続しているもとの、「貧困と格差」の広がり、生活保護申請者が増加しています。「生活保護は憲法25条に基づく国民の権利です」としおりやポスターに明記し、申請の門前払いを根絶すること。名称も「生活保障制度」に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革するよう求めること。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き制度の周知に努めていきます。 また、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行っているところであり、県では、引き続き各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 3) 「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 4) 自動車の保有やわずかな預貯金などの「資産」を理由に、保護利用を拒む運用を改めること。★</p>	<p>自動車や預貯金については、一定の条件を満たせば保有が容認されており、自動車や預貯金の保有を一律に認めないような取扱をすることのないよう福祉事務所へ指導しているところです。県では、引き続き県内の保護実施機関への通知等により適切な運用がなされるよう指導するとともに、申請する方への丁寧な説明に引き続き努めます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 5) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なパッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き取り組んでいきます。 就労が可能な方については、ハローワークとの連携や福祉事務所に配置した就労支援相談員等が保護受給者の意向を踏まえ、稼働能力の状況に応じた就労支援を行っているところであり、保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 6) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づき、県内全ての福祉事務所設置自治体に自立相談支援機関が設置され、相談支援を実施しています。県としては、努力義務とされている就労準備支援事業及び家計改善支援事業の推進など、支援メニューの充実に取り組むとともに、支援会議の設置促進や、支援員の質の向上・連携強化を図る研修の実施など、支援体制の強化を進めています。また、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、集合型の学習支援と併せて、生活習慣・育成環境の改善等に係る支援を行う必要があることから、訪問による個別支援も含め、実施市町村の拡大に取り組んでいるところです。 引き続き、生活困窮者支援の充実と支援体制の強化に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(自立相談支援事業費) 64,541千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(就労準備支援事業費) 4,353千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(家計改善支援事業費) 17,159千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(子どもの学習・生活支援事業費) 22,133千円</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 10、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び県がん対策推進計画に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 10、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 2）各種がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下（成人20%未満）の具体的な取り組みを強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診等の受診率向上に向けて、県では、がん検診受診の促進に係る取組やがんの正しい知識や健診の重要性などに係る普及啓発等の取組を行っています。 がん検診受診率の高い市町村の取組については、情報提供を行いながら、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。 また、「健康いわて21プラン」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、新たな受動喫煙防止対策を盛り込んだ改正健康増進法の施行に伴う、喫煙環境の変化を契機として、禁煙希望者への禁煙支援などの禁煙促進の取組を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算案】 健康診査管理指導事業費 754千円 生活習慣病重症化予防推進事業費 16,422千円(当該事業費の一部) 循環器病等予防緊急対策事業費 6,548千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 10、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 3）どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、県内全ての二次医療圏に、がん診療連携拠点病院等を設置し、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、拠点病院等の機能強化や、各拠点病院等と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を促進しています。 今後も引き続き、拠点病院等の一層の機能強化を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 10、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 4）緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>現在、県内7病院に緩和ケア病棟が設置されているほか、緩和ケア病床が2病院、緩和ケア外来が16病院に設置されています。また、県内全てのがん診療連携拠点病院等において緩和ケアチームが設置されており、緩和ケアが着実に普及しています。 県では、がん患者が精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん診療連携拠点病院等による緩和ケア研修会の実施や、相談支援体制の強化等について、今後も支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 10、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も喫煙室を廃止し全面禁煙とすること。★</p>	<p>平成30年改正の健康増進法や「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」、「岩手県職員受動喫煙防止対策基本方針」を踏まえ、県庁舎及び地区合同庁舎は、いずれも令和元年7月から敷地内を全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>「健康いわて21プラン」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。 受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。 このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。 また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置案】 受動喫煙対策促進費 621千円 循環器病等予防緊急対策事業費 6,548千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院施設については、敷地内全面禁煙としています。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>議会棟においては、平成26年7月1日の議会運営委員会で喫煙室を設置することを決定し、喫煙室以外は全面禁煙としました。 令和2年4月から健康増進法の一部改正に伴い、上記喫煙室は、第2種施設の喫煙専用室として位置づけられています。 なお、喫煙室を廃止する場合は、設置を決定した際と同様に、議会運営委員会の決定が必要であると考えています。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>受動喫煙防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。 県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。 また、総合教育センター宿泊事業廃止に伴い、例外的な取り扱いを廃止し、令和3年4月1日から全ての教育施設において施設内全面禁煙としています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 11、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、これまでの取り組みの検証を行い、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されることです。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いていますところであり、引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 11、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識の下、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いていますところであり、引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 11、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱については、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っているとしており、引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 11、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みを積極的に行うよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ45人の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。 また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。 引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 12、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での消費生活相談員の配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>本県においては、市町村の広域連携により県内11市の消費生活センターで全市町村をカバーする相談体制が整備されています。 県民生活センターにおいては、令和8年度も引き続き、消費生活相談員7人を配置し、相談対応や市センターへの助言等を行うとともに、研修や事例研究会等の実施により県及び市町村の相談員のスキルアップを図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 消費者行政推進費54,518千円、消費者行政活性化推進事業費30,323千円</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 12、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は消費生活相談のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、保健福祉部等の関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に向けた支援を行っています。 また、多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。 令和8年度も引き続き、関係機関等と連携し、消費生活問題等の解決に向けた支援に取り組みます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 消費者行政推進費54,518千円、多重債務問題解決支援事業費605千円</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 一、医療・介護危機打開、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を 12、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。</p>	<p>消費生活相談員については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて、会計年度任用職員として任命しており、正規職員化については、制度上困難となっていますが、待遇については、報酬額や執務環境の改善に努めており、研修等による能力向上機会の拡充などに配慮しています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 1、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という県立病院の創業の精神を堅持し、医師・看護師の大幅増員による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。新型コロナウイルス感染症対策の実績を踏まえ、厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合計画の撤回を求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応においては、全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図ってきたところであり、入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしているものと認識しています。 一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見直しはコロナ禍を経た現在にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えています。 今後、新たな地域医療構想の策定に当たっては、県立病院や民間医療機関、介護関係者、市町村等などで構成される地域医療構想調整会議において、病床機能別の医療機関の役割分担や、急変時の受入れ、退院調整などの医療と介護の連携をはじめとした地域医療を守っていくための議論を各地域で行いながら、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 2、「県立病院等の経営計画(2025-2030)」は見直し、120人の看護師削減ではなく、医師も看護師も大幅増員し、県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。★</p>	<p>県立病院の医師確保については、岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、医師の計画的増員を図ることとしています。 県としては引き続き、関係大学等に対する医師派遣要請に取り組むほか、県立病院に勤務しながら専門医の資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の義務履行を促進するとともに、子育て中の医師の仕事と家庭の両立支援などによる勤務環境の改善を推進するなど、様々な取組を着実にを行い、医師の確保に努めていきます。 看護師については、これまで、前経営計画に基づき、患者数や業務量等の状況を見ながら必要な部門・部署に対して、職員の適正配置を図ってきたところであり、現経営計画においても、この方針は変わらないものです。現経営計画では、職員数を減少させる計画になっていますが、病床の適正化等によるものであり、その中で、地域医療体制の確保に必要な職員等を配置していきます。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 3、県立釜石病院の改築に取り組むこと。久慈病院の救命救急センターの体制の強化を図り診療科の常勤医師確保に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。 1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。指導医、専門医の養成、配置に取り組むこと。医師の労働条件の改善に取り組むこと。</p>	<p>関係大学等に対する医師の派遣要請に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の臨床研修後の義務履行促進を図っていきます。 さらに、令和2年度から奨学金養成医師など専門医取得を目指す若手医師の研修機会の充実を図るため、県立病院医師が指導医を取得する際の経費の支援や指導医として専攻医の指導を行った医師への指導医手当を創設したところであり、引き続き、指導体制の充実に努めていきます。 また、若手医師のキャリア形成を支援できる勤務環境を整備するための医師の労働時間管理の徹底や、子育て中の医師の短時間勤務などワークライフバランスとキャリア形成の両立に対する支援など、様々な取組を行いながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 3、県立釜石病院の改築に取り組むこと。久慈病院の救命救急センターの体制の強化を図り診療科の常勤医師確保に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。 2) 久慈病院の救命救急センターの機能を果たすために専任の医師を複数配置すること。皮膚科等の診療科に常勤医師を配置すること。釜石病院には奨学金養成医師を指導できる副院長等を配置すること。改築にあたっては医師はもとより関係者の意見を聞いて進めること。★</p>	<p>久慈病院への救急科及び皮膚科の医師配置については、これまでも関係大学に対して医師の派遣を要請していますが、派遣元の大学においても医師の数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。 釜石病院の副院長等の配置については、関係大学と連携しながら配置に向けて取り組んでいます。(B) 釜石病院の建替については、岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、機能分化・連携強化の方向性に沿って、機能と規模を見直しながら、計画期間中の建替に着手することとしており、令和8年度一般会計当初予算に基本設計費を計上し、新病院の規模や主な機能、整備スケジュール等について公表したところです。 新病院の規模と整備スケジュールについては、リハビリテーションサテライト施設としての機能を盛り込みながら、3病棟、計180床として整備し、順調に推移した場合には、令和14年頃の稼働を見込んでいます。 引き続き、圏域の住民が安心して医療を受けられる体制を構築していくため検討を進めていきます。(A)</p>	医療局	医師支援推進室 経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 3、県立釜石病院の改築に取り組むこと。久慈病院の救命救急センターの体制の強化を図り診療科の常勤医師確保に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。 3) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p>	<p>職員については、これまで、前経営計画に基づき、患者数や業務量等の状況を見ながら必要な部門・部署に対して、職員の適正配置を図ってきたところであり、医療クラーク、看護師、臨床検査技師及び薬剤師などの医師以外の職員数については、前経営計画期間内に285人を増員したところです。 現経営計画期間においても、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 3、県立釜石病院の改築に取り組むこと。久慈病院の救命救急センターの体制の強化を図り診療科の常勤医師確保に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。 4) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等との連携を図ること。</p>	<p>初期・夜間救急医療提供体制の確保については、市町村や郡市医師会により、休日・夜間急患センター及び在宅当番医制の運営に取り組んでいるところですが、多くの軽症患者が二次・三次救急医療機関を直接受診することなどが、病院勤務医の負担増大の一因となっています。 このため、県では、インターネット上で国が運営する「医療情報ネット(ナビイ)」により、医療機関の診療科や診療時間を公表し、また、休日等における当番医を周知しているほか、症状や医療機関の役割分担に応じた適切な受診等について、普及啓発を行っているところであり、引き続き、地域医師会や救急医療機関等の関係機関と連携し、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 3、県立釜石病院の改築に取り組むこと。久慈病院の救命救急センターの体制の強化を図り診療科の常勤医師確保に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。 5) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和7年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計186人の養成医師を配置したところで、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和7年度は、県全体で55人の養成医師を配置したところであり、引き続き、地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】医師確保対策費1,181,223千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 4、産婦人科医師の養成・確保に今まで以上に取り組み、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。2次医療圏でお産ができる体制をめざすこと。院内助産を進めること。</p>	<p>(医師確保) 県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、令和8年度までに県内で必要な産科医・小児科医を確保する目標を掲げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブの強化を図っています。 また、令和2年度からは医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、さらに令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7人の地域枠を設置したところ。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円(当該事業費の一部)</p> <p>(周産期医療体制) 県では、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しているほか、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。 また、地域において安心・安全な出産ができる環境を確保していくため、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化や、妊産婦の通院等を支援する事業(妊産婦アクセス支援事業費)の拡充などに取り組んでいるところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 母子保健対策費(周産期医療対策費等)316,174千円(当該事業費の一部) 母子保健対策費(妊産婦アクセス支援事業費)24,901千円 (次ページへ続く)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(前ページからの続き)</p>	<p>(院内助産) 院内助産の取組は、妊娠から出産・産後までの手厚い支援につながるものであり、この取組を推進するためには、院内助産に対する理解の促進とともに、これらを担う助産師の確保・育成が重要であると考えています。 このため、県では、助産師が院内助産や産後ケアをはじめ多様な分野で活躍できる機運を醸成することを目的としたセミナーを開催するとともに、看護職員修学資金への助産師特別枠の設置による助産師の育成や、助産師の資質向上研修、潜在助産師等を対象とした復職研修などに取り組んでいるところです。 令和8年度においても、これらの取組を継続するとともに、助産師を含む看護職員の確保を一層推進するため、看護職員修学資金の貸付枠を110人から120人へ拡大し、令和8年度一般会計当初予算に看護職員確保対策費(看護師等修学資金貸付金)211,008千円を計上したところであり、引き続き、助産師の確保や資質向上に取り組み、妊娠期から産後まで切れ目のない支援の充実を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 看護職員確保対策費(助産師活躍推進事業費)2,721千円 保健師等指導費(保健師等指導費)8,415千円(当該事業費の一部) 看護職員確保対策費(安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業費)19,006千円(当該事業費の一部) 看護職員確保対策費(看護師等修学資金貸付金)211,008千円</p>			
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 5、看護師の大幅削減ではなく増員を実現すること。 1)「経営計画」(2025-2030)の看護師の120人大幅削減計画は見直し、看護師の大幅増員で患者に行き届いた看護の充実を図り、月9日以上夜勤を解消すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方的に強行せず見直すこと。</p>	<p>看護師については、これまで、前経営計画に基づき、患者数や業務量等の状況を見ながら必要な部門・部署に対して、職員の適正配置を図ってきたところであり、現経営計画においても、この方針は変わらないものです。現経営計画では、職員数を減少させる計画になっていますが、病床の適正化等によるものであり、その中で、地域医療体制の確保に必要な職員等を配置していきます。 月8回超夜勤の解消や職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤二交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
		医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 5、看護師の大幅削減ではなく増員を実現すること。 2) 全ての看護師が年5日以上の子次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに年休取得を75%に引き上げる計画の達成めざすこと。年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。</p>	<p>年次休暇の取得促進については、業務予定の早期周知及び職場内部の弾力的な応援体制を工夫することなどにより、休暇の取得しやすい環境づくりに努めており、勤務管理システムなどを活用し、あらかじめ職員の休暇取得希望を確認しながら年次休暇と夏季休暇と組み合わせた連続休暇や、記念日における休暇の取得を促進するなど、職員が主体的に休めるよう環境の整備に努めているところです。 また、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員を正規職員で補充するなど、育児を行う職員を支援するための勤務環境の整備に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 5、看護師の大幅削減ではなく増員を実現すること。 3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、さらに過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方的な導入、強要は行わないこと。</p>	<p>職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤二交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 5、看護師の大幅削減ではなく増員を実現すること。 4) 大船渡病院の看護科における超過勤務手当不払い問題の教訓を各病院に徹底し、超過勤務の申請を認めない労基法違反の行為の根絶を目指すこと。★</p>	<p>大船渡労働基準監督署からの是正勧告と指導を踏まえ、大船渡病院看護科において面談を実施のうえ、追給を行うなど、適切に対応したところです。 超過勤務については、事前に命令して事後に確認するという手続きの原則に基づき、必要な超過勤務はしっかりと認め、事後報告についても確認の上認めているところであり、日頃から業務の内容の把握、調整など適切なマネジメントを行い、職員の負担軽減やワークライフバランスの確保、健康保持等が図られるよう取り組んでいきます。 人事の取扱いにつきましては、看護管理者としての役割、経験や実践能力等を踏まえながら、適材適所での配置となるよう対応していきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 6、紫波地域診療センターの廃止、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 1) 紫波地域診療センターの廃止(26年3月末)については、紫波町議会の意見書を踏まえ、地域住民への丁寧な説明を行い、地域住民の理解と納得を得られるように進めること。★</p>	<p>紫波地域診療センターの廃止については、県議会での議論を始め、住民の方の代表も構成員となる地域医療構想調整会議や県立病院運営協議会で御議論いただいたほか、パブリック・コメントを実施し、丁寧に意見を聞く場を設け、理解促進を図ってきたところです。 廃止までの期間において、通院している患者の皆様へ廃止について説明させていただき、患者の皆様がセンターで受けられている医療については、その内容を踏まえ、同様の医療が継続できるよう、適切に他の医療機関等に紹介してまいります。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 6、紫波地域診療センターの廃止、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 2) 県立沼宮内診療センターの民間移管への検討を検証し、入院機能の回復をめざすこと。花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。</p>	<p>岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き、医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 6、紫波地域診療センターの廃止、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>県立病院では、岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)を公表しております。この中で、地域診療センターについては、地域におけるプライマリアケア領域の外来医療を担うこととしています。 人口減少や医療の高度・専門化が進展する中で、地域全体で良質な医療を提供する体制を確保する必要があり、入院医療については、引き続き圏域内の他の県立病院と連携して対応していきます。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること 1) 一関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域住民のニーズにこたえ、医療・介護・福祉の連携を強化すること。</p>	<p>県では、これまで、総合診療を軸とした医療、リハビリ、介護などを切れ目なく提供するため、岩手県保健医療計画や地域医療構想などにに基づき、医療・福祉の関係団体や市町村などと連携し、在宅医療体制や地域包括ケアシステムの構築など、保健・医療・介護・福祉の総合的な取組を推進してきたところであり、一関市国保藤沢病院やまごころ病院においては、地域包括医療・ケアを実践し、高齢化が進む将来に向けて、保健、医療、介護、福祉を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組まれています。 岩手県保健医療計画においては、今後の高齢者人口の増加による医療・介護需要の変化を踏まえ、医療機関や介護事業所などの多職種間の連携を強化するため、地域の関係者間の連携を担う拠点と、地域の在宅医療を積極的に担う医療機関を計画に位置付けるとともに、人材確保など訪問看護サービスの提供体制の強化に向けて重点的に取り組むこととしており、引き続き、多職種間の連携を強化し、切れ目のない保健・医療・介護・福祉の一体的な取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること 2) 市町村立病院への支援と連携を強化すること。西和賀さわうち病院への医師派遣を引き続き進めること</p>	<p>県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。 奨学金養成医師については、令和7年度も引き続き、西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。 今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 医師確保対策費1,181,223千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充と新型コロナ補助金の復活を強く求めること。消費税の当面5%への減税を求めること。 1)新型コロナ感染拡大が継続しているもとで、県立病院を含め、全国の公立病院、民間病院が減収と赤字に直面しており、国に対し地域医療と病院を維持するための緊急対策を講じるよう求めること。新型コロナ感染拡大が継続している中でコロナ補助金を復活するよう求めること。</p>	<p>今般の物価高騰による経費や材料費などの高騰で病院運営は非常に厳しい状況に置かれていることに加え、民間企業と同水準の給与改定を実施できる診療報酬体系になっていない状況であるとの認識の下、全国知事会や知事の会等と連携しながら、地域医療を守るための強力な施策の実施について国に要望してきたところです。 令和8年度診療報酬改定においては、3.09%の引上げが行われることに加え、国の令和7年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージの医療分野として1兆368億円が措置されたところであり、具体的には、医療機関の「賃上げ・物価上昇」「生産性向上」「病床数の適正化」等に対する支援が盛り込まれました。 また、県も、国の交付金を活用して物価高騰支援金を支給するなどの支援を行っているところであり、支援金の早期の支給に努めるとともに、国に対し、更なる対策について働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 医療施設等物価高騰緊急対策支援費 420,979千円 医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 577,196千円</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充と新型コロナ補助金の復活を強く求めること。消費税の当面5%への減税を求めること。 2) 物価高騰を上回る賃上げを実現するための診療報酬の引き上げ、独自の交付金等の対策を求めること。</p>	<p>物価高騰や賃金上昇等の状況を踏まえ、令和6年6月に施行された診療報酬改定においては、診療報酬本体がプラス0.88%引き上げられたところです。 一方、同改定後も物価や人件費の上昇が続く中、医療機関からは、当該改定のみでは賃上げ原資の確保が困難であるとの声があがっており、令和8年6月頃の施行が予定されている令和8年度診療報酬改定において、診療報酬本体でおおむね3%程度引上げることとされました。 県としても、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」等を通じて、物価・賃金動向を適切に反映した診療報酬水準の確保について、国に対し要請を行ってきたところです。 また、国の経済対策を受けて、令和7年一般会計補正予算(第5号)により「医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費」を計上したところであり、診療報酬改定の施行までの間においても、物価高騰の影響を受ける医療機関の経営を下支えし、医療従事者の処遇改善につながる支援を行っていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 577,196千円</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師120人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを 8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充と新型コロナ補助金の復活を強く求めること。消費税の当面5%への減税を求めること。 3) 医療機器や医療資材等にかかる価格の高騰と消費税は転嫁できず、医療機関の負担増となっています。消費税を当面5%に減税するとともに転嫁できない消費税分の補填措置を講じるよう国に求めること。</p>	<p>国に対し、医師確保等人材の育成支援、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充や診療報酬上の評価の充実等について要望しているところであり、国の診療報酬改定や制度改善の状況なども踏まえながら、引き続き働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを ① 長時間労働を広げる高市政権の労働時間の規制緩和に反対すること。★</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、長時間労働の是正等の「働き方改革」の取組等について、経営者団体等に要請しているほか、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけを行っています。 また、国に対しては、全国知事会を通じて、長時間労働の是正と、中小企業における働き方改革の推進が図られるよう引き続き働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費 9,227千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを ② 政治の責任で「賃金が上がる国」への改革を進めること。大企業の内部留保に課税し、中小企業への十分な支援とセットで最低賃金を早急に時給1500円(手取り月額20万円程度)に引き上げること。ケア労働者の賃金を引き上げるために、公定価格や報酬を見直すこと。</p>	<p>① 医療分野 物価高騰や賃金上昇等の状況を踏まえ、令和6年6月に施行された診療報酬改定においては、診療報酬本体がプラス0.88%引き上げられたところでは、一方、同改定後も物価や人件費の上昇が続く中、医療機関からは、当該改定のみでは賃上げ原資の確保が困難であるとの声があがっており、令和8年6月頃の施行が予定されている令和8年度診療報酬改定において、診療報酬本体でおおむね3%程度引上げることとされました。 県としても、全国知事会や「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」等を通じて、物価・賃金動向を適切に反映した診療報酬水準の確保について、国に対し要請を行ってきたところでは、また、国の経済対策を受けて、令和7年度一般会計補正予算(第5号)により「医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費」を計上したところであり、診療報酬改定の施行までの間においても、物価高騰の影響を受ける医療機関の経営を下支えし、医療従事者の処遇改善につながる支援を行っていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 577,196千円</p> <p>② 介護分野 国では、令和7年度補正予算で令和7年12月から令和8年5月までの間、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行う「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を措置したほか、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところでは、介護報酬は、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図るため、地域の実情を踏まえ、国の責任において設定されるものであり、これまでも国に対して、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定することや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているほか、全国知事会を通じて、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しているところですが、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 2,992,630千円の一部 (次ページへ続く)</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課 障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
(前ページからの続き)	<p>③ 障がい福祉分野</p> <p>令和8年度報酬改定においては、職員の処遇改善のための最大月額1.9万円(改定率+6.3%)となる臨時改定(月1.0万円(3.3%)、生産性向上等による上乗せ0.3万円(1.0%)、定期昇給0.6万円を含む合計)が予定されているところです。</p> <p>県では、職員の処遇や職場環境の改善に向けた支援の一層の充実を図るよう更なる報酬の上げを要望していたところであり、要望内容が一定程度反映されたものと考えておりますが、本県における全産業と比較した障がい分野を含む介護職員の給与は、月額約2.5万円低い状況であったことを踏まえると、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、今後も、国の動向等を注視しつつ、基本報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p> <p>なお、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、緊急的対応として賃上げの支援を行うため、国の令和7年度補正予算において予算措置されたことから、県においても下記のとおり12月補正予算に計上したところです。こうした事業の実施を通じ、障がい福祉職員の適切な処遇と障害福祉サービスの安定的な提供の確保につなげていきます。</p> <p>【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業 440,918千円</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>(最低賃金制度について)</p> <p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。</p> <p>引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくことともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携し、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p> <p>最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、令和7年度一般会計補正予算(第4号)において、賃上げを行った中小企業等に対し支援金を交付する「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」を措置したところです。本事業は、令和8年度に予算を繰り越して、令和8年9月までの賃上げを対象として引き続き実施することとしており、支援金の交付を通じて、県内中小企業等の賃上げを促進していきます。</p> <p>【令和7年度一般会計補正予算(第4号)措置】 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費 2,714,000千円</p> <p>(中小企業への支援について)</p> <p>また、これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」(省力化投資枠)の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいます。</p> <p>【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助 150,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを ③ 労働者派遣法を抜本改正し、派遣は臨時的・一時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法を制定すること。男女賃金格差を是正すること。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。 また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援等を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。 さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。 加えて、就職氷河期世代をはじめとしたミドル世代を対象とし、求職者とその採用意欲がある企業とのマッチングを個別で支援することにより、引き続き、非正規雇用労働者の正規雇用化等に向けた支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ミドル世代等就職支援事業費 6,634千円</p> <p>フリーランスについて、国では、事業者とフリーランスとの取引に関し、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、令和3年3月に、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定しました。また、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和5年5月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が公布されたところであり、フリーランスが安心して働くことができる環境の整備が進められてきているところです。 また、国の全世代型社会保障構築会議では、フリーランスやギグワーカーも含めた働き方に中立的な社会保険制度の在り方の検討が行われているところであり、県としては、こうした国の動向を注視していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを ④ パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定など、正社員との均等待遇を図るとともに、解雇・雇止めを規制すること。</p>	<p>県では、パートタイム・有期雇用労働法などの関係法令や、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の待遇改善等について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されているところであり、県では、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知を図っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 2) 安心して働き、子育てできる環境を ① 希望する保育園に入所できるように認可保育所を増設・確保し、保育水準を確保しながら隠れ待機児童を含め解消すること。</p>	<p>令和7年3月に策定した、令和7年度から5年間の教育・保育の提供体制の確保等について定める「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携して、地域の実情を踏まえた教育・保育の量的拡充と質的改善を進め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 2) 安心して働き、子育てできる環境を ② 学童保育の増設と指導員の処遇改善により、待機児童を解決し、詰め込みの解消を図ること。6年生まで利用できるようにすること。保育料減免を拡充すること。</p>	<p>県では、令和7年3月に策定した「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に、新たに、放課後児童対策の推進に関する事項を盛り込んだところであり、本計画に基づき、市町村と連携して、放課後児童クラブをはじめとする放課後の安全・安心な居場所の確保を推進していきます。 また、放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助の拡充や、放課後児童クラブの利用料無償化を含む負担軽減策を講じることなどについて、全国知事会と連携して国に要望しています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に ① 大学・短大・専門学校の学費を速やかに半額に引き下げ、将来的には無償にすること。入学金は廃止すること。奨学金は、欧米のように返済不要の給付制を中心に拡充すること。奨学金の返済を半分に減らす減免制度をつくること。</p>	<p>令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。 また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行ってまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 私立専修学校専門課程授業料等減免補助 634,848千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立職業能力開発施設では、経済的理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者に対し、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免に準じて授業料及び入学料の減免措置を講じ、経済的負担の軽減を図っています。 また、奨学金については、県立職業能力開発施設の学生は、日本学生支援機構の奨学金の対象とされていないため、厚生労働省が所管する有利子の技能者育成資金融資制度等を活用しているところであり、他県と共同し、県立職業能力開発施設の学生を対象とした給付型奨学金の制度を創設するよう国に要望しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立農業大学校においては、「大学等における修学の支援に関する法律」や県条例に基づき、入学料や授業料等の減免を実施するとともに、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金について、学生に周知の上、活用を促進しており、これらの制度により、低所得世帯等の教育費の負担軽減を図っています。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立高等看護学院においては、県条例に基づき入学料や授業料の減免を実施していますが、「大学等における修学の支援に関する法律」の一部改正に伴い、これまで低所得者世帯の学生等を対象としていた授業料等減免について、令和7年度から新たに、多子世帯の学生等を減免対象に追加する条例改正を行ったところです。 また、修学の支援等のため、看護職員修学資金の貸付けを行っており、これらの制度により、低所得世帯等の教育費の負担軽減を図っています。 県としては、今後も引き続き、教育費負担の軽減に向けた支援に努めてまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 看護職員確保対策費(看護師等修学資金貸付金)211,008千円</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に ② 「義務教育は無償」を定めた憲法26条に即して、学校給食費や教材費など義務教育にかかる費用を国の制度で無償化すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に ③ 児童手当の18歳までの支給、児童扶養手当、就学援助の額と対象の拡大など、子育て世代に向けた継続的・恒常的な現金給付を拡充すること。</p>	<p>児童扶養手当の額については、全国消費者物価指数に基づき国が決定し、県及び市は、法定受託事務として処理しているところです。令和3年3月からは児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになり、対象者の拡大が図られました。 児童手当については、国の「こども未来戦略方針」において、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけが明確化され、所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長、多子加算などの拡充がなされたところです。県としては、更なる拡充について、引き続き、国の動向を注視していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童手当等市町村支給費負担金 1,948,000千円</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他
	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「2023年度岩手県子どもの生活実態アンケート調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策でもある「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ① 小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化をはかること。</p>	<p>県では、いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランにおいて、子ども食堂や学習支援等を行う「子どもの居場所」の全市町村への拡大を掲げ、子どもの居場所の開設や運営の支援に取り組んでいるところです。 この目標達成に向け、市町村レベルでの取組が実施されるよう支援していくとともに、福祉、教育、労働、女性活躍など庁内関係部局や市町村等の関係機関で連携し、広く県民の理解と参画を促しながら、子どもの居場所づくりに努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業費 9,277千円</p> <p>小学校単位の子どもの居場所設置と学習支援の強化については、地域と学校の連携・協働体制構築事業により、放課後子供教室の運営や学習支援員の配置及び資質向上に係る経費の補助を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費（放課後子供教室事業） 52,382千円</p>	<p>保健福祉部</p> <p>教育委員会事務局</p>	<p>子ども子育て支援室</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「2023年度岩手県子どもの生活実態アンケート調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策でもある「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ② ひとり親家庭・母子家庭への公的・経済的支援を拡充すること。児童扶養手当の削減措置をやめ、支給額を引き上げること。長期の雇用確保に向けた就労支援、保育所の優先入所、公営住宅への優先入所などを進めること</p>	<p>児童扶養手当の額については、全国消費者物価指数に基づき国が決定し、県及び市は、法定受託事務として処理しているところです。令和3年3月からは児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになり、対象者の拡大が図られました。</p> <p>また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとされましたが、社会・経済情勢の影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための継続的な経済的支援や就業支援など、特に厳しい環境におかれた子どもとその保護者への支援の一層の充実について、国に対し要望しています。</p> <p>県では、引き続き、ひとり親家庭応援サポートセンターによる相談支援やひとり親家庭出張個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村等と連携し、ひとり親家庭支援に係る制度の周知に努めていきます。</p> <p>保育所等の優先入所については、国の通知により配慮が求められているところであり、県では「いわてこどもプラン(2025～2029)」に基づき、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立のため、必要な配慮を市町村に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	<p>県内企業における仕事と生活を両立できる環境づくりを促進するため、「いわて働き方改革推進運動」の展開により、育児休暇等の休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について普及啓発を行っており、令和8年度一般会計当初予算においても、働き方改革の一層の推進を図るため、いわて働き方改革加速化推進事業費を計上したところです。</p> <p>長期の雇用に繋げるための就労支援として、離職者に対する再就職訓練を実施するなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業能力開発を実施するほか、女性や母子家庭の母等を対象とした就業支援も進めているところであり、令和8年度一般会計当初予算に、就職支援能力開発費及び女性就業援助費を計上しています。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費 9,227千円 就職支援能力開発費 515,184千円 女性就業援助費 5,476千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、ひとり親家庭や母子家庭が入居を希望される場合は、収入基準など入居要件を満たせば、抽選又は常時募集住戸に申込みことにより、入居することができます。</p> <p>なお、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者に対しては、優先入居枠が設けられた場合、優先入居として抽選の際に配慮しています。</p> <p>また、収入基準についても、裁量世帯(月額21万4,000円まで)とする子の要件については、令和4年4月から、「未就学児」から「18歳となった年度の末日までの子」に拡充しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「2023年度岩手県子どもの生活実態アンケート調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策でもある「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ③ 子どもの医療費は所得制限、一部負担をなくし18歳まで完全無償化を実現すること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「2023年度岩手県子どもの生活実態アンケート調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策でもある「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ④ 岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。 知事を本部長とする全庁的な推進体制を確立し、県政の重点課題の一つとして県民運動として取り組むこと。</p>	<p>子どもの貧困率については、都道府県・市町村別のデータを提供するよう、国に要望しています。 県では、令和5年度に子どもの生活実態調査を行ったところであり、この調査結果に基づき、令和7年3月に、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」を盛り込んだ、「いわて子どもプラン（2025～2029）」の策定したところです。 この計画では、こどもの大綱の基本的な方針の一つである「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る」ため、具体的な推進方策や指標を設定しており、市町村や学校、民間団体、関係機関等との緊密な連携を図りながら、施策を推進していくこととしています。 県では、福祉、教育、労働、女性活躍など関係部局と連携し、「子育て・子育て会議」における議論等を踏まえながら、他の子ども・子育て支援等に関連する施策と一体的に取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ① 就学援助制度の周知徹底を図り、対象となるすべての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求めること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。</p>	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。 また、就学援助等の継続については、東日本大震災津波で被災し、いまだに経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒が数多く在籍している中、これらの児童生徒の学ぶ機会を保障するために市町村が行う就学支援事業に対し、平成23年度から国の被災児童生徒就学支援等事業交付金による財政的措置が行われています。 県としては、被災地域のニーズ等を把握しながら、国に対し財政措置の継続を求めています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ② 児童扶養手当の増額、とくに、全体の約6割を占める第1子のみの世帯への支援を拡充すること。年6回の分割支給を毎月支給に変え、現行18歳までの支給を20歳まで延長するよう求めること。支給開始後5～7年で手当てを最大2分の1に削減する仕組みを撤廃すること。</p>	<p>ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当制度は、令和元年11月から年3回から年6回の隔月払いとなり、より家計の管理がしやすくなるよう制度が改正されてきたところです。 県としては、ひとり親家庭応援サポートセンターによる相談支援やひとり親家庭出張個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村に対し、制度周知の強化を働きかけていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化をめざすこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求め、大学・専門学校の授業料を半額にすること。月額3万円の給付制奨学金を70万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、すべて無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。</p>	<p>(私立学校) 私立高等学校に通う生徒の授業料については、国の就学支援金による支援のほか、令和2年度からの年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実施に併せ、年収590万円以上620万円未満世帯を対象に県独自の上乗せ補助を行い、保護者等の負担の軽減を図っています。令和8年度からは、所得制限の撤廃による就学支援金の拡充が図られる予定です。 また、授業料以外の教育費については、国の奨学のための給付金による支援のほか、県独自の生活保護世帯を対象とした入学金減免制度により支援を行っており、奨学のための給付金については、給付単価が増額する等、支援の充実が図られているところです。 県としては、今後も引き続き、教育費の負担軽減に向けた支援に努めるとともに、国における動向を注視し、国に対し支援策の拡充について要望していきます。 (大学) 令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。 また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校等就学支援金交付金 3,382,432千円、私立高等学校等授業料等減免補助 2,688千円、奨学のための給付金支給事業費 246,214千円、私立専修学校専門課程授業料等減免補助 634,848千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望していきます。(B) 高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、令和7年4月から支援対象者の収入要件が事実上撤廃されています。(A)</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取り組みを全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。</p>	<p>生活困窮世帯の子どもの対象とした学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防止する観点からも重要な取組であり、訪問による個別支援も含め、県では実施市町村の拡大に取り組んでいるところである。 同事業は、令和7年度は24市町村で実施しており、このほか、公営の学習塾や子ども食堂など「子どもの居場所」における学習支援等が行われている市町村もあります。 国庫基準額や補助割合の見直し等による十分な財源措置が行われるよう、引き続き、国に対する要望等を行います。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(子どもの学習・生活支援事業費) 22,133千円</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ② 子ども食堂の取り組みを全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。</p>	<p>県では、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、新規立ち上げへの支援、食材や支援金等の寄付のマッチング、スタッフの育成・スキルアップのための研修会の開催、参画団体の活動内容や子どもの居場所支援に関する普及啓発などを支援してきたところです。 また、いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランにおいて、子ども食堂や学習支援等を行う「子どもの居場所」の全市町村への拡大を掲げ、子どもの居場所の開設や運営の支援に取り組んでおり、令和7年3月末現在では、30市町村150か所まで取組が拡大したところです。 今後は、子どもの居場所が未設置の市町村での開設など、まずは市町村レベルでの取組が実施されるよう支援していくとともに、福祉、教育、労働、女性活躍など庁内関係部局や市町村等の関係機関で連携し、広く県民の理解と参画を促しながら、子どもの居場所づくりに努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業費 9,277千円</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ③ 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、大規模化の解消を図ること。児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。</p>	<p>県では、令和7年3月に策定した「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に、新たに、放課後児童対策の推進に関する事項を盛り込んだところであり、本計画に基づき、施設整備への支援や放課後児童支援員の確保に取り組むとともに、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。 また、施設整備や放課後児童支援員の処遇改善の補助など、運営に係る財政支援の拡充を図るよう、引き続き国に要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 4) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるようにすること。 ① 施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。</p>	<p>施設の小規模化・地域分散化については、「岩手県社会的養育推進計画(2020～2029)」に基づき、各施設の取組を支援していきます。 また、職員配置については、配置改善加算や心理療法担当職員加算等、国の基準に基づいて手厚い配置に取り組んでおり、職員の処遇についても、社会的養護処遇改善加算の実施等、国の基準に基づいた改善に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童保護措置費 2,650,715千円の一部</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 4) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるようにすること。 ② 施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。</p>	<p>施設退所後の支援については、身元保証人確保対策事業や児童養護施設等自立支援資金貸付事業を実施するとともに、社会的養護自立支援拠点事業による相談支援等の実施により、引き続き、進学や就労継続支援に取り組めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 身元保証人確保対策事業費 114千円 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助 13,272千円 社会的養護自立支援拠点事業費 11,957千円</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 5) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行にあたっては、時給の引き下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。</p>	<p>令和7年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により会計年度任用職員として県内6教育事務所等に17人配置してきたところであり、令和8年度も同程度の配置を計画しています。 また、岩手県社会福祉士会との連携や、県立大学における人材養成課程への協力を図るなど、人材確保に努め、教育相談体制の一層の充実を進めていきます。 今後、スクールソーシャルワーカーの配置に係る文部科学省の事業の方向性について注視しながら、スクールソーシャルワーカーの配置や処遇改善等について研究を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 6) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門職の配置と養成など体制と取り組みを強化し、市町村子ども家庭センターの設置を促進すること。</p>	<p>県では、年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員に努めているところであり、引き続き、児童福祉司等を担える専門職員の計画的な確保に努め、児童相談所の体制強化を図るとともに、児童福祉司任用後研修や指導教育担当児童福祉司任用前研修の継続実施により、児童虐待対応力の充実強化に努めていきます。 また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応が充実されるよう、市町村こども家庭センターの設置促進に向けて研修会を実施するなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童養育支援ネットワーク事業費(児童虐待防止対策研修事業)5,699千円 の一部</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること。 ① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。ギグワーカー、フリーランス、シフト制労働者の権利保護のルールを作り、非正規ワーカー待遇保護法(仮称)の制定をめざすこと。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。 また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援等を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。 さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。 加えて、就職氷河期世代をはじめとしたミドル世代を対象とし、求職者とその採用意欲がある企業とのマッチングを個別で支援することにより、引き続き、非正規雇用労働者の正規雇用化等に向けた支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ミドル世代等就職支援事業費 6,634千円 働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和5年5月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)が公布されました。(令和6年11月1日施行) 法施行に伴い、令和3年3月26日に策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても改定が行われ、フリーランスが安心して働くことができる環境の整備が進められてきているところです。 県としては、こうした国の動向を注視しながら、労働局や関係機関と連携し実態把握に努めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること。 ② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること。 ③ 最低賃金を時給1500円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出すこと。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。</p>	<p>(最低賃金制度について) 地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。 引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくことともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携し、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p> <p>(中小企業への支援について) また、これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」(省力化投資枠)の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助 150,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること。 ④ ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。</p>	<p>ひとり親家庭を含め、就労など様々な困りごとを抱える方に対しては、自立相談支援機関において相談受付や支援プランの作成を行うとともに、ハローワーク等の関係機関へのつなぎなど、必要な支援を実施しています。 また、生活保護については、ホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めます。 今後も、県内各福祉事務所においては、自立相談支援機関や民生委員等と連携して、生活に困窮している方の把握に努めるとともに、制度の周知や適切な窓口対応に取り組めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(自立相談支援事業費) 64,541千円</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 1) 国・自治体の責任で、新型コロナ対策を強化し、感染拡大期には保育所での定期的検査の実施、抗原検査キットの配布で機敏な対応ができるようにすること。</p>	<p>県では、これまで市町村と連携し、児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設改修、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要なかかり増し経費等に対し支援を行うとともに、県内における感染の急拡大等を受けて、保育所等の職員を対象とした集中検査を実施してきたところです。 今後においても、感染状況を踏まえ、対応を検討していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 23年度から実施された第2子以降の保育料の無償化と在宅育児支援(月1万円)の取り組みをさらに前進させ、第1子からの無償化をめざすこと。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう、国に要望しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 ① 待機児童は、25年4月1日段階では5人となっていますが、希望する保育所に入れないなどの隠れ待機児童152人を含めて解消することが必要です。10月段階ではさらに増加しています。年内に発生するすべての待機児童、隠れ待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の新增設・確保を進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子どもを含め待機児童を解消する計画を立てること。</p>	<p>令和7年3月に策定した、令和7年度から5年間の教育・保育の提供体制の確保等について定める「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携して、地域の実情を踏まえた教育・保育の量的拡充と質的改善を進め、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを推進していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 ② 保育士の配置基準をどの年齢でも増員するなどさらに改善を図ること。</p>	<p>保育士の配置基準は、令和6年度に3歳児及び4歳以上児について改善が行われたところであり、1歳児についても、令和10年度までの加速化プラン期間中の早期に改善が進められることとなっています。 県では、更なる配置基準の改善や、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等の充実などについて、全国知事会と連携して、国に要望しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 ③ 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。</p>	<p>令和7年3月に策定した「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携して、地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を進め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域子ども・子育て支援事業交付金 2,280,000千円の内数</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 ④ 公立保育所の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村が地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進めているものと認識しています。 県としては、民営化された場合も、保育所の設備等の基準が遵守され、適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく指導監査等により指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 ⑤ 県が設置した庁内保育施設「うちまる保育園」は、認可保育所としてモデルとなるよう運営すること。</p>	<p>庁内保育施設うちまる保育園は、盛岡市から地域型保育事業としての認可を受けて、令和3年4月に開設しました。 事業所内保育事業として、事業主である県と運営事業者が連携して質の高い保育サービスの提供に努めているところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】庁内保育施設運営費 5,697千円</p>	総務部	総務事務センター	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 4) 保育士の賃金引き上げ、処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。</p>	<p>保育士の人件費は、令和6年度に過去最大となる10.7%の引上げが行われたことに続き、令和7年度も5.3%の改善が行われます。 県では、更なる職員の処遇改善を図るとともに、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とするなど、保育士確保施策を強化するよう、国に要望しています。 また、県では、保育士資格の取得を目指す学生の修学を支援し、新卒保育士の県内定着をさらに促進するため、令和7年度から、保育士修学資金の貸付け枠を、従前の25人から45人に拡大しています。 保育士の住居支援については、国により、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用に対する財政支援が行われていることから、市町村に対し、制度の活用に向けた情報提供を行っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 1) 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃することに反対し、撤回を求めること。</p>	<p>児童の安全を確保するためには、基本的に、複数の支援員を配置して運営する必要があると考えていますが、登録児童が少ない小規模な放課後児童クラブや、利用児童が少ない時間帯などは、必ずしも複数の支援員を配置しなくとも対応可能な場合もあることから、事業の実施主体である市町村が基準を定め、それぞれの地域の実情や利用ニーズを踏まえ、適切に対応していくものと考えます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 2) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設を図り、待機児童(24年5月1日現在、盛岡、奥州の2市189人)の解消に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。 県では、令和7年3月に策定した「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に、新たに、放課後児童対策の推進に関する事項を盛り込んだところであり、本計画に基づき、待機児童の解消に向けて、施設整備への支援や放課後児童支援員の確保に取り組んでいきます。 また、施設整備や放課後児童支援員の処遇改善の補助など、運営に係る財政支援の拡充を図るよう、引き続き国に要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 3) 指導員の正規化・労働条件の大幅な改善をはかり、放課後児童支援員の複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。</p>	<p>放課後児童支援員の配置については、令和6年度から、常勤の支援員を2人以上配置した場合の補助基準額が創設されるなど、改善が図られてきています。 県では、放課後児童支援員の処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図るよう、全国知事会と連携して国に要望しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 4) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行い解消を図ること。</p>	<p>国では、省令で定める基準において、放課後児童クラブの一の支援の単位を構成する児童の数を、おおむね40人以下としており、受入れ児童数の増を図るためや既存施設が狭隘であるため延べ面積の増加を図る場合の整備についても補助対象としています。 県では、放課後児童クラブを利用する児童に対し、適切な環境が提供されるよう、市町村の施設整備を支援しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 児童福祉施設等整備費補助(児童館等施設整備費補助) 55,068千円の内数</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 5) 学童保育の無償化を国に求めること。利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。★</p>	<p>県では、放課後児童クラブの利用料について、無償化を含む負担軽減策を講じるよう、全国知事会と連携して国に要望しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 1、緊急対策として消費税5%への減税とインボイスの中止を国に強く求め、消費不況を打開し、国民のくらしと事業者の経営を守り、経済の危機打開をめざすこと。★</p>	<p>物価高騰により、生活者や中小事業者などに大きな影響が及んでいることから、県では、全国知事会等を通じて、国に対して、物価高騰対策の拡充や、困窮者や様々な産業分野の事業者への支援等について要請してきたところであり、引き続き必要な提言等を行っていきます。</p> <p>インボイス制度(適格請求書等保存方式)については、免税事業者となる小規模事業者及びフリーランスにおいて、事業者取引から排除されることや消費税等相当額の値下げを強いられるおそれが各種団体から指摘されています。 なお、国においては、免税事業者からの仕入れに係る経過措置を設けるなど負担軽減策を講じているところであり、県としては国の動向を注視していきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
		商工労働観光部	商工企画室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、新型コロナ禍に続く物価高騰と最低賃金の大幅な引き上げのもとで、中小企業の賃上げ支援「物価高騰対策賃上げ支援金」第3弾を早急に実施すること。★</p>	<p>最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、令和7年度一般会計補正予算(第4号)において、賃上げを行った中小企業等に対し支援金を交付する「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」を措置したところです。本事業は、令和8年度に予算を繰り越して、令和8年9月までの賃上げを対象として引き続き実施することとしており、支援金の交付を通じて、県内中小企業等の賃上げを促進していきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第4号)措置】 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費 2,714,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、経営革新計画に基づく中小企業の生産性向上を目指す「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」(1億円)を大幅に拡充すること。資材高騰と賃上げを踏まえた価格転嫁の取り組みを強化すること。★</p>	<p>これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」(省力化投資枠)の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいきます。 また、令和5年7月に、県内経済団体、労働団体及び行政機関の連名で「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、参画機関と連携し価格転嫁促進に向けたセミナーの開催等に取り組んできましたが、令和8年2月に当該宣言を更新し、金融機関等が新たに加わったところであり、今後も、当該共同宣言の参画機関を始めとした関係機関と連携し、県内企業の適切な価格転換促進に向けた環境整備を進めていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助 150,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、中小企業への伴走型支援を強化するために商工団体の経営指導員の待遇改善と増員を図ること。★</p>	<p>商工指導団体の経営指導員や経営支援員は、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しい中で、GX・DXへの対応など生産性向上に向けた事業計画の策定や経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者の事業継続のための取組を伴走型で幅広く支援しており、この伴走支援の果たす役割は今後更に重要となっていくと考えています。 このような考え方の基に、県では、商工指導団体の体制強化に向けて、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、県が行う経営指導員等の人件費、専門家派遣等への支援に係る財政措置を拡充するよう国に対し要望しているほか、商工指導団体の人材確保・体制維持のためには、処遇改善につながる人件費補助単価の引き上げが必要と認識していることから、令和8年度においては、令和7年度比で、経営指導員は17,600円、経営支援員は17,100円をそれぞれ引き上げることとしており、引き続き、国の地方交付税措置の増額を求めるなど財源の確保に努めながら、商工指導団体の経営支援体制の強化を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 商工業小規模事業経営支援事業費補助 1,452,134千円 中小企業連携組織対策事業費補助 123,743千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、7時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ① 最低賃金を直ちに全国一律に時給1500円へ引き上げること。その財源は、安倍政権以来積み増しされた大企業の内部留保200兆円に年2%の課税を5年間実施し、賃上げ分と気候危機打開分の経費を除外して10兆円の財源をすべて中小企業への支援に回すこと。★</p>	<p>(最低賃金制度について) 地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。 引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくことともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携し、制度の見直しについて国に対して要望していきます。 (中小企業への支援について) また、これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」(省力化投資枠)の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助 150,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、7時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ② 残業代ゼロ制度を廃止し、すべての労働者を対象に「残業は週15時間、月45時間、160時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、長時間労働の是正等の「働き方改革」の取組等について、経営者団体等に要請しているほか、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけているところであり、令和8年度一般会計当初予算においても、働き方改革の一層の推進を図るため、「いわて働き方改革加速化推進事業費」を計上し、企業への働きかけや優良事例の普及啓発に取り組みます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費 9,227千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、7時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ③ 労働者派遣法の抜本改正し、非正規労働者の正社員化を進めること。ギグワーカー、フリーランス、シフト制労働者の権利を保障する非正規ワーカー待遇改善法(仮称)の制定を求めること。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。 また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援等を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。 さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。 加えて、就職氷河期世代をはじめとしたミドル世代を対象とし、求職者とその採用意欲がある企業とのマッチングを個別で支援することにより、引き続き、非正規雇用労働者の正規雇用化等に向けた支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ミドル世代等就職支援事業費 6,634千円</p> <p>働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和5年5月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)が公布されました。(令和6年11月1日施行) 法施行に伴い、令和3年3月26日に策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても改定が行われ、フリーランスが安心して働くことができる環境の整備が進められてきているところです。 県としては、こうした国の動向を注視しながら、労働局や関係機関と連携し実態把握に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、7時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ④ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月5万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めること。</p>	<p>保育士の人件費は、令和6年度に過去最大となる10.7%の引上げが行われたことに続き、令和7年度も5.3%の改善が行われます。 県では、更なる職員の処遇改善を図るよう、国に要望しています。 また、障害福祉サービスについては、令和8年度報酬改定において、職員の処遇改善のための最大月額1.9万円(改定率+6.3%)となる臨時改定(月1.0万円(3.3%)、生産性向上等による上乘せ0.3万円(1.0%)、定期昇給0.6万円を含む合計)が予定されているところです。 県では、職員の処遇や職場環境の改善に向けた支援の一層の充実を図るよう更なる報酬の引上げを要望していたところであり、要望内容が一定程度反映されたものと考えていますが、本県における全産業と比較した障がい分野を含む介護職員の給与は、月額約2.5万円低い状況であったことを踏まえると、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、今後も、国の動向等を注視しつつ、基本報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。 なお、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、緊急的対応として賃上げの支援を行うため、国の令和7年度補正予算において予算措置されたことから、県においても下記のとおり令和7年度一般会計補正予算(5号)に計上したところです。こうした事業の実施を通じ、障がい福祉職員の適切な処遇と障害福祉サービスの安定的な提供の確保につなげていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業 440,918千円</p> <p>介護分野については、国において、令和7年度補正予算で令和7年12月から令和8年5月までの間、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行う「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を措置したほか、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところです。 介護報酬は、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図るため、地域の実情を踏まえ、国の責任において設定されるものであり、これまでも国に対して、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定することや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているほか、全国知事会を通じても、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しているところですが、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 2,992,630千円の一部</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室 長寿社会課 障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 2) 賃上げと一体に、労働時価を短縮し、「自由な時間」を増やすこと。ヨーロッパでは当たり前の「1日7時間、週35時間労働制」への移行をめざすこと。★</p>	<p>県では、誰もが働きやすい労働環境の整備促進に向け、企業向けセミナーの開催などを通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進しています。 また、若者や女性にも魅力ある職場づくりを推進するため、「魅力ある職場づくり推進事業費」を予算措置し、多様な働き方の普及を図るとともに、労働時間の削減や多様な休暇制度の導入など、誰もが働きやすい雇用・労働環境の整備への支援に取り組みます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 魅力ある職場づくり推進事業費 9,375千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 3) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法人リストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>労働条件に関するトラブルへの対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。 県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図りながら労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に情報提供を行うなど、改善につなげていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 4) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に、全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★ ① 県が発注・委託する事業で、労働者が時給1500円等の適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど改善を図ること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態については、国の毎月勤労統計調査や賃金構造基本調査等を活用し、把握に努めています。 また、県が締結する契約に関する条例に基づき、一定規模の県契約の受注者等から最低賃金法や社会保険関係の法律等の遵守状況についての報告を求めており、これまでに特定受注者から報告された内容については、賃金の支払い、社会保険の加入について、法令に則って適正に行われていることを確認しています。 引き続き、特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度を運用し、特定受注者の労働条件を把握するとともに、条例の基本理念である労働条件の確保や契約の透明性の確保を図るため、庁内の取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 4) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に、全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★ ② 川崎市などの先行事例を踏まえ、公契約条例・「岩手県の契約に関する条例」に、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の8～9割の賃金が保障されるように「賃金条項」を明記し取り組むこと。★</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の制定に係る検討に当たり、広く関係団体から御意見を伺い、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付ける、いわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があったことを踏まえ、平成27年の条例制定時には盛り込まれませんでした。 条例制定から3年を経過する平成30年8月から岩手県契約審議会において条例の施行状況や見直しに係る検討が行われましたが、令和2年11月の審議会において、「賃金条項」の設定については、「現時点で具体的な基準を設けることが困難であり、当面、現状維持とし、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の状況等を把握しながら、必要に応じて検討することが適当」とされました。 県としては、審議会における検討を踏まえ、「賃金条項」の設定については、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の措置状況等を継続的に把握しながら、必要な検討を行ってまいります。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 4) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に、全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★ ③ 約7割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の運用に当たっては、毎年度、職員の配置なども含めた施設の管理運営に係る評価を行い、就業形態や賃金形態を確認しているところです。 職員の配置については、それぞれの施設の機能、性質、配置目的に応じ、運営に必要な職員を確保していると認識しています。 今後も、指定管理者制度の運用に当たっては、適正な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めてまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】※各施設の所管部局において措置済</p> <p>県では、毎年度、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」の進捗状況を確認し、公表を行っています。指定管理制度についても、労働者の適正な労働条件を確保するための取組項目を推進しているほか、条例に基づく特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めてまいります。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
		商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★ 5) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しており、令和8年度当初予算に457,614千円計上したところです。 近年の職業訓練受講者数の推移等を踏まえて、全国的に予算規模が縮小されていますが、本事業では、国家資格を取得して正社員就職の実現を目指すコースも設定しており、今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 就職支援能力開発費(離職者等再就職訓練事業費 会計年度任用職員人件費除く) 457,614千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019-2028)をふまえ、高校生では84.5%、大学生では大学共同の目標である55%の早期の達成をめざすこと。★</p>	<p>県では、岩手労働局等と連携し、経済団体等に対し、非正規雇用労働者の正社員転換等による安定的な雇用の確保等についての要請活動を行っているほか、各広域振興局に配置した就業支援員が、事業所を訪問し求人開拓等を行うなど、若者の就職活動を総合的に支援しているところです。 高校・大学等新規学卒者の県内就職率向上に向けては、生産性の向上や働き方改革の推進等により県内企業の魅力や価値を高めるとともに、その魅力や価値を高校生・大学生等や保護者にしっかり伝えていくことが重要であると考えています。 県では、県内企業の雇用・労働環境の整備や採用力の強化に向けて、関係機関と連携し、国や県の補助金等を活用した取組を促すとともに、セミナーの開催や、個別の課題に応じた伴走型支援、県内企業のインターンシップの取組支援を行っています。 また、進学希望の高校生向けには、県内の大学・企業が出展する合同説明会の開催、大学生向けには、県内大学等と連携した県内企業の魅力等を伝える授業や、大学生等の保護者向けインターンシップセミナーなど、県内就職の促進の取組を行っているところです。 今後も、各々の取組を評価・検証し、より効果的な取組となるよう改善を重ねながら、関係者一丸となって目標達成に向けて取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 就業支援推進事業費 87,442千円、いわて就業促進事業費 105,534千円</p>	商工労働観光部	雇用推進担当	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた若年層の就職対策については、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェにおいて、自己PRや応募書類の作成、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会の開催等による就職支援を行っているところ です。 また、企業に対しては、採用力向上を支援するセミナーの開催や、人材育成に関する課題に対し て、個別に相談対応等の伴走支援を行う出張カウンセリング等の支援を行っています。 このほか、岩手労働局と連携し、企業に対して国の雇用関係の助成制度の周知及びその活用を促 しているところであり、今後も中小企業等における若者等の就職を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費 75,835千円、いわて就業促進事業費 105,534千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>いわてで働こう推進協議会が実施した「若年者雇用動向調査」の結果によると、「仕事の内容・職種」を重視して企業を選んだ就労経験者でも、「仕事が自分に合わない」ことを理由に1年未満で企業を辞めた方が多くいることから、仕事内容について、若者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられています。 県では、若年者の早期離職防止・職場定着を支援するため、各広域振興局等に配置した就業支援員による企業訪問、県内企業の若手社員や育成担当者等を対象としたセミナーのほか、ジョブカフェいわてにおいてキャリアカウンセラーによる就職後の悩みなどへの個別相談を実施しています。 また、企業に対しては、採用力向上をテーマとしたセミナーの開催、人材育成に関する出張カウンセリングなど、課題に応じた伴走支援を行っています。 さらに、県内企業のインターンシップの取組に対して支援し、県内企業における大学生等のインターンシップ参加を促進するなど、ミスマッチの解消及び県内就職促進の取組を強化しています。 今後も、こうした取組を丁寧実施していくとともに、就職前の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図り、若者の早期離職の防止・職場定着につなげていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費75,835千円、いわて就業促進事業費105,534千円、就業支援推進事業費87,442千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。</p>	<p>ジョブカフェいわてにおいては、オンラインカウンセリングやマッチングサイトを活用して、遠方の利用者も専門の職員によるキャリアカウンセリングや県内企業とのマッチング支援が受けられるよう、体制を整備しています。 また、地域ジョブカフェは、県と市町村が連携して若者の就業支援を行うことを目的として、平成16年度以降、順次、整備を図り運営を行ってきたところですが、各市町村の人口減少対策の取り組みと効果的に連動させていくため、令和5年度から、各地域において、地域の実情に応じた若者や女性の地元定着支援を展開いただいているところです。 ジョブカフェいわてでは、オンラインによるカウンセリングも実施しているところであり、引き続き、地域ジョブカフェと連携して、若者の就業支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費 75,835千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の再就職を支援しています。フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現できるよう国と連携しながら、今後も本事業により支援していきます。 若年層の希望するフリーターや未就職者等に対しては、ジョブカフェいわて等において、個別キャリアカウンセリング、自己PRや応募書類の作成、面接対策を支援する就職活動セミナーの開催、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会等を行っています。 また、働くことに困難を抱えている方の職業的自立を支援するため、国と協働で地域若者サポートステーション事業を実施しており、就職相談、キャリアカウンセリング、就活セミナー等により、働くことに悩みを抱えている方々の働き出す力を引き出し、職場定着するまでを支援しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費 75,835千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 6) キャリア教育では、小学校段階から取り組み、地域の企業との連携強化とともに、労働基本法など労働者の権利を身につけることを徹底すること。</p>	<p>県内就職率向上に向けて、高校・大学等に対し地域の企業と連携したキャリア教育の取組を行う、県内就業・キャリア教育コーディネーターを県内各地に配置しており、高校生や大学生等が地域の企業の理解を深め、将来岩手で働く意識を醸成するための取組を行っています。 早い段階から地元企業を広く知ってもらう取組として、小中高生を対象に、出前授業や工場見学、ものづくり体験などの実施に加え、進学後の就職活動において県内企業が選択肢となるよう進学希望の高校生を対象に、大学の模擬授業形式で企業紹介を行う「未来のワタシゴト探究会議」なども開催しています。 また、県では、ホームページ等で労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているほか、労働委員会において学生を対象とした出前講座を実施しています。 今後も、こうしたキャリア教育等の取組を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 就業支援推進事業費 87,442千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、誘致企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 1) 大企業・誘致企業等の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されているところであり、県では、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知を図っているところです。 また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら、日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>各学校では、「いわてキャリア教育指針【改訂版】」に基づき、自然体験活動や身近な職場の見学、職場体験活動などの体験学習から、身近な社会や仕事との関わりについて、自ら気づき、現実の社会について考えることで、夢や目標を実感する取組をしています。 小中学校では、各地域の振興局や企業と連携して、教員を対象とした「実践的キャリア教育研修会」を実施し、教員のキャリア教育に関する指導力の向上を図っています。高等学校では、雇用や労働に関する学習について「公民科」「保健体育科」「家庭科」等で行い、知識の習得に取り組んでいます。 また、「特別活動」「総合的な探究の時間」等を活用した社会人講師による講演会、出前講座等を通じ、労働法やワークルールについて考え、理解が深まるよう学校教育活動全体でキャリア教育に取り組んでいます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの	

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、誘致企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されているところであり、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法律等や国の助成金制度について周知を図っているところ。また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 労働者等生活安定支援資金貸付金 3,619千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、誘致企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強く求めること。</p>	<p>県では、誘致企業を定期的に訪問し、業況を把握するとともに、雇用の維持・拡大や地域経済への貢献等について要請しているところ。今後とも、誘致企業との日常的な連携を一層強化し、将来にわたり雇用や地域経済等に大きな役割を果たしていただくよう、市町村と連携して働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>雇用の場の確保を通じた県民の福祉の増進を図る観点から、平成24年3月に国と「岩手県総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」を締結し、就業支援拠点において求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までをワンストップで行い、就業支援の強化を図っています。 その他、県内12か所のハローワーク(職業安定所、出張所)においてワンストップ窓口を設置し、失業者等の住まい、生活、就職に関するサポートを行っています。 今後も、雇用情勢を的確に把握しながら、各機関と連携して失業者への支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費 75,835千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>雇用の場の確保を通じた県民の福祉の増進を図る観点から平成24年3月に国と「岩手県総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」を締結し、就業支援拠点において求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までをワンストップで行い、就業支援の強化を図っています。 その他、県内12か所のハローワーク(職業安定所、出張所)においてワンストップ窓口を設置し、失業者等の住まい、生活、就職に関するサポートを行っています。 また、県では、離職した方に対する離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等を行っています。 今後も、雇用情勢を的確に把握しながら、各機関と連携して失業者への支援を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費 75,835千円、労働者等生活安定支援資金貸付金 3,619千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県営住宅及び市町村営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、失業者等が入居を希望する場合は、収入基準など入居要件を満たせば、抽選又は常時募集住戸に申込みにより、入居することができます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 3) 生活保護の適用を含め、首切り・失業によるホームレス等を絶対つくりたくないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として生活に困窮している方のための自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。 また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方にに基づき、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書の様式を交付するとともに、申請手続についての助言を行うなど、引き続き、適切な運営に努めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 生活困窮者自立支援事業費(自立相談支援事業費) 64,541千円</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 国の責任で35人学級を早期に実現すれば数百人の教員増、特養ホームの待機者解消(早期入所必要615人、100人定員で6か所、360人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が69.3%(22年度)にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(891人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数については、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な事情を踏まえ、市町村や一部事務組合等において判断し、条例を設けて配備しているところです。 県としては、それぞれの消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、機会を捉えて消防力の充実強化を働きかけています。</p>	復興防 災部	消防安 全課	B 実現に 努力し ている もの
<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。 県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対する補助等により、引き続き、支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 老人福祉施設等整備費補助395,054千円 介護施設等整備事業費(地域密着型サービス施設等整備事業費補助)221,210千円 介護施設等整備事業費(介護施設開設準備経費等事業費補助)360,682千円</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。 県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対する補助等により、引き続き、支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 老人福祉施設等整備費補助395,054千円 介護施設等整備事業費(地域密着型サービス施設等整備事業費補助)221,210千円 介護施設等整備事業費(介護施設開設準備経費等事業費補助)360,682千円</p>	保健福 祉部	長寿社 会課	B 実現に 努力し ている もの
<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 住宅ストックリノベーション事業費9,983千円</p>	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 住宅ストックリノベーション事業費9,983千円</p>	県土整 備部	建築住 宅課	B 実現に 努力し ている もの
<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで、令和8年度から3年をかけて中学校3年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しています。令和6年6月にも、35人学級を中学校まで拡充し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望したところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。 県立学校施設の耐震化については、全施設の耐震化が完了しました。 市町村立学校施設の耐震化については、完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行っています。</p>	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで、令和8年度から3年をかけて中学校3年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しています。令和6年6月にも、35人学級を中学校まで拡充し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望したところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。 県立学校施設の耐震化については、全施設の耐震化が完了しました。 市町村立学校施設の耐震化については、完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行っています。</p>	教育委 員会事 務局	教職員 課 教育企 画室	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業を地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続可能で活力ある地域経済の振興を図ることを目的とし、平成27年4月に制定した中小企業振興条例では、基本理念として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者の新たな事業分野の開拓及び経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進 ・ 中小企業者による魅力ある多様な就業の機会の創出及び中小企業者の事業活動により地域において生産され、若しくは販売される商品の消費又は提供される役務の利用の促進 ・ 県、市町村、中小企業者、県民、教育機関、中小企業関係団体その他の関係機関及び関係団体が参加し、連携し、及び協力するよう努めることを定めています。 <p>さらに、この条例では、中小企業振興に関する総合的・長期的な目標や施策の方向等について、中小企業者等の意見を聴いた上で基本計画を策定・公表する旨を定めており、この規定に基づいて、平成28年3月に第1期、平成31年3月に第2期、直近では令和5年3月に第3期の岩手県中小企業振興基本計画を策定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波からのなりわいの再生、新しい三陸の創造 ・ コロナ禍等からの事業継続支援、社会経済情勢の変化に対する自己変革力の向上 ・ デジタル技術等による労働生産性の向上、労働力確保、若者・女性等が働きやすい雇用・労働環境の構築 ・ 起業、スタートアップ及び事業承継の推進 <p>などに重点的に取り組んでいるところです。この基本計画は、小規模企業振興基本法を踏まえ、中小企業振興策を総合的かつ計画的に推進する中で、小規模企業者を対象とした振興策を効果的に実施するための計画としての位置付けを有しているものです。</p> <p>県内中小企業・小規模事業者は、エネルギー価格・物価高騰や賃上げへの対応、人口減少をはじめ、経営環境の変化に日々直面しており、商工指導団体からの要望や、「中小企業振興基本計画推進会議」等の場を活用し、その現状と課題について把握するとともに、中小企業者を含む様々な立場の方から、機会を捉えて御意見をお聴きし、必要となる施策を適時適切に展開していきます。</p>	<p>商工労働 観光 部</p>	<p>経営支 援課</p>	<p>A 提言の 趣旨に 沿って 措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主演として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。事業承継の取り組みを強化すること。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>中小企業等の人材確保や育成のためには、商工指導団体の経営指導員や経営支援員による伴走支援を通じた事業者の経営力の強化に向けた取組が重要であり、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しい中で、GX・DXへの対応など生産性向上に向けた事業計画の策定や経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者の事業継続のための取組に対する幅広い伴走支援の果たす役割は今後更に重要となっていくと考えています。</p> <p>このような考え方の基に、県では、商工指導団体の体制強化に向けて、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、県が行う経営指導員等の人件費、専門家派遣等への支援に係る財政措置を拡充するよう国に対し要望しているほか、商工指導団体の人材確保・体制維持のためには、処遇改善につながる人件費補助単価の引き上げが必要と認識していることから、令和8年度においては、令和7年度比で、経営指導員は17,600円、経営支援員は17,100円をそれぞれ引き上げることとしており、引き続き、国の地方交付税措置の増額を求めるなど財源の確保に努めながら、商工指導団体の経営支援体制の強化を図っていきます。</p> <p>また、県内企業の円滑な事業承継を推進するため、「事業承継推進事業費」などの事業の活用を促し、事業承継を契機に新たな事業等に取り組む事業者を支援していきます。</p> <p>中小企業のデジタル化に向けた取組を伴走支援するため、県のほか、県内の各市町村、商工指導団体、産業支援機関、IT産業、金融機関及び高等教育機関により令和4年度に構築した中小企業デジタル化支援ネットワークにより、コーディネーターによる、経営とデジタルツール活用の両面からの助言やセミナーの開催、モデルとなる事例の情報共有等を実施しているところであり、引き続き、県内中小企業のデジタルツール活用による生産性向上の取組を支援していきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 商工業小規模事業経営支援事業費補助 1,452,134千円 中小企業連携組織対策事業費補助 123,743千円 事業承継推進事業費 9,571千円 いわて事業承継促進資金貸付金 206,097千円 いわて事業承継促進資金保証料補給補助 12,376千円 中小企業デジタル化支援事業費 7,770千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主演として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>中小企業のデジタル化に向けた取組を伴走支援するため、県のほか、県内の各市町村、商工指導団体、産業支援機関、IT産業、金融機関及び高等教育機関により令和4年度に構築した中小企業デジタル化支援ネットワークにより、コーディネーターによる、経営とデジタルツール活用の両面からの助言やセミナーの開催、モデルとなる事例の情報共有等を実施しているところであり、引き続き、デジタルツール活用による経営改善実績を持った専門家の派遣体制を構築するほか、併せてワークショップを開催することにより、デジタル化の推進を通じて、営業力、販売力、新商品開発や技術革新等、経営力の強化に向けた普及啓発による支援を実施していきます。 また、これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の経営革新計画に基づく生産性向上を図る取組を支援しているところですが、更なる所得向上等に向けて、新たに、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けた、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」(省力化投資枠)の2つの枠を加えて事業全体を拡充し、「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業として予算措置したところであり、この補助金の活用を促し、生産性・付加価値の向上の促進や、構造的かつ持続的な賃上げに向けた環境整備の支援に引き続き取り組んでいきます。 【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助 150,000千円 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業デジタル化支援事業費 7,770千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主演として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>本県では、平成27年に国が設置した「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に、商工指導団体や金融機関など、地域の関係機関が連携して事業承継ネットワークを構築し、「後継者人材バンク」の活用によるマッチング支援や、商工指導団体と連携した事業承継診断などを通じた後継者不在企業への相談対応により事業承継支援を展開しているほか、次世代経営者育成塾を開催し、後継者育成に取り組んでいます。 今後も事業承継をとりまく環境の変化等に応じて事業承継支援に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 事業承継推進事業費 9,571千円 いわて事業承継促進資金貸付金 206,097千円 いわて事業承継促進資金保証料補給補助 12,376千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主演として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>県は、中小企業振興条例第13条の規定に基づき、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表することとされており、県内の中小企業関係団体や中小企業者で構成する「中小企業振興基本計画推進会議」において、この公表案を議題とし、評価や御意見をいただいているほか、関連して県の中小企業振興施策全般に対する御意見や御提案をいただいているところです。引き続き、中小企業者を含む様々な立場の方から、機会を捉えて御意見をお聴きし、必要となる施策を適時適切に展開していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 11、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。省エネリフォーム、商店街リフォームも助成の対象として大規模に取り組むこと。</p>	<p>県では、既存住宅の省エネ改修のための省エネ診断、計画策定及び改修工事に要する経費に対して補助金を交付する「住まいの省エネルギー改修推進事業」を実施しており、令和6年度からは、市町村と連携して既存住宅の省エネ改修のための補助を継続しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてZEHプラス住宅等普及促進事業費38,294千円</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 11、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2023年度は、件数では82.0%、金額では85.5%にとどまっています。県の計画である件数で90%の目標を早期に達成すること。</p>	<p>中小企業の受注機会を確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っているほか、県各部署のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、国が主催する官公需確保対策地方推進協議会等の機会を通じて県の取組の周知を図るなど、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。 なお、毎年、低率となった部署に対しその要因を調査しており、R6年度は、防災ヘリなどの特殊で高度な技術を要する業務や、大規模施設の安全性を重視した一体的な管理が必要な業務など、大企業でなければ実施できなかった業務が多かったことによるものです。引き続き、要因を分析しながら、官公需対策を推進していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 11、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3)「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する出納局においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県を参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 12、大企業・大手住宅メーカー・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。★</p>	<p>国では、受託中小企業振興法(旧:下請中小企業振興法)等に基づき取引適正化を図る従来からの取組に加え、経済の好循環実現に向けたサプライチェーン全体の取引適正化をより一層促進するため、「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大等を進めています。 県においても、令和5年7月に、県内経済団体、労働団体及び行政機関の連名で「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、その参画機関における価格転嫁促進に向けた説明会・セミナーの開催や、県における「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度の創設・実施などの取組を展開してきたところです。 また、令和8年2月に当該宣言を更新し、金融機関等が新たに加わったところであり、今後も、当該共同宣言の参画機関を始めとした関係機関と連携し、県内企業の適切な価格転換促進に向けた環境整備を進めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 13.「コロナ・物価高騰で倒産させない」の立場で、ゼロゼロ融資の債務残高を別枠にし、新規融資が受けられるように金融機関と連携して取り組むこと。</p>	<p>コロナ禍やエネルギー価格・物価高騰等の影響により金融債務が増加し、資金繰りに課題を抱える中小企業を支援するため、県では、国による「コロナ資金繰り支援」が終了した後も、新型コロナウイルス感染症関連の融資を含む県制度融資の借り換えにも利用可能な融資制度を創設し、引き続き中小企業の資金需要に対応しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中小企業経営安定資金貸付金 4,532,220千円 協調支援型特別資金貸付金 3,498,470千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 14.「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるほか、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 15. 悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて相談員が消費者からの相談に応じているほか、多重債務者や若年者を対象とした弁護士相談会を実施して、解決に向けた支援を行っており、詐欺等の疑いがある相談の場合には、警察に取り次ぐ等の対応を行っています。 金融機関のカードローンについては、相談対応等を通じて情報を入手するとともに、関係行政庁や業界団体の動向を注視しています。 また、庁内関係部局や岩手弁護士会、岩手県司法書士会などで構成する連絡会議を開催し、多重債務対策に関する情報交換を行い、関係機関との連携の強化を図っています。 令和8年度も引き続き、関係機関等と連携し、消費者被害の救済に取り組めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 消費者行政推進費54,518千円、消費者行政活性化推進事業費30,323千円、多重債務問題解決支援事業費605千円</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 16、平泉、橋野鉱山、御所野遺跡の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや三陸鉄道を活用した震災教育旅行、世界遺産巡りなど沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、3つの世界遺産や三陸復興国立公園、高田松原復興記念公園・津波伝承館、三陸ジオパークなどの観光資源と本県ならではの体験プログラムを組み込んだ広域観光ルートの情報発信など、県内をより広く周遊、長く滞在する旅行商品の造成を促進しています。 また、令和7年9月から11月までの3か月間、市町村や観光事業者、地域と連携し、秋季観光キャンペーンを展開し、平泉などの世界遺産のPRやJR主要駅へのポスター掲出、SNSを活用した情報発信により国内外からの観光客誘致に取り組みました。 また、内陸地域から沿岸、県北地域など、県内全域への周遊を促進するための旅行商品の造成や催行支援を行っています。 さらに、教育旅行誘致説明会への参加や学校関係者の招請など、三陸地域への教育旅行の誘致拡大に向けたバスの運行支援など、三陸沿岸地域への誘客に取り組んでいるところであり、今後も三陸沿岸道路などの復興道路を活用し、三陸各地への周遊・滞在型観光の促進に取り組んでいくこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて観光キャンペーン推進協議会事業費 25,909千円 三陸観光地域づくり推進事業費 9,896千円 いわて教育旅行誘致促進事業費 4,360千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★ 1) コメ不足打開へ、コメの需給や価格の安定に政府が責任を果たすこと。ゆとりある需給計画のもとに、コメの増産、備蓄を図ること。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国に対し、国主導による実効的な過剰米への対策などの対策を推進するよう、繰り返し要望しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>流通課 農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★ 2) 再生産可能な米価へ、価格保障と所得補償を実施すること。余剰米については国が責任をもって余剰在庫を買い上げ、備蓄、生活困窮者や海外への支援に回すこと。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国に対し、国主導による実効的な過剰米への対策などの対策を推進するよう、繰り返し要望しています。 なお、JAなど集荷団体と実需者等が連携し、子ども食堂等の生活弱者に米を提供する場合に、その経費を全額支援するなどの事業が実施されており、こうした支援策の情報を関係団体等に提供していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>流通課 農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★ 3）大規模経営とともに中小農家、兼業農家、新規参入者などを含め大事な担い手に位置付け支援すること。</p>	<p>本県では、地域農業の核となる経営体を中心として、中小農家、兼業農家など多くの経営体が生産活動に携わっており、こうした経営体が、将来にわたり、意欲をもって生産活動に取り組むことのできる環境を整備していくことが重要です。 このため、県では、中小農家、兼業農家など、地域を支える多様な生産者が、農地を有効利用しながら、地域の農業・農村を維持していく取組を促進してきたところであり、これらの取組については、「いわて農業生産強化ビジョン」の施策推進の柱の一つである「産地づくりを支える人材の確保・育成」に位置付けています。 こうした取組を一層進めるため、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の経営規模の拡大等に向けた機械・施設の整備や、多様な生産者等による農地の保全活動への支援など、様々な役割を担う家族経営等を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実践支援事業 187,000千円 いわてアグリフロンティアスクール運営協議会負担金 3,500千円 集落営農連携等強化促進事業 59,744千円 中山間地域等直接支払事業 2,642,883 千円</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★ 4）コメの生産基盤を弱体化させるコメの輸入拡大には断固反対すること。ミニマムアクセス米の削減・廃止を求めること。水田活用直接支払い交付金の廃止に反対し、水田の多面的活用を推進すること。</p>	<p>ミニマムアクセス米について、主食用への仕向け量が増大した場合、主食用米の価格低下が懸念されることから、県では、国に対し、国内需要に影響を及ぼさないための対策を講じるよう、繰り返し要望しています。 また、水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について、具体的な見直し内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うことを要望しており、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて働きかけていきます。</p>	農林水産部	流通課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★ 5)低所得者などへの食糧支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>低所得世帯を含め、食料支援を必要とする世帯に対しては、フードバンク事業者等から提供された食料品を活用し、自立相談支援機関による食料支援を実施しています。 その他、県では、セブン-イレブン・ジャパン及び岩手県社会福祉協議会との三者による、食品や日用品等の寄贈に関する協定を締結し、食料支援を含む生活支援の体制強化に取り組んでいます。 県としては、食料支援が必要な方に確実に支援が届くよう、関係団体との連携強化や情報提供の充実に努めるとともに、国の支援策の動向を踏まえながら、必要な取組を検討していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★ 6) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、民間事業者の社員食堂、保育園などで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、関係団体や市町村等と連携し、県内の学校給食への県産米の利用について取組を進めてきており、これまで、週当たり平均4.1回の米飯学校給食が実施されているところです。 引き続き、県産米の利用が拡大、定着していくよう、地産地消の推進や県産米をはじめ地場の農林水産物の活用に向け、地産地消給食実施事業所の認定拡大に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて地産地消推進事業費 3,627千円(当該事業費の一部)</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 ★ 1) 飲用向け生乳の販売価格が生産費を下回った場合、差額を補填する制度を創設すること。加工原料乳の補給金単価についても再生産可能な水準に引き上げること。</p>	<p>国では、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するため、「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、価格形成の仕組みづくりの検討を進めています。 飲料向けの乳価については、令和4年11月以降1kg当たり24円引き上げられているところであり、国の推計(令和7年)によると、都府県の搾乳量1kg当たりの収支差は、プラス11円となっているところです。 また、加工原料乳生産者補給金制度の単価については、単価の水準を安定的なものとし、先を見通した経営を支えられるよう、前年度単価をもとに、「変動率方式」で算定しています。 県としては、国内の牛乳・乳製品の需給安定を図られるよう、引き続き、国の状況を注視しながら、必要な対応を検討していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 ★ 2) 乳製品のカルロス輸入を減らし、国産の備蓄を増やすなど政府の責任で生乳需給の安定を図ること。</p>	<p>国では、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するため、「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、価格形成の仕組みづくりの検討を進めています。 県では、牛乳・乳製品の需給調整の着実な推進に向け、生乳の需給安定に資する全国的な牛乳・乳製品の消費拡大に向けた取組や、需給に応じて仕向けられる脱脂粉乳の在庫低減対策の一層の強化のほか、国家貿易による乳製品の輸入について、国内の生乳需給に影響を及ぼさないための対策が必要と考えており、引き続き、国の状況を注視しながら、必要な対応を検討していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 ★ 3) 需要が伸びているチーズを外国産から国内産に切り替えるため、チーズ向け入荷を輸入価格並みに引き下げたうえ、生産費との差額を政府が補填する制度の創設を求めること。</p>	<p>チーズについては、新型コロナウイルスの感染拡大以降、業務用需要減少の影響や国際相場の上昇等から輸入量が減少しています。 引き続き、国や指定生乳団体の動向を注視しながら、必要な対応を検討していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。★ 4）牛・豚マルキン制度（肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金）は、積立金の4分の1を生産者が負担するうえ、基準となる経費が過去数年間の平均をとるため、餌代急騰のもとでは経営が維持でない状況です。牛・豚マルキン制度は国の全額負担による直近の生産費を補填する制度に改善を求めること。</p>	<p>牛・豚マルキン制度については、生産者と国がリスクを適切に分担するための制度設計であり、経営努力を維持しつつ安定的な経営を支えるための仕組みとされています。 また、標準的生産費の算定に当たっては、直近の肉用牛及び肥育豚の生産費統計の費用ごとに、直近月までの物価指数を乗じて物価修正を行い、算出しています。</p>	農林水産部	畜産課	S その他
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。★ 5）中山間地等直接支払制度は、複数集落による広域加算、支援単価に条件不利の補正にとどまらず、中山間地域に居住すること自体を支援することを含め抜本的な改善を求めること。高齢者の見守りなど生活支援への加算の廃止は見直し継続・充実を求めること。</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等の取組を支援するものであり、県土の約8割が中山間地域である本県では、極めて重要な施策であると認識しており、国に対し、十分な予算を措置すること等を要望しているところです。 今般、国は、令和7年4月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととし、中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し支援を拡大するとの方針を示しているところです。 県としては、こうした動向なども注視しながら、地域の実情を踏まえた制度となるよう、必要に応じ国に働きかけていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 中山間地域等直接支払事業費 2,642,883千円</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。★ 6）収入保険制度については、対象者を青色申告者（2割）に限定するのをやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。</p>	<p>県では、国に対し、収入保険制度について、燃料等の生産資材価格高騰を踏まえた農業経営への補填など、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた見直しを行い、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図るよう要望しています。 今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて、国へ要望していきます。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。★ 7) 環境保全型農業、荒廃農地でのソーラーシェアリングの推進（現在2か所）、有機農業に本格的に取り組み、学校給食等での活用を図ること。</p>	<p>(環境保全型農業、有機農業の取組) 県では、市町村と共同で策定した「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、有機農産物等の栽培技術の指導者や市町村が行う有機農業の産地づくりへの支援などに取り組んでおり、今後も、有機農業などの環境保全型農業を推進していきます。 (ソーラーシェアリングの推進) ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)は、再生可能エネルギーの利用促進はもとより、生産物の販売に加えて、売電収入など、農業者の所得向上にもつながる取組であることから、荒廃農地を含め、農地が適切に活用されるよう、市町村等に対し助言を行っていきます。 (学校給食での活用) 有機農産物の学校給食での活用については、給食事業者への食材情報の提供や加工事業者とのマッチング支援など、市町村や関係団体と連携し、利用促進に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 環境と共生する産地づくり確立事業費 113,655千円 いわてみどりの食料システム戦略推進事業費 55,963千円 いわて地産地消推進事業費 3,627千円(当該事業費の一部)</p>	農林水産部	農業振興課 農業普及技術課 流通課	B 実現に努力しているもの
	<p>学校給食で使用する食材については、価格や安定的な供給等を総合的に勘案し、各市町村等において選定しているところであり、県教育委員会では、学校給食等における有機農産物の活用を支援する国の事業について、各市町村教育委員会に周知を図ってきたところです。 今後も、各市町村に対し国の補助事業や県内の助成事例の情報提供を行うほか、農林水産部と連携し、栄養教諭等への理解醸成に向けた研修を開催するなど、学校給食への効果的な利用促進の支援に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 3、日米貿易協定、日欧EPA、WTO、TPP協定など、食料輸入自由化路線の中止を求めること食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。</p>	<p>県では、国に対し、地域のあらゆる産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産業の体質強化等に向けた施策の着実な実施などについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めていきます。</p>	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、国に対し、地域産業が持続的に発展できる貿易ルールの確立に向け、万全な対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、農林漁業者等が安心して経営を継続できるように、国の責任において万全の対策を講じるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 4、国連「家族農業の10年」(2019～2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 1) 国連「家族農業の10年」(2019～2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。</p>	<p>本県の農業経営は、約97%が家族経営体であり、家族経営体は、本県の農業生産や農業・農村の多面的機能の維持などに重要な役割を果たしていると認識しています。 県では、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、農村の活性化に向けて、小規模・家族経営などの地域を支える多様な生産者による農業・農村を維持する取組を推進しており、今後も、本県の農業・農村を支える家族農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 4、国連「家族農業の10年」(2019～2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 2) 大小多様な家族経営の育成・支援を基本に、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県の農業経営は、経営体の約96%が家族経営体であり、農業生産に重要な役割を担うとともに、国土の保全や地域文化の伝承など、農業・農村の多面的機能の維持に大きく寄与しています。 県では、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の経営規模の拡大やスマート農業技術の導入による生産活動の効率化を進めるとともに、地域を支える多様な生産者による農地や景観の保全等、地域の農業・農村を維持する取組を推進することとしており、今後とも、本県の農業・農村を支える小規模・家族経営を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてアグリフロンティアスクール運営協議会負担金 3,500千円 集落営農連携等強化促進事業 59,744千円</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 4、国連「家族農業の10年」(2019～2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 3) 地域農業を支えている大規模経営や集落営農を支援すること。</p>	<p>県内では、販売額3千万円以上の経営体や法人化した経営体の数が増加するなど、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織の法人化などの経営規模の拡大や経営の高度化が進んでおり、こうした動きを加速化させていくことが必要と考えています。 このため、県では、関係機関・団体と連携しながら、いわてアグリフロンティアスクールによる経営感覚の醸成や、岩手県農業経営・就農支援センターによる法人化に向けた専門家の派遣、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化など、経営力の向上や、経営規模の拡大を支援していきます。 今後とも、本県農業をけん引する経営感覚に優れた経営体の育成に積極的に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてアグリフロンティアスクール運営協議会負担金 3,500千円 農業経営・就農支援体制整備推進事業 24,109千円 農地中間管理事業 213,962千円 集落営農連携等強化促進事業 59,744千円</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 4、国連「家族農業の10年」(2019～2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 4) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学校の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。</p>	<p>青年就農給付金事業(現在の事業名は、新規就農者育成総合対策)は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。 交付要件については、これまでの国への要望の結果、親の経営と同一作物であっても、新技術導入等の取組を行うことで、親元就農の場合でも経営開始資金の交付対象となるなど、要件が緩和されました。 また、令和4年度から、経営発展のための機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業が創設されるなど、新規就農者に対する支援は拡大しています。 新規就農者に対しては、県立農業大学校や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導など、経営発展段階に応じたきめ細かな支援を実施しており、今後も、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。 県立農業大学校については、GAPやスマート農業を学べるよう教育・研修を拡充してきたところですが、国の予算措置の状況や県の財政状況などを踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後も、学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてニューファーマー支援事業費 465,751千円 農業大学校施設整事業費 55,825千円</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 4、国連「家族農業の10年」(2019～2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 5) 有機農業を飛躍的に拡大すること。</p>	<p>県では、県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に基づき、有機農業をはじめとした環境保全型農業の推進に向け、有機農産物等の栽培技術の指導や、市町村が行う有機農業の産地づくりへの支援などに取り組んでいます。 令和7年度は、新たに有機農業に対応した省力化技術の確立に向けた実証をするほか、特別栽培や環境保全型農業直接支払制度に取り組む法人等を対象とした有機農業へのステップアップ研修を開催しています。 今後も、有機農業を始めとした環境保全型農業の生産拡大に向けた取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてみどりの食料システム戦略推進事業費55,963千円(当該事業費の一部)</p>	農林水産部	農業普及技術課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 4、国連「家族農業の10年」(2019～2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 6) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得等については、農地法に基づき、農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外の一般法人にあつては解除条件付きで借りの場合に限り、権利取得が可能とされています。 県としては、担い手への農地集積・集約化を推進していく上で支障が生じることがないように、農地所有適格法人の要件緩和に係る国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国へ要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 5、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、後継者を確保できる価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>県では、農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」や、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むための「水田活用の直接支払交付金」等について、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするよう、繰り返し要望しているところであり、国の動向を注視しながら、必要に応じて国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 1) 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。早期の全面賠償を強く求めること。</p>	<p>県では、出荷制限を受けている原木しいたけ生産者の意向を確認しながら、解除に必要なほだ場の環境整備や放射性物質検査等を実施しています。 また、出荷制限の対象となっている野生きのこ・山菜類については、関係市町と連携し、解除に必要な放射性物質濃度の経年変化の検査を継続して実施するとともに、国に対しても支援を要望しています。 賠償については、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が早期に行われるよう申し入れるとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望しており、必要な賠償が円滑に行われるよう取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 特用林産物放射性物質調査事業費 77,970千円</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。 県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。 また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、令和8年度も引き続き、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。 なお、平成7年に製造年月日から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。</p>	<p>県では、地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農林水産物の活用に向け、市町村の地産地消計画の実践を支援するとともに、地産地消給食実施事業所の認定拡大に取り組んでいます。 また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路拡大等に知見を有する専門家の派遣による農林漁業者等への支援や、6次産業化に取り組む生産者や加工事業者と小売業者等との交流会を開催していきます。 今後も、農林水産物の地産地消の推進や高付加価値化に向けた取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて地産地消推進事業費 3,627千円(当該事業費の一部)</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 4) 今年発生した鳥インフルエンザの教訓を生かし、一斉消毒措置、豚熱対策など各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への補償にも万全の対策を講じること。豚熱・口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。</p>	<p>県では、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守と飼養家畜に異常が見られた場合の家畜保健衛生所への早期通報を指導するとともに、捕獲した野生いのししや死亡した野鳥のウイルス検査を行うなど、野生鳥獣を対象とした家畜伝染病の監視に取り組んでいます。 また、いわて花巻空港において、外国人旅行者の肉製品の持込検査や靴底消毒の実施など、水際対策の徹底を図っています。 豚熱については、令和3年6月に、国が本県を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定したことを受け、豚熱ワクチンの接種に取り組んでいます。 県内に家畜伝染病が発生し、防疫措置が必要となった場合は、「岩手県危機管理対応方針」に基づき、知事を本部長とする対策本部を設置し、殺処分や埋却、移動制限措置等に取り組むこととしており、畜産農家に対しては、埋却に備え、家畜伝染病予防法に基づき、あらかじめ埋却地を確保するよう指導しています。 家畜伝染病により被害を受けた家畜所有者には、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が国から交付されることとなっているほか、令和7年度には、手当金の交付見込額を限度として、迅速な資金融通を可能とするクイック融資メニューが創設されたところであり、県では、これらの制度の活用を支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>厚生労働省では、食品安全委員会が平成24年10月に「米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、平成25年2月1日から米国産牛肉の輸入を30か月齢まで引き上げました。 また、同委員会が平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と答申したことを踏まえ、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止しました。 県では、同委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並を揃えて健康牛のBSE検査を廃止したものです。令和8年度も、上記と同様に取り扱うこととしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 BSE安全安心対策事業費 763千円</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 6) ニホンジカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンジカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。</p>	<p>県では、令和3年度に策定したニホンジカに係る新たな第二種特定鳥獣管理計画に基づき、計画に基づいた個体数の管理や被害防除対策等を進めています。 生息数の把握及び適正な個体数調査等の対策につきましては、令和7年度は、ニホンジカについては糞塊法による調査を実施することとしています。 また、年間2万5千頭以上の捕獲目標に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業等による捕獲を行っているほか、捕獲の効率化のための実証等にも取り組んできたところです。令和7年度においては、捕獲目標を上回る2万8千頭を捕獲するための予算を確保しています。 引き続き、市町村と連携し、有害な個体の捕獲の強化に努めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 指定管理鳥獣対策事業費(01 シカ・イノシシ捕獲対策) 230,277千円</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 1) 植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業を進めること。自伐型林業を担い手として位置づけ、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の拡充など支援すること。</p>	<p>県では、長期的な視点に立ち、計画的かつ適切な森林管理を推進するため、県内の民有林を対象に地域森林計画を策定し、環境保全や資源の循環利用に配慮した多様な施業方法の指針を定めています。 あわせて、小規模で林業を営む事業者を、森林組合や林業事業体とともに地域林業を支える多様な担い手として位置付け、国の「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」を活用し、里山等における森林整備活動を支援しており、国に対し、十分な予算措置を講じるよう要望したところです。 今後も、持続可能な林業の実現に向け、地域の実情に応じた適切な森林整備を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費(里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金) 17,185千円</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
		農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 2) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求めること。</p>	<p>県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立、CPTPP、日EU・EPAに関して十分な情報提供や万全の対応などについて、機会あるごとに要望してきたところ です。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。</p>	ふるさと振興部	国際室	D 実現が極めて困難なもの
	<p>県では、国に対し、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、日EU・EPAやCPTPPに関して十分な情報提供や万全の対応などについて、機会あるごとに要望してきたところ です。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 3) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備を進めること。住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、豊富な森林資源の循環利用を図るため、伐採跡地への再生林や原木供給のための間伐材生産、効率的な森林整備に不可欠な路網の整備等を支援しており、引き続き、再生林や間伐等の森林整備が適切に行われるよう取り組んでいきます。 また、令和5年3月に策定した「第2期岩手県産木材等利用促進行動計画」において、令和5年から8年度までの公共施設・公共工事における木材利用の目標を7,500㎡と定めるとともに、県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を推進目標に掲げ、率先して木材利用に取り組んでいます。 さらに、住宅分野での県産木材の利用を促進するため、令和3年度から、「いわて木づかい住宅普及促進事業」により、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援しており、令和8年度においても、引き続き、取り組むこととしています。 今後も、県が率先して公共施設整備等における県産木材の利用を推進するとともに、住宅等における県産木材の利用が一層促進されるよう取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林整備事業費 527,246千円 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 450,429千円 いわて木づかい住宅普及促進事業費 31,084千円</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの
	<p>県営住宅や公共施設の整備に当たっては、県産木材を使用すること等について特記仕様書に盛り込んでいるところです。 また、林業振興課が実施する県産木材利用を推進する住宅への補助事業と連携し、省エネ性能を有する岩手らしさを備えた岩手型住宅の新築及び性能向上リフォームに対して助成を行う、「住みたい岩手の家づくり促進事業」を実施し、県産木材の利用の促進を図っているところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 住宅ストックリノベーション事業費9,983千円</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県産木材等利用促進基本計画・行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいます。 市町村立学校の施設環境の改善については、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言をしていくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 校舎建設事業費(校舎改築事業)2,280,968千円</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 4) 「いわて森林づくり県民税」の取り組みに当たっては、森林所有者との連携を強化し、間伐(混交林誘導伐)とともに植栽にも積極的に取り組むこと。林野火災からの林地再生、緩衝地帯の整備への活用を進めること。被害木、枯れ死木等の伐採処理など新規事業に積極的に取り組むこと。林業労働者の待遇改善と確保に取り組むこと。</p>	<p>(県民税の取組) 県では、「いわての森林づくり県民税」を活用し、緊急に整備が必要な人工林を公益的機能の高い森林へ誘導するための間伐を実施するほか、公益上重要な伐採跡地への植栽や保育、台風や大雪などの被害木の除去や倒木の恐れのある枯死木の伐倒処理の支援などに取り組んできたところだ。 また、令和8年度から、新たな取組として、林野火災による被災木の除去や林野火災跡地への植栽や保育、クマ等の野生動物の移動経路となり得る河川内や県有施設周辺等における樹木の伐採・藪の刈り払い等の環境整備などを実施することとしています。</p> <p>(林業労働者の待遇改善と確保) 県では、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催、森林施業に必要な技術研修の実施、林業事業体における就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組を進めています。 また、林業就業者の確保・育成を図るため、「いわて林業アカデミー」を運営し、林業への就業を希望する若者に対して、森林・林業に関する知識や技術を体系的に習得できる場を提供し、将来的に林業経営体の中核を担う現場技術者の育成に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を継続し、林業労働者の待遇改善や安定的な確保・育成に努めていきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわての森林づくり推進事業費(いわて環境の森整備事業) 501,669千円 いわて林業アカデミー運営事業費 53,634千円 岩手県緑の担い手確保・育成事業費 7,694千円</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 5) 「ウッドショック」に対応できる国産材・県産材の安定供給体制を確立すること。</p>	<p>県では、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入支援等による原木の安定供給に向けた取組を進めているほか、加工能力が高く、多くの木材製品を製造する製材・合板工場の整備の支援など、高品質な木材の供給体制の整備を促進しています。 引き続き、森林組合や木材加工事業体が必要とする原木の安定供給に向け、国庫補助事業を活用し、木材の供給体制の整備を支援するほか、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めていきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 745,091千円(当該事業の一部)</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 6) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道については、市町村森林整備計画で計画されている路網整備等推進区域において、重点的に整備を進めています。 「大規模林道(旧緑資源幹線林道)」については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の線形及び幅員を見直した上で、森林整備や木材生産の効率化のための林道として、県が整備しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 林道整備事業費 1,661,298千円</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 7) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。</p>	<p>太陽光発電の導入に伴い土砂流出や濁水の発生等の問題が全国的に発生していることを受け、国では、令和2年4月より太陽光発電事業を環境影響評価法に基づく環境影響評価(環境アセスメント)制度の対象としたところであり、県においても、国の動きを踏まえ、法対象以下の一定規模以上の事業(事業敷地面積が20haを超えるもの)について、同じく令和2年4月より、岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の対象としました。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 環境影響評価制度推進費 4,074千円</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県内に5施設ある木質バイオマス発電施設では、発電事業者と素材生産団体との安定取引に関する協定に基づき供給された地域材を活用しています。 県では、木質バイオマス発電事業者の原木集荷の状況を把握するとともに、素材生産団体等と原木供給に係る情報共有を行っており、引き続き、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 8) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>(林業労働者の確保と林業技術の継承) 県では、林業就業者の確保・育成に向けて「いわて林業アカデミー」を運営し、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、将来的に林業経営体の中核を担う現場技術者を養成しています。 また、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催、森林施業に必要な技術研修の実施、林業事業体における就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組を進めています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて林業アカデミー運営事業費 53,634千円</p> <p>(地域の実態に即した流通・加工体制の確立) 流通・加工体制の確立については、令和5年3月に策定した「第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画」に基づき、県産木材等の適切な供給の確保に向け、高性能林業機械と林内路網との組み合わせによる低コスト素材生産を促進するとともに、県産木材の安定供給体制を構築するなど、林業・木材産業の再建に向けて取り組んでいます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 745,091千円(当該事業の一部)</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 9) 「緑の雇用事業」や「緑の青年就業準備給付金」事業を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成と定着に取り組むこと。</p>	<p>県では、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催、森林施業に必要な技術研修の実施、林業事業体における就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組を進めています。 また、「いわて林業アカデミー」の研修生には「緑の青年就業準備給付金」を給付し、森林・林業に関する知識や技術を体系的に習得できるよう支援しています。 今後も、これらの取組を継続し、林業就業者の育成と定着に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて林業アカデミー運営事業費 53,634千円 緑の青年就業準備給付金 21,956千円</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 10) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>国では、森林の管理運営について、森林法に基づく森林計画制度の下、国有林の地域別の森林計画を策定しており、策定に当たっては、県の意見を聴取するなど、計画内容の調整を図っているほか、パブリックコメント等により、市町村や関係機関、地域住民等からの意見聴取を行い、地域の声を反映した計画としています。 県では、民有林と国有林の森林・林業施策等に関する情報を共有するため、東北森林管理局と共同で定期的に森林・林業政策連絡協議会や技術交流発表会を実施するなどの取組を行っており、今後も、地域の声を反映した計画策定が図られるよう、国との情報共有に取り組んでいきます。 また、県では、国に対し、林業を担う経営体や人材の育成・確保に向けた施策を充実するよう要望しており、今後も、地域の林業事業体の育成が図られるよう、国へ強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の記録的な大不漁に対し、科学的な調査の実施と漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用・魚種転換と商品開発、販路の拡大、新たな養殖事業等に思い切った支援策を講じること。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県では、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、生残率が高いとされる大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の生産技術の普及や、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発に取り組んでいます。 サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携し、資源状況の把握に取り組んでいます。 また、県では、多様な資源の活用、魚種転換と商品開発、販路拡大に向け、近年、漁獲量が増加しているマイワシ等の利用を促進するため、構築した新たな販路・物流モデルの普及や、水産加工原料確保に関するセミナーや各種商談会などを開催し、商品開発や販路拡大を支援しています。 さらに、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、アサリやヨーロッパヒラガキの養殖やサケ・マス類の海面養殖への支援など、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。 引き続き、関係機関と連携しながら、主要魚種の水揚げ回復に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 さけ資源緊急回復支援事業費補助 266,234千円 さけ、ます増殖緊急強化対策事業費 47,975千円 養殖業振興事業費 4,327千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 2) ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ、ホタテガイ、カキなどつくり育てる漁業の再建をはかること。</p>	<p>ワカメ、コンブ、ホタテ等の養殖生産については、養殖業者の減少やホタテガイの貝毒発生による出荷自主規制などで生産量が減少していますが、県では、海藻や貝類の養殖生産量の回復を図るため、漁協と連携し、意欲ある漁業者の生産規模拡大や漁協自営養殖の推進、省力化機器の導入に取り組んでいるほか、水温変化に強い大型のワカメ人工種苗の開発・普及やサケ・マス類の海面養殖などに取り組んでいきます。 また、アワビ、ウニの増産については、藻場の造成などの磯焼け対策、漁港内でのウニの蓄養などの取組拡大を支援していきます。 引き続き、本県のつくり育てる漁業を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 養殖業振興事業費 4,327千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 3) クロマグロの漁獲枠の拡大を求めること。国内配分では沿岸漁業の配分を増やすよう求めること。</p>	<p>国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、令和6年12月の国際会議において、年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、近年、クロマグロの資源量の増加に伴い、定置網への入網も増加しており、漁獲可能量を遵守するため、クロマグロを放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。 県では、国に対し、国際会議において更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しによる本県への配分拡大について要望しています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 4) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>サケ資源の回復に向けては、人工ふ化放流によって資源造成を図りながら持続的に展開しており、県内の様々な漁業や関係する道県を含めた広域的な漁業の調整を行いながら、今後も、資源の公平配分に努めていきます。 また、定置漁業権の免許については、引き続き、適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 5) 2022年「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」の取り組みを継続し、小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源量減少から、漁業経営は厳しい状況に置かれており、県では、小型漁船漁業の復興・再生に向け、近年、漁獲量が増加しているマイワシについて、令和元年度から、小型漁船漁業による試験操業を実施しています。 また、漁獲量の回復に向け、水産資源の適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携し、資源状況の把握に取り組んでおり、これらに要する経費を令和8年度一般会計当初予算に計上しています。 今後も、資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 試験研究費(資源調査・評価事業) 37,629千円</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 6) 新規漁業就業者支援制度を充実させること。県としても水産アカデミーの卒業後の就労と自立への支援を強化し、漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>県では、「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、国の制度である次世代人材投資(準備型)事業の就業準備資金や長期研修支援事業を活用し、アカデミー研修生・修了生の就労と自立への支援に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を支援し、漁業の担い手の確保・育成に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて水産アカデミー運営支援事業費 3,355千円</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 7) 改正漁業法の問題点を明らかにし、漁業者の意見を反映させながら実施すること。</p>	<p>漁業法の改正に伴い、新たな制度の運用に当たっては、漁業者や漁業関係団体の経営に影響を与えないような配慮が必要と認識しています。制度改正の内容等については、国とも連携しながら、必要に応じて、漁業者向け説明会の開催などにより丁寧な説明に努めてきたところであり、今後も、漁業者の意見を参考にしながら、適切な運用となるよう対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。 8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 8) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。福島原発事故の汚染水の海洋投棄に反対すること。 (再掲)</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。 また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。 なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。 ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保を国に要望してきました。令和7年6月の政府予算要望においては、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」等について要望しました。また、全国知事会では、知事が全国知事会農林商工常任委員長として、令和7年8月に「水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向けた万全の措置を講じること」等について提言を行ったところです。 原発事故に伴う放射線影響対策の費用については、一義的に東京電力が負担すべきものとして、市町村等と連携しながら全額賠償を繰り返し強く求めているところです。直接交渉で賠償が見込めない部分については、原子力損害賠償紛争解決センターに4次にわたり和解仲介を申し立て、被害の実態に即した速やかな賠償を求めています。国に対しては、放射線影響対策が県や市町村等の負担とならないよう全面的に対応すること、また県や市町村等が負担した費用については、同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力を指導することを要望しています。 今後も、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保について、しっかりと行うよう求めていきます。</p>	復興防 災部	復興危 機管理 室	C 当面は 実現で きない もの
	<p>県では、これまで、東京電力や国に対し、影響を受けた漁業者等の損害については、被害の実態に即して迅速かつ確実に賠償を行うよう求めてきたところです。 また、新鮮で安全・安心な美味しい県産水産物の消費拡大に向け、県内外の量販店や飲食店と連携したフェアの開催や、給食事業者と連携した県内外の社員食堂でのメニュー提供等を行ってきたほか、風評被害を受けている水産物の需要喚起を目的としたビジネスモデルの構築などに取り組んでいます。 今後も、本県の漁業者等が不安を抱えることなく安心して漁業を継続できるよう、関係機関・団体と連携しながら取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて農林水産物利用拡大戦略事業 11,098千円</p>	農林水 産部	農林水 産企画 室	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の目標を引き上げ、地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと 1) 2035年までに13年度比75～80%削減(19年度比71～77%削減)をめざすよう国に求めること。県の2035年までの温室効果ガス削減目標を75～80%に引き上げること。気候危機打開の緊急性と重要性を行政と県民、事業者、市町村が共有し、力を合わせて取り組むように、第二次岩手県地球温暖化対策実行計画を見直しすること。★</p>	<p>国では、2030年度の温室効果ガスを46%削減(2013年度比)するとしていた目標値を、令和7年2月には、新たな地球温暖化対策計画において、2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減へと上方修正し、目標に向かって国を挙げて取り組んでいく方向性が示されました。 2050年までに脱炭素社会を実現するためには、国が地方公共団体と連携しながら先導的に取り組む必要があり、県としては、地域の実情に応じた財政措置の拡充など、必要な支援及び措置を講じるよう国に要望していきます。令和7年度に実施した第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しにおいては、岩手県環境審議会からの意見も踏まえ、本県の温室効果ガス削減目標については、国の2030年度目標46%を上回ること等から現行目標(2030年度57%削減)を維持することとしました。 また、県民一人一人が気候変動対策を「自分事」として捉えた上で、多様な関係者が一丸となって取り組む必要がある旨を実行計画に追加したところであり、今後も、県民総参加による地球温暖化対策を推進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の目標を引き上げ、地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと 2) すべての市町村が「実行計画」(区域施策編)を策定するように県として支援し、2050年のCO2排出「実質ゼロ」や2035年までに75～80%削減めざす実行計画を、住民参加で策定すること。</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画(区域施策編)を策定しようとするときは、あらかじめ、住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。 計画策定については、県市町村GX推進会議により先行事例の情報共有等を図るほか、計画策定に要する費用の一部を補助するなど、県としても積極的に支援しており、令和7年度末までには計29市町村で策定済みとなる見通しになっています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円、 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の目標を引き上げ、地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと 3) 県民と各分野の事業者、団体が、温室効果ガス削減目標を共有し、協力して省エネルギーと再生可能エネルギーの導入に取り組むこと。</p>	<p>岩手県地球温暖化対策実行計画の推進に当たっては、全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心に、具体的な行動に取り組む県民運動を展開しているところであり、引き続き、構成団体相互の連携や協働によって取組を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の目標を引き上げ、地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと 4) 全庁的な推進本部、各界が参加する県民運動の推進本部を設置し取り組むこと。</p>	<p>県では、知事を本部長とし、副知事、各部局長等で構成する「岩手県地球温暖化対策推進本部」を設置して、地球温暖化対策の推進に向けて、全庁的な施策推進の取組の強化や関係部局による連携を図っています。 また、全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした体制を拡充強化し、構成団体相互の連携や協働によって、地球温暖化を防止する具体的な行動に取り組む県民運動を展開しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 1) 電力分野、産業分野、運輸・交通分野、都市・住宅、自治体の各分野で、省エネ・再エネの具体的な計画を持ち、具体的な支援策も講じ、社会システムの改革をめざすこと。</p>	<p>岩手県地球温暖化対策実行計画では、県全体の削減目標に加え、家庭・産業・運輸等の各部門における削減目標と、その達成に向けた施策を掲げています。 取組の推進に当たっては、「温暖化防止いわて県民会議」や「県市町村GX推進会議」の枠組も活用しながら、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の実現を目指していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県は「岩手型住宅ガイドライン」を改訂し、この中にZEH水準を上回る高い省エネ性能の基準を盛り込み省エネ住宅の普及促進に取り組んでいます。 さらに、令和6年度から太陽光発電設備、蓄電池の設置を含めZEH水準を上回る省エネ性能の住宅を新築する場合に補助金を交付する「いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金」を実施しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてZEHプラス住宅等普及促進事業費38,294千円</p>	県土整備部	建築住宅課 港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 2) 省エネルギーの推進に当たっては、高断熱高気密の高性能住宅の整備を推進し、県産材の活用を含めた一体的な県の補助制度を拡充すること。長野県等の取り組みを参考に省エネの電気製品等の普及を図ること。</p>	<p>省エネ家電は、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するだけでなく、生活をより豊かで快適なものにする効果も期待できることから、「いわてわんこ節電所」ウェブサイトを通じて、効能等について普及啓発を行っています。 また、省エネ家電の買い替え促進事業については、より住民生活に身近な市町村で展開されてきており、引き続き、県と市町村が連携して家庭の脱炭素を促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地球温暖化防止活動推進センター事業費7,886千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県は「岩手型住宅ガイドライン」を改訂し、この中にZEH水準を上回る高い省エネ性能の基準を盛り込み省エネ住宅の普及促進に取り組んでいます。 さらに、令和6年度から太陽光発電設備、蓄電池の設置を含めZEH水準を上回る省エネ性能の住宅を新築する場合に補助金を交付する「いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金」を実施しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわてZEHプラス住宅等普及促進事業費38,294千円</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 3) 再生可能エネルギーの導入に当たっては、県営住宅を含め県有公共施設への太陽光発電の設置を推進すること。住宅、事業所、農地等への太陽光発電の設置を推進すること。森林破壊や土砂崩れ、住環境破壊となる乱開発を許さず、環境を守る規制を強化すること。 水力・太陽光・風力・地熱・バイオマス発電など具体的な目標を掲げて、地産地消の立場で推進すること。</p>	<p>県では、「県有施設の脱炭素化に向けた基本方針」に基づき、計画的に県有施設への太陽光発電の導入を進めています。 住宅・事業所・農地については、関係部局と連携の上、補助事業等により設置を促進していきます。 開発に当たっては、国よりも厳しい規模要件での条例に基づく環境アセスメントの運用、アセス対象とならない事業における国のガイドラインの遵守要請に加え、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の促進区域の設定に関する岩手県基準を策定し、太陽光発電や風力発電の立地が適切ではないと認められる区域などを明確にしているところであり、今後とも、国や関係部局と連携し、環境と共生する再エネ導入のための適切な制度運用に努めていきます。 また、実行計画に掲げる再エネによる電力自給率66%達成に向けて、エネルギーの域内循環による地域経済の活性化に貢献する再エネ導入を促進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費41,415千円 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円 再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金747,432千円</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 4）EV車（電気自動車）の普及を軸に、2030年までの普及目標を持って取り組むこと。鉄道・バスなどの公共交通システムを構築し積極的に推進すること。</p>	<p>県では、令和5年度に策定した「岩手県地域公共交通計画」において「行政・交通事業者・他分野間の連携やDX・GXの推進による地域公共交通の活性化」を基本方針の一つとして位置付けており、EV車両の導入推進や、グリーンスローモビリティなどの環境に優しい公共交通の実証運行に対する支援などに取り組んでいるところです。 引き続き、必要な支援に取り組んでいきます。</p> <p>岩手県地球温暖化対策実行計画では「乗用車の登録台数に占める電動車の割合」を施策推進指標として掲げて取り組んでいます。 EVの普及に向けては、事業者の太陽光発電とEVのセット導入や、EVバス等への補助に加え、急速充電器の導入への補助に取り組んでおり、自動車販売業界とも連携しながらEV普及を促進していきます。 また、県としても、県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針に基づき、公用車へのEV車等の導入を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 脱炭素化推進事業費40,122千円 再生可能エネルギー導入促進事業費126,025千円 EV等普及促進事業費10,972千円</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 3、PFAS(有機フッ素化合物)による水道水等の汚染実態の調査を行い、公表すること。安全対策を徹底すること</p>	<p>令和7年度に国が全国を対象に、水道水におけるPFOS及びPFOAの検出状況等についての調査を実施し、公表された調査結果では、県内33の全ての水道事業者等が令和7年度に水質検査を実施しており、1事業者で検出が確認されたものの、国が定める暫定目標値である50ng/L(ナノグラムパーリットル)を大幅に下回る結果となっています。 また、特定の人が利用する目的で作られた自家用の水道で、100人を超える居住者に水を供給するもの又は1日の最大給水量が一定の規模を超える施設である専用水道においては、県内111施設中75施設が令和7年度までに検査を実施しています。そのうち、国が設置する専用水道1か所が暫定目標値の超過が確認されたため、国において令和7年度中に除去設備を設置予定です。 水質基準に関する省令の一部を改正する省令が令和7年6月30日に公布され、令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水道水質基準となることから、適切な水質検査や安全対策が実施されるよう水道事業者等に助言・指導していきます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 4、県央ブロックごみ処理広域化計画は、ごみの減量・資源化・リサイクルの計画を前提に大型焼却場ありきの計画を見直すこと</p>	<p>盛岡広域環境組合及び構成8市町では、令和5年3月31日に環境大臣から承認を受けた「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」において、ごみの減量化やリサイクルに関する目標や施策を定めており、当該計画に基づき、組合及び構成市町による取組が進められるものと認識しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ① 男女の賃金格差を政治の責任で是正すること。企業に男女別平均賃金の把握、公表、格差是正計画の策定・公表を義務付けること。間接差別をなくすこと。★</p>	<p>県では、岩手労働局と連携して、安定的な雇用の確保、女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保等について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により周知・啓発を図っています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ② 女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金を「全産業平均」並みに引き上げること。非正規雇用の正規化と待遇改善、長時間労働の是正に取り組むこと。</p>	<p>介護分野については、国において令和7年度補正予算で令和7年12月から令和8年5月までの間、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行う「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を措置したほか、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれるところです。</p> <p>介護報酬は、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図るため、地域の実情を踏まえ、国の責任において設定されるものであり、これまでも国に対して、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定することや、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているほか、全国知事会を通じて、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう要望しているところですが、今回の措置によっても全産業平均との差は解消されるには至っていないことから、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p> <p>【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費 2,992,630千円の一部</p> <p>障害福祉サービス報酬も介護報酬と同様に、全産業の平均賃金と比較してなお低水準にある状況を踏まえ、更なる報酬の引上げや、業務の実態を評価した職員の処遇や職場環境の改善に向けた支援の一層の充実を図るよう要望しているほか、全国知事会を通じて臨時改定等の措置を速やかに講じることや物価や賃金の上昇に応じた報酬をスライドさせる仕組みの導入について要望しており、引き続き、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p> <p>また、障がい福祉分野においては、令和7年12月から令和8年5月を対象として従事者1人当たり月額1万円相当の支援を行う「福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費補助金」を支給することとしているほか、国においては令和8年6月に臨時改定を実施する予定としており、改定率は+1.84%となる見込みです。</p> <p>【令和7年度一般会計補正予算(第5号)措置】 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費 440,918千円</p> <p>保育士の人件費は、令和6年度に過去最大となる10.7%の引上げが行われたことに続き、令和7年度も5.3%の改善が行われます。</p> <p>県では、更なる処遇改善や、保育士の負担軽減のための職員配置基準の見直し、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を充実などについて、全国知事会と連携して、国に要望しています。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(前ページからの続き)</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援等を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。</p> <p>さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。</p> <p>加えて、就職氷河期世代をはじめとしたミドル世代を対象とし、求職者とその採用意欲がある企業とのマッチングを個別で支援することにより、引き続き、非正規雇用労働者の正規雇用化等に向けた支援等に取り組んでいきます。</p> <p>また、長時間労働の是正については、「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開や、企業等を対象とするセミナーの開催等により取り組んでいきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 ミドル世代等就職支援事業費 6,634千円、いわて働き方改革加速化推進事業費 9,227千円、各種労働講座開設費 1,302千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ③ 家族的責任と働くことを両立できる労働のルールをつくること。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度の拡充について要望しているほか、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の労働環境の改善をはじめとした魅力ある職場づくりに向けた企業の取組に対する表彰や、取組内容のPR等により仕事と家庭の両立支援に取り組んでいるところです。</p> <p>令和8年度一般会計当初予算において、働き方改革の一層の推進を図るため、「いわて働き方改革加速化推進事業費」を計上したほか、子育てしやすい環境の整備など、企業の若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の整備に取り組む企業を支援するため、「魅力ある職場づくり推進事業費」を計上したところであり、引き続き、企業の取組を支援していきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費 9,227千円 魅力ある職場づくり推進事業費 9,375千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ④ ハラスメントを明確に禁止し、なくすこと。</p>	<p>雇用の場をはじめとして、性別にかかわらず誰もが均等な機会や待遇を与えられ活躍できる仕組みづくりに向けては、企業に対する経営者の意識改革やいわて男女共同参画センターを拠点とした県民への啓発など、関係機関と連携した取組を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて男女共同参画プラン推進事業費 28,352千円</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法なハラスメントに関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。 また、各種セミナーや講演会において普及啓発するとともに、国や関係機関等と連携し、適切な雇用・労働環境の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 2、選択的夫婦別姓の早期実現、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度（東京都を含め導入人口は約7割）を導入すること。 1) 選択的夫婦別姓制度を早急に実現すること。</p>	<p>選択的夫婦別氏制度の導入については、令和7年8月に全国知事会を通して、選択的夫婦別氏制度の導入に関する議論の加速・活性化を求める提言を内閣府に対して行ったところであり、今後、広く丁寧な議論がなされ、困難に直面している人たちの問題が解消されるべきと考えています。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 2、選択的夫婦別姓の早期実現、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度（東京都を含め導入人口は約7割）を導入すること。 2) LGBT平等法を制定し社会のあらゆる場面で性的マイノリティの権利保障と理解促進を図ること。</p>	<p>性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないものであり、政府が策定を予定している基本計画や指針を参考としながら、県としてもLGBT理解増進法が基本理念として掲げる「共生社会の実現」に向けて引き続き取り組んでいきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 2、選択的夫婦別姓の早期実現、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度（東京都を含め導入人口は約7割）を導入すること。 3) 同性婚を認める民法の改正を行うこと。</p>	<p>同性婚の実現については国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 2、選択的夫婦別姓の早期実現、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度（東京都を含め導入人口は約7割）を導入すること。 4）県として、同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度を早急に導入すること。市町村でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度（県内15市町村が実施）の実施を支援すること。</p>	<p>県では、市町村のパートナーシップ制度の導入や市町村間で円滑に調整や連携が図られるよう促進することを目的として、指針を策定し、住民に身近な市町村において制度導入が行われるよう支援しています。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること 1）刑法・DV防止法を改正し、被害者支援を強化すること。婦人相談員の抜本的増員と相談支援体制の拡充を進めること。</p>	<p>令和6年4月1日から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）」により、保護命令制度の拡充など、被害者支援が強化されました。県としては、DV防止のための県民への普及啓発や支援者向けの研修を実施するとともに、女性相談支援員の人員確保等による被害者の相談支援体制の充実について、必要な対応を研究していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 福祉総合相談センター管理運営費（旧婦人相談所管理運営費）13,025千円 の一部</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	<p>「刑法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正については、立法院において対応するものと認識しています。 県警察としては、現行の法規定を適正に執行して取締りを強化するとともに、被害者の支援に努めていきます。</p>	警察本部	人身安全少年課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること 2) 性暴力被害者支援ワンストップ支援センターの体制を確立・強化すること。 痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進し、「痴漢ゼロ」の取り組みを強化すること。</p>	<p>本県においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能を有する「はまなすサポートセンター」を設置し、市町村・警察・医療機関・弁護士会等と連携しながら、相談対応、医療機関・行政窓口への付添い等の支援を行っており、令和3年からは、365日24時間相談を受け付ける体制を確立しています。 また、支援に従事する者の資質の向上を目的とした研修の開催等により、引き続き性犯罪・性暴力被害者に適切な支援を行えるよう、人材育成をはじめとする運営体制の強化に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 性犯罪等被害者支援事業費 11,809千円(当該事業費の一部)</p>	復興防災部	消防安全課	B 実現に努力しているもの
	<p>県警察では、痴漢被害を認知した場合は、発生現場に赴いた上で、所要の捜査を行っています。 また、性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」や県警察本部の性犯罪相談電話「0120-797-874」等、被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備しています。 さらに、令和5年から痴漢撲滅キャンペーンとして、JR盛岡駅において、女子高校生とともに広報啓発活動を展開しています。 県警察としては、引き続き各種法令を適正に執行して、痴漢のほか性犯罪の取締りを強化するとともに、加害者にも被害者にもならないための取組を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 警察通信維持管理に要する経費(加入電話回線料)29,500千円(当該事業の一部)</p>	警察本部	人身安全少年課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること 3) 日本が責任を負う戦時性暴力＝「慰安婦」問題の解決を進めること。</p>	<p>「慰安婦」問題は外交関係の事項のため、国において対応すべきものと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 1) 子どもの年齢、発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること。歯止め規定を撤廃すること。</p>	<p>県教育委員会では、性に関する指導についてのリーフレットや授業の指導案を作成しているところであり、各学校では、これらを活用して授業を行うとともに、特別活動等において産科医師や助産師などの専門家を講師に講演会なども開催しています。 今後も、指導に当たっては、各学校の年間指導計画に組み入れ計画的に進めていくほか、保護者や地域の医師会、保健所などの関係機関と連携しながら内容の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 2) 避妊も中絶も女性の大切な権利です。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。中絶薬を安価でアクセスしやすくすること。中絶医療を国際水準まで高めること。</p>	<p>緊急避妊薬については、購入時に医師の処方箋が不要な医薬品として令和7年10月に製造販売承認されており、令和8年2月から研修を修了した薬剤師が在籍する薬局・店舗販売業の店舗において販売が開始されています。 人工妊娠中絶薬については、令和5年4月に製造販売承認されており、母体保護法指定医師により緊急時に適切な対応が取れる体制の下での投与が求められています。 県としては、引き続き国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 3) 明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件を廃止すること。</p>	<p>母体保護法の配偶者同意要件については、厚生労働省からの通知などにより運用上同意が不要なケースも示されているところであり、自己墮胎罪も含めて様々な議論がなされていることは承知しています。 県としては、各保健所を性と健康の相談センターとして位置づけ、女性特有の心身の悩みの相談に対応するとともに、保健指導、健康教育を実施しているほか、産婦人科医や助産師等が学校に出向く講演会等の開催、正しい妊娠・不妊の知識を啓発する冊子の作成などの取組を通じてデートDVや望まない妊娠の防止に努めていくとともに、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 4) 生理用品の恒久的な無料配布、学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱える女性を支援するため、令和3年7月に、国の地域女性活躍推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して開設した「いわて女性のスペース・ミモザ」において、市町村や大学等へ生理用品の提供を行っています。 令和8年度は、生活上の困難を抱える方への効果的な支援につなげるため、相談支援窓口や出張相談・サロン等での提供を継続していきます。 【令和8年度予算要求額】 女性のためのつながりサポート事業費 14,172千円</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 4、リプロダクティブ・ヘルス & ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 5) 職場や学校などで生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えること。</p>	<p>県では、誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、企業向けセミナーの開催などを通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進しています。 また、若者や女性にも魅力ある職場づくりを推進するため、「魅力ある職場づくり推進事業費」を予算措置し、多様な働き方の普及を図るとともに、労働時間の削減やオフィス環境の改善など誰もが働きやすい雇用・労働環境の整備への支援に取り組みます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費 9,227千円 各種労働講座開設費 1,302千円 魅力ある職場づくり推進事業費 9,375千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県教育委員会では、生理の知識を含めた性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮しながら、児童生徒が性に関する正しい知識や行動選択を身に付けさせることが重要であると考えています。 指導に当たっては、各学校の年間指導計画に組み入れ計画的に進めていくほか、保護者や地域の医師会、保健所などの関係機関と連携しながら内容の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと 1)「2030年までに政策・意思決定の構成を男女半々に」の目標を掲げ、本気の取り組みを進めること。</p>	<p>県では、岩手県男女共同参画プランにおいて、政治や行政、民間など「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を目指しているところです。「県の審議会等委員に占める女性の割合」は増加傾向にあります。更なる増加に向けては各分野における女性活躍の促進が重要であることから、女性のデジタル人材育成やキャリア形成支援、「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及拡大、いわて男女共同参画センターを拠点とした市町村との連携などを通じて、女性が活躍できる職場環境づくりや若年女性の県内定着、家庭における家事・育児のジェンダーギャップの解消を推進します。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて男女共同参画プラン推進事業費 28,352千円、いわて女性活躍支援強化事業費 4,899千円、いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費 17,353千円、いわて家事・育児シェア普及推進事業費 3,591千円、固定的性別役割分担意識解消促進事業費 4,726千円</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと 2) 政治分野における男女共同参画推進法の立法の趣旨に沿い、パリティ(男女議員同数化)に取り組むこと。</p>	<p>地方議会における女性議員割合の向上のためには、女性が活躍できる地域社会の構築が重要であることから、女性のデジタル人材育成やキャリア形成支援、「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及拡大、いわて男女共同参画センターを拠点とした市町村との連携等を通じて、女性が活躍できる職場環境づくりや若年女性の県内定着、家庭における家事・育児のジェンダーギャップの解消を推進します。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて男女共同参画プラン推進事業費 28,352千円、いわて女性活躍支援強化事業費 4,899千円、いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費 17,353千円、いわて家事・育児シェア普及推進事業費 3,591千円、固定的性別役割分担意識解消促進事業費 4,726千円</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に 5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと 3) 女性差別撤廃条約を実効あるものにするため、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書の早期批准を求めること。</p>	<p>女子差別撤廃条約に係る選択議定書の批准については、国において、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、課題整理を行いながら具体的な検討を行うこととしていることから、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第四部】 八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★ 1、法律でハラスメント禁止規定を明記し、被害者救済措置の強化を 1) 男女雇用機会均等法や介護・育児休業法、労働施策総合推進法などの法律に、ハラスメント行為の定義、ハラスメントを禁止する規定を明記させ、適切な制裁、被害者への保障や救済措置を規定するよう求めること。</p>	<p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密に連携しながら労働相談に対応しており、違法なハラスメントに関する相談については岩手労働局へ情報提供を行うなど、事態の改善に努めています。 また、国に対しては、全国知事会を通じて、若年者のキャリア形成支援において採用後のハラスメント防止の徹底が必要とされていること、さらに、女性の政治参画の障壁となっているハラスメント対策を一層進めることが提言されているところであり、これらの提言を踏まえ、ハラスメント防止対策がより一層推進されるよう、引き続き国に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★ 1、法律でハラスメント禁止規定を明記し、被害者救済措置の強化を 2) ハラスメントから保護する対象は、国際条約に基づいて、労働者とともに、インターンや修習生、訓練生、求職者、就職志望者(就活生)、雇用が終了した人、ボランティアなど包括的な規定とすること。</p>	<p>労働施策総合推進法等の改正法が令和7年に公布され、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主の義務とされたところです。県としては、各種セミナーや講演会等における普及啓発を進めるとともに、国や関係機関と連携しながら、適切な雇用・労働環境の確保に引き続き取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★ 2、全職員の調査、ハラスメントに対して迅速、簡易な実効性ある救済機関の設置を 1) 全職員に対してハラスメント実態調査を実施し、ハラスメント禁止の徹底を図ること。</p>	<p>県では所属長のハラスメントへの対応を部下が匿名で評価する体制を構築しています。令和6年度までは、主に所属長自身がハラスメントを行っているかどうかを問うものとなっており、担当課長など所属長以外のハラスメントの有無を必ずしも把握できる内容とはなっていませんでしたが、令和7年度より、担当課長など所属長以外のハラスメントの有無も含めて職員に質問する形式に改め、実態調査として実施しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★ 2、全職員の調査、ハラスメントに対して迅速、簡易な実効性ある救済機関の設置を 2) 被害者がアクセスしやすく、迅速に調査・認定し、救済命令（行為の中止、被害者と加害者が接しない措置、被害者の雇用継続や現職復帰、加害者の謝罪と賠償など）を行う第三者（弁護士）を含めた体制をつくること。</p>	<p>県では、人事課、人事員会事務局にそれぞれ相談窓口を設置し、被害者や第三者からの通報を随時受け付けており、令和7年10月から本庁各部局や各広域振興局等にまで拡充し、職員が相談しやすい体制を構築したところです。また、職務の遂行に当たり、職員の法令等に違反する行為等に関して、これを知った職員等からの通報を受け付け、通報した職員等を保護することを目的として設置している公益通報窓口において、ハラスメントについても、法令に違反する行為、又は違反する恐れがある行為については通報対象となっており、弁護士による外部通報窓口を設置しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 人事管理制度事務費 17,209千円（当該事業費の一部）</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★ 2、全職員の調査、ハラスメントに対して迅速、簡易な実効性ある救済機関の設置を 3) マタニティハラスメント、パタニティハラスメントをなくし、育児・介護休業制度を利用しやすい職場にすること。</p>	<p>妊娠、出産、育児又は介護に関する制度利用等に対するハラスメントにより、職員の勤務環境が害されないよう、ハラスメントの防止等に関する基本方針に基づき、ハラスメントに関する職員一人一人の知識向上や意識啓発のほか、ハラスメント防止・対策に係る研修等の充実を図るとともに、制度等の周知・利用に関する相談にも引き続き対応しながら、育児・介護休業制度が利用しやすい職場環境の実現に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 職員研修費 81,033千円（当該事業費の一部）</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★ 2、全職員の調査、ハラスメントに対して迅速、簡易な実効性ある救済機関の設置を 4) 教育、スポーツ、芸術・文化などあらゆる分野で対策を進めること。</p>	<p>スポーツ分野については、スポーツ指導者等を対象に、暴力行為、暴言、差別等の未然防止やアンチドーピングに関する研修会を実施するとともに、各競技団体が関係法規や倫理規定を遵守し、スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明や公表により健全な組織運営が図られるような取組を促進しているほか、岩手県スポーツ協会職員の研修会参加支援により、協会内に設置されている相談窓口の機能強化を進めています。引き続き岩手県スポーツ協会と連携し、スポーツ現場における「NO！スポハラ」の実現に向け、スポーツインテグリティの確保に努めていきます。 芸術・文化分野については、文化芸術団体や公立文化施設の職員等、地域における文化芸術活動を支える者を対象とした研修の機会において、ハラスメント防止に向けた情報周知を通じ県内文化芸術団体等の理解促進を図るなど、文化・芸術分野におけるハラスメントの防止に向けた取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スポーツ医科学サポート事業費 22,550千円 いわて競技力向上事業費 83,003千円 文化芸術の力を生かした地域づくり事業費 10,793千円 地域文化芸術活動支援事業費 4,737千円</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課 文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>ハラスメント相談員について、令和6年度は本庁7人を指名していたところ、ハラスメント相談体制の拡充を図るため、令和7年度から新たに、各教育事務所にもハラスメント相談員を指名(6事務所各1人)したほか、本庁も1人追加指名し、令和6年度比7人増となる合計14人のハラスメント相談員を指名することにより、教職員がより相談しやすい相談体制を構築しました。</p>	教育委員会事務局	服務管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★ 1) 「高校教育と大学教育を段階的に無償にする」という国際人権規約(A規約13条2項b及びc)を批准したことを踏まえ、大学・短大・専門学校の学費を半額にするよう国に求めること。</p>	<p>令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援の取組を進めているところです。 また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 私立専修学校専門課程授業料等減免補助 634,848千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★ 2）大学学費の値上げを中止させ、入学金ゼロを実現すること。</p>	<p>若者の進学機会を確保する観点から、他の都道府県と連携して、授業料の拙速な引き上げを行わないよう、国に要望しています。 また、令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援の取組等を進めているところです。 令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実等、必要な要望を行ってまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 私立専修学校専門課程授業料等減免補助 634,848千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★ 3）奨学金の半額免除を実現すること。返済なしの給付制奨学金を多数の学生が受けられるよう拡充すること。</p>	<p>令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。 また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行ってまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 私立専修学校専門課程授業料等減免補助 634,848千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県教育委員会では、高校生等を対象とした奨学金の貸付事務を行う(公財)岩手育英奨学会に対して運営経費等を補助しており、引き続き、経済的な理由で修学が困難な高校生に対する修学支援に取り組めます。 なお、高校奨学事業(大学等進学支援)については、県内4年制大学への入学又は大学等卒業後に県内企業へ通算2年間就職することにより、返還を免除できることとしており、引き続き、当該事業の周知に努めてまいります。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高校奨学事業費補助 28,592千円 高校奨学事業費補助(大学等進学支援) 5,446千円</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★ 4) 私立高校の無償化を施設設備費などを対象にしてさらに拡充するとともに、公立高校も充実させること。</p>	<p>私立高等学校に通う生徒の授業料については、国の就学支援金による支援のほか、令和2年度からの年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実施に併せ、年収590万円以上620万円未満世帯を対象に県独自の上乗せ補助を行い、保護者等の負担の軽減を図っています。令和8年度からは、所得制限の撤廃による就学支援金の拡充が図られる予定です。 また、授業料以外の教育費については、国の奨学のための給付金による支援のほか、県独自の生活保護世帯を対象とした入学金減免制度により支援を行っており、奨学のための給付金については、給付単価が増額する等、支援の充実が図られているところです。 県としては、今後も引き続き、私立高等学校の負担軽減に向けた支援に努めるとともに、国における動向を注視し、国に対し支援策の拡充について要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 私立高等学校等就学支援金交付金 3,382,432千円、奨学のための給付金支給事業費 246,214千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>公立高校の施設整備に当たっては、令和8年度政府予算要望において学校施設の教育環境整備への支援の拡充について要望したところであり、引き続き、国に対して、公立高等学校施設への財政支援措置について、要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★ 5) 給食費無償を国の責任で行い、給食の質も確保すること。教材費、制服代、修学旅行費など“隠れ教育費”を公費負担とし、義務教育の完全無償化を進めること。</p>	<p>国は、令和8年4月から小学校段階において、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して交付することとしたところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施するため、国が示す基準額に基づき積算した所要額を令和8年度当初予算で措置したところです。 また、学校給食の質の確保については、学校給食の目標及び文部科学省が示す学校給食摂取基準を踏まえた安全安心な学校給食の実施について、栄養教諭等への研修充実に努めていきます。 義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円</p>	教育委員会事務局	保健体育課 教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★ 6) 就学援助の拡充を—国庫負担を元に戻し、対象を生活保護基準の1.5倍まで広げ、支給額も増額するとともに、学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いなど利用しやすい制度にすること。</p>	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 2、このままでは学校がもたない—教員の長時間労働の解消、教育の自由の保障を ★ 1) 「教員残業代ゼロ制度」を直ちになくし、少なすぎる教員定数を増やすこと。 義務教育手当や特別支援教育手当の削減はやめること。</p>	<p>教員の超過勤務に係る取扱いについては、勤務態様の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、超過勤務手当に代えて教職調整額を支給することが法で定められており、令和7年6月に成立した改正給特法により、教職調整額の基準となる額が給料月額4%から10%まで段階的に引き上げることとなりました。 教職員の勤務負担軽減については、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務への充実感等に係る肯定的実感の向上といった具体的な目標を掲げ、業務のスクラップや専門スタッフの配置などによる勤務環境の改善等により、学校における働き方改革の推進に向けて努めています。 教職員の配置の充実については、今後も教職員の確保に努めるとともに、国の加配定数を最大限活用し、学校における指導体制の充実に取り組んでいくほか、国に対し、新たな定数改善計画を早期に策定するよう引き続き、要望していきます。 また、義務教育等教員特別手当は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることが法で定められており、このように教員給与制度の多くは、国の制度に基づく仕組みとなっていることから、今後も国の動向を注視していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 2、このままでは学校がもたない一教員の長時間労働の解消、教育の自由の保障を★ 2) 教員評価制度、トップダウンを強める職員会議の形骸化・主幹教諭や主務教諭の導入、官製研修の拡大を抜本的に改め、教育者としての自由を保障すること。</p>	<p>教職員の勤務負担軽減については、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務への充実感等に係る肯定的実感の向上といった具体的な目標を掲げ、業務のスクラップや専門スタッフの配置などによる勤務環境の改善等により、学校における働き方改革の推進に向けて努めています。 教員評価制度については、学校が教職員相互の協働によって成り立つ場であることを踏まえ、個々の取組のみならず、協働や学校全体への貢献も適切に評価するよう運用しています。 また、働き方改革プランに基づき、受講者の負担軽減に資するような研修体系の見直しを進めるとともに、学校現場における会議・調査等の削減にも取り組んでいるところです。 なお、主幹教諭については、校長・副校長と連携しながら、校務全般に関し教員への指導助言を行い、学校運営の運活化に向けた横断的な調整を担う役割として、本県では平成21年度に設置したものです。 主務教諭については、本県では令和8年4月の設置は見送ることとしていますが、国の説明では、学校横断的な取組について学校内外を総合的に調整することやチームで対応する体制を構築し、若手教師へのサポート機能を強化することを目的とした職と説明しており、本県における主務教諭の設置については、他県の状況等を注視しながら、必要に応じて検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 3、急増する不登校一子どもも保護者も安心できる対応を★ 1) 「学習活動」中心の国の不登校対策を改め、子どもの心の傷の理解、休息と回復の保障を中心に、子どもと親に寄りそう学校の対応を大切にすること。</p>	<p>国では教育課程の見直し等を進めている中、国の動向等を見極めながら対応していきます。様々な学校では校則の見直し等が積極的に進められているなど、子どもたちの自発的な発案により学校づくりが進められるよう支援していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 3、急増する不登校一子どもも保護者も安心できる対応を★ 2) 安心できる情報提供と相談、学校との関係の負担軽減、フリースクール費用の半減、「不登校休業制度」、親たちのつながりなど親への支援を厚くすること。</p>	<p>「不登校休業制度」については、厚生労働省が示しているとおり、不登校の子どもであっても、当該子が「常時介護を必要とする状態」に該当すると認められる場合には、介護休業・介護休暇等の制度を利用できる場合があります。 県としては、こうした既存制度の周知を進め、適切な雇用・労働環境の確保に引き続き取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる助言や支援、不登校支援フォーラムの開催による保護者への情報提供に加え、令和7年度には支援ガイドブックやポータルサイトの開設をしたところです。不登校児童生徒の保護者が情報にたどり着くことができず孤立することのないよう取り組みを進めています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業 313,845千円 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 3、急増する不登校—子どもも保護者も安心できる対応を ★ 3) 校内別室・支援センター・不登校特例校の設置、フリースクールへの公的助成など子どもの居場所・学びの場を整備すること。</p>	<p>県教育委員会では、不登校児童生徒の多様な学びの場や居場所を確保するため、令和6年度は、教育支援センター未設置の市町村の設置支援に取り組んできたところです。令和7年度は、市町村の校内教育支援センターの新設・強化を促進するため、校内教育支援センターへの支援員の配置支援に取り組むほか、県の教育支援センター（ふれあいルーム）の分室による支援の充実に引き続き、取り組めます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いじめ不登校対策事業費(校内教育支援センター等体制整備事業) 27,583千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 4、子どもが学校に通いたくなるような学校改革を一過度の競争と管理を是正すること ★ 1) 授業を詰め込みすぎ、子どもにストレスを与えている“忙しすぎる学校”を、子どものペースにあったものにするため、学習指導要領を抜本的に見直すよう求めること。</p>	<p>学習指導要領は、学校教育法の規定をうけて学校教育法施行規則で定められており、法的に位置付けられている、と認識しています。県教育委員会では、授業時数も含め、適切に教育課程が編成されているか、市町村教育委員会を通じて各学校に確認、指導しています。 「調整授業時数制度」により、児童生徒や教師の過度な負担、負担感を防ぎ、児童生徒の豊かな学びに繋がる「余白」を生み出す、としている中央教育審議会による学習指導要領の改訂に向けた今後の議論を注視しながら、引き続き児童生徒の資質・能力を育むための、適切な教育課程の編成・実施を推進していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 4、子どもが学校に通いたくなるような学校改革を一過度の競争と管理を是正すること ★ 2) 市町村や学校を点数競争に巻き込む全国学力テストを中止すること。県版学力テストとなっている学習定着度調査も中止すること。</p>	<p>本県における諸調査の実施については、正答率による比較をねらうものではなく、児童生徒一人一人の学習の定着状況を把握し、その結果を基に指導の充実を図ること、また、明らかになった課題を教育施策に反映させ、本県児童生徒の学力向上に資することを目的とするものであり、諸調査の適切な活用の在り方について、様々な機会を通じて市町村教育委員会や学校等と十分な共通理解を図りながら、児童生徒一人ひとりの資質・能力を伸ばすための授業改善等の取組を推進しています。 今後も、教員の負担軽減を図りながら、各学校が調査結果の分析・活用に今まで以上に注力できるように取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 確かな学力育成プラン推進費 13,689千円(当該事業費の一部)</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 4、子どもが学校に通いたくなるような学校改革を一過度の競争と管理を是正すること ★ 3) 「ゼロトレランス(寛容ゼロ)」や「学校スタンダード」など子どもを押さえつける過度の管理をやめること。子どもの人権や権利を侵害する「校則」は子ども中心に不断に見直すこと。</p>	<p>学校や地域の状況、社会の変化、他者との共生等を踏まえ、児童生徒自身が参画して校則の見直しなどが行われるよう各学校の校則等の内容、見直し状況について把握し、適切な見直しを推進します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 4、子どもが学校に通いたくなるような学校改革を一過度の競争と管理を是正すること ★ 4) 35人学級を中学校まで早急に実施するとともに、30人以下学級をめざすこと。</p>	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで、令和8年度から3年をかけて中学校3年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しています。令和7年6月にも、35人学級を中学校まで拡充し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望したところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 5、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 1) 県立不來方高校でのバレー部員の自殺事件後も、教師による体罰、セクハラ、不適切な言動による懲戒処分が後を絶ちません。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとより、スポーツなど部活動の場でもあってはならないことを徹底すること。</p>	<p>全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、再発防止「岩手モデル」を推進し、教職員一人ひとりの児童生徒の人権を尊重する意識を向上させ、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校風土の醸成を図っていきます。 特に、部活動においては、再発防止「岩手モデル」に基づき、インテグリティの視点に立った研修や、スポーツ指導等に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修を行い、教職員による不適切な指導のない部活動指導の在り方、不適切な指導を許さない学校風土の醸成と教職員一人一人の意識の改革を一層徹底していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 再発防止岩手モデル推進事業 5,092千円</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 5、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 2) 再発防止「岩手モデル」を各学校、教職員、児童・生徒に丁寧に徹底すること。県議会の請願採択を踏まえ、請願者の意向を尊重し、盛岡一高事件の第三者による検証を進めること。</p>	<p>平成30年に発生した県立学校重大事案に係る顧問教諭が、前任校で行った不適切指導について、第三者による調査検証の実施に向け取り組みます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 再発防止岩手モデル推進事業 5,092千円</p>	教育委員会事務局	服務管理監	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 5、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 3) 本来生徒の自主的自発的活動である部活動について、部活動加入を強制しないこと。部活動の地域移行(地域展開)については部活動の改善・手引きに立ち返って進めること。</p>	<p>県教育委員会では、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。」として全ての学校において、部活動に係る活動方針や任意加入である旨の周知を図っています。 また、休日の地域展開については、教職員や地域の指導者を対象として研修会を実施し、学校部活動が担ってきた教育的意義を地域と共有するとともに、中学生のスポーツ・文化活動に携わる関係者の資質向上に向けた取組を実施していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 5、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 4) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につく競技力も向上する部活動に改善を図ること。</p>	<p>県教育委員会では、部活動において大会で勝つことのみを重視し、心身に過重な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実や「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。 また、行政や学校、スポーツ・文化芸術団体、中学生やその保護者を対象としたワークショップを開催し、岩手県の中学生にとって望ましい環境について様々な立場から意見を交わし、本県中学生にとって「望ましい活動・環境の姿の実現」に向けて共通理解を図る取組を行ったところであり、今後も生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動を推進していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 5、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 5) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。</p>	<p>県教育委員会では、スポーツ医・科学の知見を活用した指導方法及びスポーツ心理学等について、大学教授等を講師に招いて研修会を実施し、運動部活動担当者のコーチングスキルの向上を図るとともに生徒との対話を重視した指導の普及にに取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 1) いじめ対策の基本として—「いじめは人権侵害であり暴力だ」という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後もいじめを見逃ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>「実効的に機能する『学校いじめ対策組織』を構築し、組織的にいじめの未然防止・適切な対応に当たる」を、いじめ対応の重点目標として位置付け、児童生徒の生命・心身を守る取組を充実させるとともに、自殺予防教育を実施し、児童生徒一人一人が自他の生命と他者の人権を尊重し、大切にしている教育の推進に取り組んでいます。 重点目標に係る取組としては、令和4年度から配置している「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を県教委に引き続き配置するとともに、総合教育センターや各教育事務所による教員研修や高等学校生徒指導連絡協議会での研修、学校等研修支援訪問を実施するなど、研修機会の確保・充実に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いじめ不登校対策事業費(いじめ不登校対策事業費) 7,798千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめ発生時の対応として、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しており、学校はいじめの情報があつた場合は、学校いじめ対策組織において、情報共有及び組織的な対応を図ることとしています。 いじめの疑いが発見された場合は、学校いじめ対策組織に報告する義務があることは法でも示されており、今後も、学級担任等がいじめ問題を一人で抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、適切な対応を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>令和7年度は、「いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う」をいじめ対策の重点目標に対する取組項目の一つとして位置付け、各学校で児童生徒の「心の居場所づくり」と「絆づくり」に取り組んだところです。 また、いじめ防止に係る児童生徒の主体的な取組を行っている学校の実践について、リーフレットにまとめ配信することで、広く県内に周知してきたところです。 令和8年度も、全ての児童生徒がいじめを生みださないという態度をもち、心の通い合う人間関係を構築できるよう、教師が「居場所」をつくり、児童生徒の主体的な取組による「絆づくり」を推進し、いじめを生まない学校風土づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒に寄り添いながら、いじめ解消の要件に基づき適切な対応に努めます。 また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ⑤ 被害者遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後もいじめを見逃ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ① 教員の多忙化の解消、30人学級の実現、養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。</p>	<p>教職員の勤務負担軽減については、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務への充実感等に係る肯定的実感の向上といった具体的な目標を掲げ、業務のスクラップや専門スタッフの配置などによる勤務環境の改善等により、学校における働き方改革の推進に向けて努めています。 少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで、令和8年度から3年をかけて中学校3年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しています。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。 養護教諭の増員についても、国からの加配を活用し、大規模校で、児童生徒の健康確保や教育相談等の必要性が高い学校に対し養護教諭の複数配置を実施しています。(B) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、児童生徒を取り巻く様々な問題によって、不安や悩み、ストレスを抱える児童生徒が増加していることから、心のケアや支援体制の構築等による重層的な支援を充実させていくため、国に対して配置の支援を継続して要望していくとともに、各学校や地域の実情を踏まえた適正な配置に努めていきます。(A) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業 313,845千円 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ② 全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。</p>	<p>総合教育センターや各教育事務所による教員研修や高等学校生徒指導連絡協議会での研修、学校等研修支援訪問を実施し、研修機会の充実に取り組んでいます。 また、校外で研修を受けてきた受講者は、その内容について、校内研修において他の教職員に伝達するようにしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ③ 教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	<p>平成19年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。</p>	<p>いじめ重大事態の調査、対応については、いじめ防止対策推進法や国の基本方針及びガイドライン等に従い、実施しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いじめ不登校対策事業費(いじめ不登校対策事業費) 7,798千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 7、新型コロナウイルス感染・インフルエンザ感染の急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること。 1) 感染急拡大の状況を学校側は速やかに保護者に伝達し、マスク着用を推進するなど感染拡大の状況に対応した基本的な感染拡大の徹底を図ること。</p>	<p>学校における臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖)の状況について、各学校において、保護者との情報共有に努めているほか、県教育委員会においても、各地域の流行状況を共有する観点から、市町村立学校を含め、県立学校及び市町村教育委員会に情報提供を行っており、引き続き必要な情報共有・発信に努めていきます。 また、県内の感染状況を踏まえて、基本的な感染対策の徹底を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 7、新型コロナウイルス感染・インフルエンザ感染の急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること。 2) すべて学校にスクールサポートスタッフを配置すること。</p>	<p>教員の事務作業をサポートするスクールサポートスタッフについて、令和8年度は、前年度から69人増員し、小中学校、特別支援学校併せて116人を配置する予定です。 更なる増員については、県の財政負担の増加が課題であり、政府予算提言・要望の場や全国知事会等を通じて、国に対して必要な財政支援を要望しているところです。 引き続き、国の補助事業を最大限活用し、また、国に対して必要な財政支援を要望しながら、適正配置に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 教員業務支援員等配置事業 235,168千円(当該事業費の一部)</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 8、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 1) 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」を踏まえて、児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、スクールソーシャルワーカーの配置と連携を強化すること。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーについては、国に対して配置の支援を継続して要望していくとともに、各学校や地域の実情を踏まえた適正な配置に努めていきます。 また、学校に対しては「スクールソーシャルワーカー活用指針」を送付し、多職種連携による支援について理解促進を図っています。 今後も、家庭等に起因する児童生徒をとりまく課題に対応できる組織体制の強化に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 8、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いを進めること。</p>	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子ども学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 8、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 3) 学校給食費、教材費の無償化実現を国に求めること。県として第3子以降の学校給食費の無償を実施すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望していきます。 給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えています。 学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。 本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度当初予算で措置したところです。 なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。 さらに、今般の国の取組の進め方や地方負担に関する対応等について、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するよう全国知事会から強く求めたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円</p>	教育委員会事務局	教育企画室 保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 8、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。</p>	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、令和7年4月から支援対象者の収入要件が事実上撤廃されています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 8、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。</p>	<p>令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。 また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 私立専修学校専門課程授業料等減免補助 634,848千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 8、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 6) ヤングケアラーの実態を把握し、福祉部門とも連携し支援を強化すること。</p>	<p>ヤングケアラーについては、改正・子ども若者育成支援推進法により、主に市町村においてヤングケアラーを把握するための調査の実施が必要とされたほか、本人が担っているケアを外部サービスで代替していく等の具体的な支援内容が示されたところであり、県では、広域的な支援体制を展開しながら、市町村における個別具体的実態把握や支援内容の充実が図られるよう、市町村の取組を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ヤングケアラー支援体制強化事業費 8,348千円</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>ヤングケアラー等、家庭に起因する問題に一早く察知し福祉部局につなげられるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、児童生徒理解とアセスメントに努めていきます。 また、要保護児童対策地域協議会において、福祉部局と情報共有を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 スクールカウンセラー等配置事業 313,845千円 スクールソーシャルワーカー配置事業 33,175千円</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 9、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。高断熱高気密で太陽光発電設置するなどZEB Ready以上の改築・改修を進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>県立学校施設の耐震化については、全施設の耐震化が完了しました。 県立学校施設の改築等に当たっては、県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針を踏まえ、整備することとしています。 市町村立学校施設の耐震化については、完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行っています。 県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県県産木材等利用促進基本計画・行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいます。 市町村立学校の施設環境の改善については、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言をしていくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。 シックスクール対策については、県立学校施設の工事において、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準内値内であることをVOC測定により確認しています。市町村立学校施設においても、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き各市町村に要請していきます。 シックスクール症候群の症状を訴える児童生徒に対しては、医療機関と連携して対応するとともに、学校薬剤師の指導の下、原因物質の除去を行うなど、引き続き健康的で快適な学習環境の維持に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 校舎建設事業費(校舎改築事業)2,280,968千円</p>	教育委員会事務局	教育企画室 保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 10、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取り組みを基本に、押し付けにならないようにすること。</p>	<p>専任教員の確保については、国の英語専科指導加配や教員採用試験において英語検定等の資格を有する受験者への優遇措置により、専門性の高い教員の確保に努めています。また、令和2年度から英語専科指導加配教員の研修を実施しています。 小学校5・6年生の外国語科については令和元年度から小中学校合同の研修会を実施し、小中の円滑な接続や小学校外国語科の指導の充実等について研修を行っています。 道徳教育については、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。「特別の教科 道徳」(道徳科)において、教師が特定の価値観を児童生徒に押し付けることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものであり、多様な価値観に向き合い自ら考え続ける姿勢を養うことを重視しています。県教育委員会としては、今後も各学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育が推進されるよう、各種研修会等の充実及び研究成果の普及啓発を通して、児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 11、小中学校の統廃合計画については、子どもたちの成長・発達にとってどうなのか、その地域にとってどうなのかを基準にして判断すること。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、設置者である市町村において、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 12、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。 1) 特別支援学校の「設置基準」の制定を踏まえ、教室不足数(31)の早期の解消を図ること。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校の教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ、個別課題について改善を図っています。岩手県立特別支援学校整備計画と整合性も図りながら、施設の老朽化の状況に応じて、狭あい化の解消を図る施設整備を進め、その解消に努めていきます。 特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については平成26年度までに工事を完了していますが、一部の学校において男女を区分するためのスペースが確保できないため、男女共用トイレが残っています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 施設整備費(校舎大規模改造事業)186,647千円(当該事業費の一部)</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 12、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。 2) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>通級指導教室については、国の定数改善により、平成29年度から10年をかけて、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が図られており、引き続き、通級指導加配と併せて教職員の確保及び指導の充実に努めていきます。 特別支援教育支援員の配置については、各校の特別な支援が必要な児童生徒の実状を把握しながら配置に努めています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 12、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の居住地で学ぶことができるように、県内4か所(二戸市、遠野市、一関市千厩町、北上市)に特別支援学校の分教室を設置しています。また、盛岡地区以外の特別支援学校でも知的障がいや肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。 今後も、児童生徒等がより充実した環境のもとで学習活動に取り組むことができる教育環境の整備に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 12、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。 4) 特別支援学級の定数の改善と教員増を実現すること。学級編成基準を現在の8人から6人に改善し学級編成を2学年以内で行うよう教員増を実現すること。県立みたち支援学校高等部への通学バスを実現すること。一関清明支援学校での学校給食を実現すること。★</p>	<p>教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき決定するものであり、国の抜本的な定数改善が必要であるため、国に対して、新たな教職員定数改善計画の早期策定を継続して要望しているところです。(B) 盛岡みたち支援学校高等部への通学バスの運行の実現については、障がいの程度や特性などの多様化や高等部生徒の通学の実態などの状況を踏まえ、多角的・総合的に検討を行い、令和7年度から高等部通学バスの運行を実施しています。(A) 現在、デリバリー給食を実施している一関清明支援学校の給食については、引き続き一関市との共同調理場などからの提供が可能となるように一関市との協議等を進めるとともに、デリバリー給食の解消に向け、一関市の共同調理場以外の様々な方策についても検討するなど、今後も、安全安心な提供を第一とした学校給食の供給に努めながら、児童生徒の実態に応じた指導や食形態の在り方について検討していきます。(B) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 管理運営費 689,094千円(当該事業費の一部)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 13、県として第3子以降の学校給食費の無償化を実施すること。中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用、有機農産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。</p>	<p>学校給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えています。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き国に対し働きかけていきます。 また、学校給食については、義務教育諸学校の設置者である各市町村において、学校給食の意義や児童生徒の実態及び地域の実情等を踏まえ、その実施方式等を総合的に判断していると捉えており、いずれの実施方式においても、食育の観点から日々の学校給食に積極的に地場産物を取り入れているところです。 ランチボックスについては、当該市において、令和7年3月31日に「第三次学校給食施設整備実施計画」が策定され、全小中学校の完全給食の実施に向け、整備推進されるものと認識していますが、今後も、必要に応じて助言をしていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 市町村立学校給食費支援事業費補助 2,823,779千円</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 14、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。学校給食を実施すること。</p>	<p>県立一関第一高校における併設型中高一貫教育については、地域の声や生徒の進路状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果や課題を認識しているところ です。 県教育委員会では、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」(以下「長期ビジョン」という。)を策定しました。この長期ビジョンに基づき、現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」においては、併設型中高一貫教育について、これまでの成果や課題を踏まえ、県立中学校設置による周辺地域も含めた義務教育に与える影響や、中学校卒業予定者数に基づく見通し等を考慮のうえ、今後の在り方について検討し、取り組むこととしています。引き続き、再編計画策定に向けては、中高一貫教育校の在り方も含め、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。 学校給食については、全国の中高一貫校の給食の実施状況や、教育活動への影響、設備等の状況などを踏まえながら、今後の在り方について総合的に考えていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費(新しい県立高等学校整備計画策定等事業)70,000千円</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 15、新たな県立高校再編計画の策定にあたっては、地域に必要な小規模校を存続し、高校魅力化、いわて留学の取り組みを強化すること。進学にも就職の希望にもこたえる地域に必要な高校を維持・充実させることを基本に進めること。生徒・地域住民、地元自治体の要望に誠実に対応すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。</p> <p>なお、県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んできた「高校の魅力化促進事業」を拡充・発展させ、令和4年度から令和6年度まで国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」により、取組の全県展開を図っており、魅力ある学校づくりを推進してきました。</p> <p>その推進に当たっては、学校ごとに、それぞれの魅力化の方向性に応じた地域等関係機関との連携・協働の場（コンソーシアム等）の構築、特色ある教育活動の実践、WEB投稿サイト「note」を活用した情報発信等に取り組んでおり、県教育委員会としても、各種研修会の開催や、学校への訪問指導、いわて留学の広報活動支援等により、地域の教育資源やコーディネーター等の外部人材の活用を図りながら、各校の魅力化の取組を支援しています。</p> <p>令和7年度から新たに「いわて高校魅力化推進事業（協働体制推進事業）」により、高校魅力化に知見を有する民間団体と協働し、学校や市町村等による高校魅力化の取組を支援しています。</p> <p>県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」(以下「長期ビジョン」という。)を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の5つの柱として、「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」「地域や地域産業を担う人材の育成」などを掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。また、小規模校の在り方のビジョンについては、将来的な生徒数減少の状況や、教育の機会の保障と質の保証の観点から踏まえた教育条件の改善について、国の動向を注視しながら検討し、取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」については、地域検討会議等を開催するとともに、パブリックコメントや子どもからの意見聴取等の実施により、広く県民の皆様からの御意見を頂戴することができました。引き続き、再編計画策定に向け、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費(新しい県立高等学校整備計画策定等事業)70,000千円 いわて高校魅力化推進事業費(協働体制推進事業費) 6,584千円</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 16、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は、学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒の高等学校教育を受けるに足る能力と適性を検査しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、受験生本人への学力検査等の成績の通知を行うなど、透明性と公平性の確保に努めています。</p> <p>通学区域については、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れの在り方に関する検討会議」から平成30年8月に提出された報告書において、『通学区域は、地域の活性化の取組と高校の更なる魅力づくりを見守る必要があり、当面現行制度を維持することが望ましい。』と提言されており、その趣旨を踏まえ、当面の間維持することとしています。</p> <p>また、県教育委員会では、「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校教育の在り方の検討を行い、令和7年4月に「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」(以下「長期ビジョン」という。)を策定しました。長期ビジョンでは、今後の本県における高等学校教育の基本的な考え方の5つの柱の一つとして、「教育の質の保証、教育の機会の保障」を掲げ、教育環境の構築に取り組むこととしています。現在策定中の「第3期県立高等学校再編計画」においては、今後の通学区域の在り方について、通学区域の設定の趣旨、入学者選抜における志願状況の動向等を見ながら検討していくこととしています。引き続き、再編計画策定に向け、通学区域の在り方も含めた、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校教育改革推進費(新しい県立高等学校整備計画策定等事業)70,000千円</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 17、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、県内就職率84.5%の目標を早期に達成すること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、地域の企業との連携を強化するとともに、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。</p>	<p>高卒者の県内就職率の向上については、各広域振興局等に、就業支援員及び県内就業・キャリア教育コーディネーターを配置し、高校や地域企業と連携した、地元企業等への就職支援や高校における進学後の県内就職を促進するためのキャリア教育の取組を行うなど、目標の達成に向けて取組を強化しているところです。 また、本県の高卒者(令和4年3月卒)の3年以内離職率は36.9%と、全国平均を下回っているものの、今後も、離職率の改善を目指し、高校生の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等、県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図っていくとともに、若手社員等への職場定着支援も継続していきます。 さらに、県のホームページ等で労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているほか、県労働委員会において学生を対象とした出前講座も実施しています。 今後も、こうしたキャリア教育等の取組を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 就業支援推進事業費 87,442千円、いわて就業促進事業費105,534千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>高等学校において、雇用や労働に関しては、「公民科」「保健体育科」「家庭科」等、複数の教科で学んでいます。 また、「HR活動」や「総合的な探究の時間」等を活用し、社会人講師による講演会、出前講座等を通じ、労働法やワークルールについて考え、理解が深まるよう工夫する等、学校教育活動全体でキャリア教育に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 18、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止にしっかり対応すること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ適正な評価を行っています。今後も更に学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めます。(B) 教員免許更新制については、法改正により令和4年7月1日より廃止となっており、失効した免許状の再授与については、申請書類の簡素化を図っています。 また、教員の任用については単年度措置による加配によるものもあることを踏まえながら、臨時的任用教員の配置については、これまで同様に適切に進めていきます。(B) 令和8年度も引き続き、外国人講師による英語教育については、JETプログラムによる外国語指導助手を直接雇用し活用していきます。 また、派遣契約による外国語指導助手については、労務管理や研修業務といった教職員の負担を軽減できるメリットもあるため、直接雇用については慎重に検討していきます。(A) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 外国青年招致事業費(外国語指導助手(ALT)招致事業) 89,032千円</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 19、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>県教育委員会のこれまでの取組として、令和3年度に教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、各関係機関が対策を進めています。合同点検の結果、教育委員会・学校において対策が必要な箇所については、対応済みであります。道路管理者等の対策に未対応があるので、今後も継続して働きかけを行います。 また、各学校における通学路の点検結果をもとにした冬期間の除雪等については、引き続き道路管理者等の関係機関に働きかけを行います。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 20、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会と連携を図っています。 性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として学校教育活動全体を通じて指導することとなり、各学校の創意工夫ある教育課程編成の下で実施されているものと承知しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 21、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立高等学校に通う生徒の授業料については、国の就学支援金による支援のほか、令和2年度からの年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実施に併せ、年収590万円以上620万円未満世帯を対象に県独自の乗せ補助を行い、保護者等の負担の軽減を図っています。令和8年度からは、所得制限の撤廃による就学支援金の拡充が図られる予定です。 また、授業料以外の教育費については、国の奨学のための給付金による支援のほか、県独自の生活保護世帯を対象とした入学金減免制度により支援を行っており、奨学のための給付金については、給付単価が増額する等、支援の充実が図られているところです。 県としては、今後も引き続き、教育費の負担軽減に向けた支援に努めるとともに、国における動向を注視し、国に対し支援策の拡充について要望していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校等就学支援金交付金 3,382,432千円、私立高等学校等授業料等減免補助 2,688千円、奨学のための給付金支給事業費 246,214千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に 22、18歳選挙権の重要性を踏まえ、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて積極的に主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に取り組んでいきます。 また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案 1) JRを完全民営化から“国有民営”に改革すること—国が線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式に転換を求めること。</p>	<p>JR線をはじめとした地方鉄道は、地域住民の移動手段としての役割だけではなく、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。 このため、県では、令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、国に対し、①鉄道ネットワークは地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、③国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しています。 県としては、引き続き、国への働きかけを行うとともに、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案 2) 全国鉄道網を維持する財政的な基盤を確保すること—公共交通基金を設立し、地方路線・バスなどの地方交通への支援を行うこと。財源は、ガソリン税をはじめ自動車関連税、航空関連税などの一部を充てるとともに、新幹線や大都市部などでの利益の一部を地方公共交通の維持に還流させ、大都市と地方との大きな格差と不均衡を是正すること。</p>	<p>令和7年6月に実施した「令和8年度政府予算提言・要望」において、地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持については、①鉄道ネットワークは地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、③国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しています。バス路線についても、公共交通事業者が持続可能な運行を確保できるよう、国庫補助の補助要件等の緩和や、運転士の確保につながる支援等を要望しているところです。 今後も、地方交通の維持に向け、国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案 3) 鉄道の災害復旧制度をつくり、速やかに復旧できるようにすること。</p>	<p>鉄道軌道整備法では、洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害を受けた鉄道であつて、すみやかに災害復旧事業を施行してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるものについて、鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができることとされており、災害からの復旧は事業者の判断に委ねられているところです。 JR各社のローカル線のみならず、第三セクター鉄道等を含む全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靱化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国が国策としてその維持を図るべきであることから、県とJRローカル線の沿線市町では、令和4年12月に、国に対し、鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すよう要望したところです。 また、令和5年8月には、全国知事会会長、コロナを乗り越える新たな地方創生・日本創造本部本部長、国土交通・観光常任委員会委員長名で、JRも含めた鉄道事業者が被災した路線を早期に復旧できる制度を構築することについて、国に対し要望を行ったところです。引き続き、沿線市町村や関係道府県と連携し、地域を支える重要な基盤である鉄道の維持に向け、国やJR東日本に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 1) 国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、御要望の盛岡南道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 盛岡南道路については、令和7年度は道路設計を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 2) 国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。 国道343号で最大のあい路となっている笹ノ田峠については、複雑な地質状況であることを把握したことから、新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに4回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。</p>	<p>一般国道340号宮古～岩泉間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和7年度は、道路改良工事を進めています。また、岩泉側については、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和7年度は、用地取得・物件補償を進めるとともにJR岩泉線跡のレール撤去等を行いました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 4) 国道107号の法面の異状による道路の改修・復旧についてのトンネル化を着実に推進すること。</p>	<p>一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、令和5年7月から掘削を進めてきたトンネルが令和7年7月に貫通し、令和7年11月に供用したところです。 今後、残っている仮橋撤去工事等の着実な推進について、引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、事業完了に向けて取り組んでいきます。</p>	県土整備部	砂防災課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 5) 三陸沿岸道路から東北自動車道へ接続する「北岩手・北三陸横断道路」の早期着工・整備に取り組むこと。</p>	<p>令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。(A) また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に見直ししながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。(C) 【令和8年度一般会計当初予算措置】 地域連携道路整備事業費 6,995,410千円</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 3、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。 1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。県営住宅の一部を若者向けの住宅に積極的に活用すること。</p>	<p>県では、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保していただくために、民間賃貸住宅の登録制度である住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及と周知に努めているところで、 県営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、ひとり親家庭や母子家庭が入居を希望される場合は、収入基準など入居要件を満たせば、抽選又は常時募集住戸に申込みことにより、入居することができます。 なお、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者に対しては、優先入居枠が設けられた場合、優先入居として抽選の際に配慮しています。 また、収入基準についても、裁量世帯(月額21万4,000円まで)とする子の要件については、令和4年4月から、「未就学児」から「18歳となった年度の末日までの子」に拡充しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 3、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。 2) 空き家バンクの取り組みとともに空き家リフォーム助成を実施し積極的な活用を図ること。</p>	<p>空き家バンク・空き家リフォーム助成の取組については、若者世代等を対象に空き家バンクに登録された住宅の取得等について支援する「若者・移住者空き家住まい支援事業」、空き家所有者と専門家団体とをマッチングさせる「空き家相談窓口整備事業」を実施しており、引き続き、若者の定住と空き家の流通の促進を図っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 若者・移住者空き家住まい支援事業費補助(6,650千円)等</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、県営住宅のリフォームを進め活用を図ること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p>	<p>県産木材を活用した県営住宅の整備については、従来から内装材等への県産木材の利用に努めてきたところであり、内陸災害公営住宅では一部の団地で木造住宅として整備しています。 県営住宅のリフォームについては、「岩手県公営住宅等長寿命化計画」において、今後の管理期間等を考慮した上で、ユニバーサルデザインに対応した改善事業を実施することとしています。 県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めてきたところであり、平成30年度からは設置ペースを速めるため浴室給湯改善工事を実施しているほか、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しています。 県営住宅の駐車場については、一部団地において空き状況を考慮しながら2台目駐車場の許可を実施しているほか、一部団地においては、1世帯1台以上の駐車区画を整備しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 公営住宅建設事業費(1,084,677千円)</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 1) 公共事業の発注と入札にあたっては、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、予定価格の事前公表を見直すこと。請負企業の経営安定のため、失格基準価格の引き上げと最低制限価格を導入すること。</p>	<p>県では、受注者が下請契約を締結した場合、県外業者との下請契約締結報告書や施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けており、これらの提出を受け、監督職員が確認し、下請契約の適正化に努めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県営建設工事の発注にあたっては、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への優先発注を原則としています。復旧・復興工事の円滑な施工の推進のため入札参加資格要件の緩和措置を講じたことにより、県外企業の受注割合が高くなった時期もありましたが、平成29年度以降、県内企業の受注は、件数、金額ともに震災前の水準に戻っています。 また、県営建設工事の施工実績がない場合でも、受注機会が得られるよう、施工実績要件の有無が評価に影響する項目を極力除外した総合評価落札方式（チャレンジ型）の試行導入しています。 引き続き、他県の制度も参考にしながら県内地元企業の受注機会の確保、受注率の向上に努めていきます。（B） また、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。（A） 入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正防止の観点から有効なものとして、本県では平成17年度から全ての県営建設工事の入札に導入し、国の指針に基づき十分検討を行いながら運用しているところです。 制度導入以降、国の指針で示された弊害は確認されていないものと認識していますが、引き続き、入札動向や他県の状況等を注視しながら、適切な対応に努めていきます。 なお、適正な積算による入札であることについて、入札書と同時に工事費内訳書の提出を義務付けているほか、開札後の落札候補者に対する事後審査においては、詳細な工事費内訳書を追加で徴し、適正に積算していることを確認しています。（C） あわせて、平成19年7月以降、特に低い価格での入札を排除しつつ、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入しています。令和3年度からは失格基準の改善等を行い、ダンピング防止対策について一層強化しています。（B）</p>	<p>出納局</p>	<p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 2） 制定された「公契約条例」（県が締結する契約に関する条例）に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金（公共工事設計労務単価の8割以上）を確保するために「賃金条項」を明記し、労働条件の改善と地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>県では、「県が締結する契約に関する条例」に基づく、県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めています。 また、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」として、県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保に取り組むほか、県内の中小企業者の受注機会の確保など、事業者による持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用するなど、実勢に即した適正な積算となるよう対策を講じているほか、入札執行においても低入札価格調査制度を導入し、ダンピング受注の防止に努めています。 また、工事の実施に当たっては、建設業法等関係法令の遵守や保険加入について、共通仕様書に明記して受注者に義務付けるとともに、工事着手前には受注者から施工計画書の提出を受け、監督職員が確認し、適正な労働条件の確保に努めています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>地元企業への発注については、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は、県内企業への優先発注を原則としており、引き続き、県内地元企業の受注機会の確保に努めています。</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 3） 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書（調書）の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>公共工事の発注に当たって、専門工事の分離発注が可能な場合は、原則として分離発注を行うこととしており、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。 下請契約書等の公表については、県の情報公開条例に則って取り扱っています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>談合情報があった場合は、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められるときや談合等不正行為の疑いが高い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 6、テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和7年6月にも要望したところです。 県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助を実施しています。 なお、現在国においては、市町村が共聴施設のケーブルテレビ等による代替又は同軸ケーブルから光ファイバケーブルへの改修等による高度化を実施する場合に必要な経費の一部を補助する事業(地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業)を実施しており、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。 今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 7、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて国民合意のもと進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。</p>	<p>令和4年2月に文部科学省の有識者会議の議論のまとめでは、ILC準備研究所段階への移行は時期尚早であり、国際的な費用分担の議論に直接影響を及ぼす立地問題を一旦切り離し、段階的に研究開発を展開していくべきとされています。 この有識者会議の答申を受けて、現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められています。 ILCの実現に向けては、こうした研究者の取組とともに、ILCの有する意義や価値を国内外に発信し、国民的な機運を盛り上げることが必要であるとの認識の下、引き続き、ILCの多様な価値を広く発信する講演会やイベント等を、県内外の推進団体とともに実施し、国民的な理解と機運の醸成を図りながら、国に対する働きかけを行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ILC推進事業費 92,059千円</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 1、女川原発、柏崎刈羽原発の原発再稼働は中止し、老朽原発の運転期間延長と新規原発建設は行わないこと。原発ゼロをめざすこと。★</p>	<p>原子力発電を含むエネルギー政策は、原発事故の影響を経験してきた国民の原発に対する思いや、エネルギーをめぐる世界情勢などを踏まえ、幅広い国民の議論に基づき、国において総合的に判断されるべきものと考えています。 県としては、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向け、岩手県地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー対策の推進や森林吸収現対策とともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 2、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出に反対し中止を求めること。汚染水の他の方法による処分の検討を求めること。汚染水放出による被害・損害についての早期・全面的賠償を求めること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であったと報告書を踏まえ、国において決定したものです。 また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。 なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。 ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考えであり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保を国に要望してきました。令和7年6月の政府予算要望においては、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」等について要望しました。また、全国知事会では、知事が全国知事会農林商工常任委員長として、令和7年8月に「水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向けた万全の措置を講じること」等について提言を行ったところです。 原発事故に伴う放射線影響対策の費用については、一義的に東京電力が負担すべきものとして、市町村等と連携しながら全額賠償を繰り返し強く求めているところです。直接交渉で賠償が見込めない部分については、原子力損害賠償紛争解決センターに4次にわたり和解仲介を申し立て、被害の実態に即した速やかな賠償を求めています。国に対しては、放射線影響対策が県や市町村等の負担とならないよう全面的に対応すること、また県や市町村等が負担した費用については、同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力を指導することを要望しています。 今後も、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保について、しっかりと行うよう求めていきます。</p>	復興防 災部	復興危 機管理 室	B 実現に 努力し ている もの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計許認可等を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生 活部	環境生 活企画 室 環境保 全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ処理広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルの計画がなく、ごみの減量に逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな負荷と影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>焼却施設の設置場所は、一般廃棄物処理の事業主体である市町村が住民と話し合いの下に決定するものです。 また、市町村がごみ処理広域化に加えて、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組を行うことにより、その成果が地域内に拡大されていくものと考えています。 なお、焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査の実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 2) プラスチック循環法に基づき、プラスチック類の分別回収を徹底し資源化を図ること。ごみの減量化に取り組み、「焼却中心主義」からの転換を図ること。</p>	<p>盛岡広域環境組合及び構成8市町では、令和5年3月31日に環境大臣から承認を受けた「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」において、新ごみ焼却施設の稼働までに、全域でプラスチック使用製品廃棄物等の回収及び再商品化に取り組むこととしています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 3) 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>人口減少などの社会情勢や地域の実情を踏まえ、市町村における持続可能なごみ処理体制の維持・構築を図るため、県としては、今後もごみ焼却施設の計画的な維持管理・改修や集約化について市町村に対し技術的助言をしていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 4) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>国の循環型社会形成推進交付金によりごみ焼却施設を整備するに当たっては、エネルギー回収率が一定以上の施設である必要があり、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外とされています。 県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 5) 新たな焼却施設の整備にあつては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備について、県としては、事業主体である市町村に対し、必要に応じて技術的助言を行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」において、ごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、県民運動として「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開しているほか、市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。 また、廃棄物の資源化等については「産業・地域ゼロエミッション推進事業」等により、取組を進める企業等を支援しており、今後も当該事業を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 循環型社会形成推進事業費 77,390千円</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>県では、「県家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、堆肥舎等の整備や老朽化により機能が低下している堆肥センターの改修等を支援するとともに、高品質な堆肥の生産や流通、堆肥等を活用した土づくり、畜産農家と耕種農家とのマッチングなど、耕畜連携による堆肥の利用促進に取り組んでいます。 地域において、家畜排せつ物が適正に管理・利用されるよう、引き続き、関係機関・団体と連携しながら取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、各種リサイクル法等に基づき取組が進められているものと認識していますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、必要に応じ国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること 1) 全量撤去を踏まえて、教訓を生かした再生可能エネルギーなどの活用を検討すること。</p>	<p>現場跡地については、原状回復を行った後、2か年に渡る水質モニタリングにより環境基準値以下であることを確認した上で、令和7年度は原状回復に要した経費を回収するため、土地の公売を行い、最高価申込者に売却しました。 なお、公売に当たっては、最高価申込者に対し、本事案に係る教訓や跡地の利活用に係る地元住民の意見等について説明を行い、当該意向に沿うような土地利用になるよう努める旨の回答をいただいているところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県境不法投棄現場環境再生事業 483千円</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること 2) 専門家と協力し定期的な現地説明会を開催するなど教訓を生かす取り組みを行うこと。</p>	<p>県では、令和5年度から、市民、企業等の方々を対象とした現地説明会(市民・事業者向け現場等説明会)を開催するとともに、県境不法投棄事案に係る記録誌を作成するなど、事案の教訓を伝える取組を実施しています。 なお、令和8年度は、令和7年度に作成したパネルの展示や環境イベントでの啓発等に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 県境不法投棄現場環境再生事業 483千円</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理に対する監視指導については、広域振興局等に産廃Gメンを配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し合同パトロールを行うなど、引き続き不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいきます。 また、不適正処理が確認された場合には、行為者等に対して速やかな原状回復などの措置を求めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 廃棄物適正処理監視等推進費 46,193千円</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。</p>	<p>県では、環境省が策定した事務処理基準や県内の状況等を勘案してPM2.5測定機を適切に配置し測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し測定を実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 大気汚染監視設備整備事業 18,148千円、大気汚染防止対策費 38,361千円</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> <p>アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となります。 このため、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する岩手産業保健総合支援センターにおいて、県医師会と協力の上、産業医を対象とした石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知のための専門的・実践的研修(石綿関連疾患診断技術研修)が行われており、引き続き、アスベスト関連疾患に対応できる人材の育成を図っています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査のについて、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところです。解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行っていきます。また、作業に当たってはその内容を掲示して、周辺住民に周知するよう義務付けられており、立入検査等を通じ徹底していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 大気汚染防止対策費 38,361千円</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターで実施しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 大気汚染防止対策費 38,361千円</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し、結果を公表しています。今後も、引き続き、モニタリング及び公表を実施していきます。 なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめの上、公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ダイオキシン類環境モニタリング事業 11,908千円</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認しました。 食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び溶出試験の基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。県では、規格基準に適合しない食器が流通しないよう監視指導しており、令和8年度も継続して取り組んでいきます。 なお、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これにより食品用の器具又は容器包装の安全性や規制の国際整合性を確保するため、規格が定まっていない原材料を使用した器具又は容器包装の販売等の禁止等を行う、いわゆるポジティブリスト制度が導入され、令和2年6月1日から施行されています。</p>	環境生活部	環境保全課 県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 3) 雫石町の山林に埋設された2、4、5-T系除草剤(1971～72年に埋設、3940kg)の撤去、処理を早急に行うよう国に求めること。</p>	<p>平成11年以降、毎年、各森林管理署が実施する定期点検に同行するほか、東北森林管理局を通じ林野庁に対し、埋設物の撤去による恒久対策等及び定期的な環境調査を求める要望活動を実施しています。 なお、林野庁は、全国の埋設地を対象に、令和8年から順次、処理を進めていく方針を決定し、東北森林管理局管内では、雫石町内の埋設地で調査を実施する予定となっています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 水質保全対策費 56,544千円</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 10、PFAS等に関する国際的水準の基準値を早急に定め、規制を強化すること。県内一斉調査の実施など緊急のPFAS汚染対策に取り組むこと。</p>	<p>公共用水域及び地下水におけるPFOS及びPFOAの指針値の取扱いについて、環境省の検討会において検討されている状況であり、その動向を注視していきます。 また、県では、令和3年度から公共用水域及び地下水の常時監視においてPFOS及びPFOAの調査を実施しており、これまで指針値(PFOS及びPFOAの合算で50ng/L)を超過する値は確認されていません。 今後も、引き続き、調査を実施していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 水質保全対策費 56,544千円</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 11、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>希少野生動物の保護の条例は、県の区域内に生息し、又は生育する希少な野生動物の保護に関し必要な事項を定めることにより、生物の多様性の確保のための対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として創設されたものです。 現状では、本条例の基づく保護区や立入制限等の規制を行ってはいない状況ですが、保護区の設定や土地への立ち位置制限を行うことによって、希少動物の生息地等が公になってしまう可能性もあるため、専門家の御意見を聞きながら慎重に検討する必要があると考えています。</p>	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 12、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。 環境アセスメントは、例えば一定の環境基準や目標を設定し、これらの基準等が達成されているかどうかをチェックすることを目的とした、いわゆる「規制」の制度とは異なるものですが、環境影響の評価に際し必要な調査の項目や手法、あるいは、一般の方々や関係自治体、各分野の有識者との意見交換など、一連の手続の流れを定めることにより、できる限り環境負荷を回避・低減する視点で計画を策定するよう事業者に促す制度です。したがって、同制度において、県では各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会及び関係市町村の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、猛禽類を含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。 なお、開発事業の実施に当たっては、当該事業の許認可等を定めた個別法や、各種の開発許可といった土地利用規制法令等に従って整備されることが前提であり、今後も規制に関わる所管部局と共に対応していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 環境影響評価制度推進費 4,074千円</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求めること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 13、県庁舎の敷地内全面禁煙を職員に徹底すること。議会棟の喫煙室は閉鎖・廃止すること。公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。</p>	<p>平成30年改正の健康増進法や「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」、「岩手県職員受動喫煙防止対策基本方針」を踏まえ、県庁舎及び地区合同庁舎は、いずれも令和元年7月から敷地内を全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>「健康いわて21プラン」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。 受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進める必要があると考えています。 このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。 また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。 【令和8年度一般会計当初予算措置案】 受動喫煙対策促進費 621千円 循環器病等予防緊急対策事業費 6,548千円(当該事業費の一部)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院施設については、敷地内全面禁煙としています。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>議会棟においては、平成26年7月1日の議会運営委員会で喫煙室を設置することを決定し、喫煙室以外は全面禁煙としました。 令和2年4月から健康増進法の一部改正に伴い、上記喫煙室は、第2種施設の喫煙専用室として位置づけられています。 なお、喫煙室を廃止する場合は、設置を決定した際と同様に、議会運営委員会の決定が必要であると考えています。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。 また、総合教育センターの宿泊事業廃止に伴い、例外的な取り組みを廃止、令和3年4月1日から全ての教育施設において敷地内全面禁煙としています。 受動喫煙防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十二、競馬組合の健全な運営に努めること。 1、地方財政に寄与するという存在意義を踏まえ、330億円融資の元金返済に誠実に取り組むこと。</p>	<p>平成18年度に岩手県競馬組合が策定した「新しい岩手県競馬組合改革計画」では、構成団体融資について、毎年度の最終利益から一定のルールに基づいて返済していくことを明確にしています。競馬組合は、このルールに基づき、平成29年度及び令和3年度～令和7年度に融資の元金の一部返済を行っています。 （参考：令和7年度の県への返済額：1億13百万円） また、競馬組合の令和7年度一般会計補正予算及び令和8年度一般会計当初予算においても、元金返済見込額を盛り込んでいます。 このように、競馬組合は、構成団体融資の返済に向け取り組んでいるところであり、県としても、競馬組合の取組を支援していきます。 【令和8年度（令和7年度決算）の競馬組合から県への返済見込額】14百万円 【令和9年度（令和8年度決算）の競馬組合から県への返済見込額】14百万円</p>	農林水産部	競馬改革推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十二、競馬組合の健全な運営に努めること。 2、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬組合管理者であった元知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめました。 その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営が、その時々的情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでに至らないものと認識しています。 また、金融機関は、競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 1、国から地方自治体に指示を出して義務を課すことを可能とする地方自治法の改悪は撤回し、憲法が謳う「地方自治の本旨」に基づいて住民の総意と自主性を発揮して地域を発展させられるよう、国から自治体への支援を強めるよう求めること。</p>	<p>国の指示権の拡大については、指示が現場の実態に合わない場合や、地方自治体の権限を強化したほうが効果的な場合も想定されることから、個別の法令ごとに非常事態を想定し、対応できるよう規定を整備するべきと考えます。 また、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、まずは、何にどのように対応する必要があるのか、国と地方自治体が情報共有など連携を密にし、ともに取り組んでいくことが重要であると考えます。 こうしたことから、全国知事会においても、繰り返し、国と地方自治体との間で事前に十分に必要な調整を行うことなどを求めているほか、衆・参両院の付帯決議においても、同様の内容を盛り込んだ決議を付していることから、引き続き、国に対し、全国知事会等とも連携し、働きかけていきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 2、行政システムの標準化・統一化に対して、自治体の独自施策を維持・拡充できるものとするを強く求めること。</p>	<p>国では、過疎化や高齢化といった地方の課題解決に向け、新たに地域未来戦略本部を設置し、「地域未来戦略」を推進することで地方に活力を取り戻すことを目指すとしています。 また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組では、地方公共団体が人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指しています。 基幹業務システムの統一・標準化の取組は、県としても、人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくために必要な施策と認識しており、今後も取組に当たってはその取りまとめに当たっては、地方の意見を十分に反映し、自治体の独自施策を維持・拡充できるものとなるよう、国に対し、全国知事会を通じて要望しています。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 3、マイナンバー制度の廃止を求め、「行政のデジタル化」を口実にした行政窓口の縮小や紙による手続きの廃止に反対し、対面窓口のサービス体制を充実し手続きを簡素化すること。</p>	<p>マイナンバー制度は、行政手続や証明書のデジタル化等を通じ、住民の利便性の向上に資するものであり、行政への提出書類の省略や住民票等の交付、確定申告の電子申請などに活用されていますが、マイナンバーカードの取得については任意とされています。 県としては、マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤を支える重要な制度と理解しており、行政のデジタル化により県民サービスの低下を招かないよう努めています。 また、今後人口減少が見込まれる中、自治体が将来に渡って、安定的に行政サービスを提供していくためには、デジタル技術を活用した業務効率化により、職員の負担軽減とあわせて、行政サービスの更なる向上に繋げていくことが重要です。 県としては、住民の生活スタイルやニーズの多様化など、社会経済情勢の変化に応じて、住民との接点である窓口での多様化・充実化を図られるよう市町村を支援していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室 市町村課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 4、公共施設等総合管理計画に基づく統廃合・民間委託や、コンパクトシティ、「連携中枢都市圏構想」などの「地方行革」と地方再編の地方自治への押し付けに反対し、老朽化が課題となっている公共施設の維持・管理・更新への対策に必要な財源を保障するよう国に求めること。</p>	<p>県では、国に対し、公共施設等適正管理推進事業に係る期間の延長や財政措置の拡充を要望しているほか、全国知事会や北海道東北地方知事会を通じて同趣旨の要望をしており、引き続き、公共施設の維持等に係る財源の確保に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 5、県の公共施設等総合管理計画(案)については、単なる施設の廃止にとどまることなく住民サービスの改善を図るものとなるよう進めること。</p>	<p>第2期岩手県公共施設等総合管理計画では、全ての公共施設において一律の基準の下、定量的・定性的な評価を行い、施設の現況について「見える化」に取り組むものです。 この評価結果をもとに機械的に施設の統廃合を進めるものではなく、将来世代への過度な財政負担を回避するためにも、この取組の成果を活用しつつ、市町村や関係団体と丁寧に議論を深めることで、施設総量適正化の取組を推進していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】公共施設マネジメント推進費 209千円</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 6、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。</p>	<p>本県の合併市町においては、行政組織の規模の拡大に伴い、専門職員の効率的な配置、増員が可能となり、住民サービスの質の向上につながったほか、合併特例債などの財政支援によって財政基盤の強化が図られ、公共施設や社会資本が整備されるなど、合併の効果があつたものと認識しています。 一方で、各市町においては、人口減少や少子高齢化など市町村を取り巻く環境の変化に対応しながら、安定した行財政基盤の下、必要な住民サービスの提供や地域課題の解決など基礎的自治体としての役割を果たしていくため、行財政改革等に取り組んでいるところです。 県においては、合併市町の現状に関する調査を実施し、成果や課題について検証を行うとともに、合併市町に対し、中長期的な行財政運営や合併後に生じた課題への助言等を行ってきたところであり、今後も合併市町の取組に対し必要な支援を行ってまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 6、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地域内分権の取組については、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域の実情や特色を踏まえ、住民が主体的に行政に参加する仕組みづくりや、地域コミュニティなどによる自主的な地域づくりの促進などにより、地域の自主性を高めていくことが望ましいと考えており、県では、こうした取組に対する助言等を行うなど、市町村の取組を支援しています。 また、合併後の市町村における普通交付税については、合併後、一定期間、合併算定替による特例が設けられ、財政的な支援が行われてきたほか、平成の合併に当たり、平成26年度から平成30年度までの間には、合併市町村における支所に要する経費や面積の増に応じた財政需要を交付税算定に反映させる見直しも行われてきたところです。 県としては、市町村合併などにより生じる地域の実情に応じた財政需要が、適切に地方財政計画に反映されるよう、引き続き、国に対して要望してまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 6、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>小規模な町村では、財政面や人員体制の制約があることから、単独では解決が困難な課題への対応や、それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みなどを進めるためには、県と市町村、市町村間の連携、協働の取り組みを進めることが必要と考えています。 県としては、引き続き、市町村の意向を踏まえながら、市町村間の広域連携の促進、専門職が不足する小規模町村に対する県からの人的支援など多様な手法の中から、地域の実情に応じた支援を行ってまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 7、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方交付税をはじめとする一般財源の確保が何よりも重要です。 県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保・充実を国に対し、要望してきたところであり、今後も強く要望してまいります。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 7、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 2）行政サービスの縮小めざす「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、道州制という枠組みが地域のアイデンティティや住民意見が反映された形で施策展開が図られ、住民が主役の真の分権型社会が実現されるのかといったことなどについて、国民的議論が十分に行われる必要があるほか、道州内格差の懸念や道州のガバナンス、国、都道府県の債務の扱いなどといった諸課題について、更に幅広く議論していくことが必要と考えます。 このため、全国知事会から自由民主党などに対して、道州制基本法案の在り方について「道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分議論すべきである」等の意見を提出しているところです。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 1）2019年1月28日に発生した盛岡東署員自死事件は上司のパワハラがその一因と認めながら本部長注意処分という懲戒処分にもならない甘い対応をしました。しかし、その後遺族の訴えで公務災害に認定され、損害賠償請求を受けて、昨年12月県議会で8310万円の支払いを議決したものです。その後県警は退職した元上司に対し求償権の請求を行いました。この間の県警の対応を検証して対応の問題点と責任、教訓を明らかにすること。★</p>	<p>自死事案については、丁寧かつ必要十分な調査に基づいて、当時の基準に基づいて適正に処分しており、求償権の行使に当たっても、法令に則って適正に行っているものと認識しています。 また、ハラスメントの防止については、全職員に対する教養の実施等所要の取組を推進しているところです。</p>	警察本部	監察課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 2）パワハラ・セクハラ、酒気帯び運転など警察の不祥事の根絶をめざし厳しく処分すること。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員によるパワハラ・セクハラ、酒気帯び運転などの非違事案の発生は、警察に対する県民の信頼を失墜させ、警察活動全般に多大の支障を及ぼすものであることから、引き続き、全職員に対し法令遵守及び職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に全力を上げて取り組んでいます。 岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査を揉み消した事実はありません。 天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によることであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。</p>	警察本部	監察課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 3）取り調べの録音・録画を徹底すること。</p>	<p>取調べの録音・録画については、刑事訴訟法第301条の2に基づき、 1 死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪に係る事件 2 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件などを対象とするほか、国家公安委員会規則である犯罪捜査規範第182条の3第2項に基づき、逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合が規定されており、これらの法令に従って適正に実施しています。</p>	警察本部	刑事企画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 4) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺DV・性暴力など県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。</p>	<p>犯罪の抑止については、登下校時の子供の安全を確保するための活動を始め、県内の犯罪情勢に即した広報啓発などの被害防止活動を強化しています。 また、オレオレ詐欺などの特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺による被害を防止し、県民の不安を払拭するため、 ・詐欺電話を受けない取組 ・関係機関と連携した水際対策 ・県民への周知のための広報啓発 の3つを柱とした抑止対策を広く、かつ積極的に進めているほか、犯罪を敢行する組織の壊滅に向けて、戦略的な取締りのための体制を強化し、 ・都道府県の枠を超えた広域的な捜査連携の強化 ・特殊詐欺等に係る犯罪収益関連犯罪の積極的な取締り などの検挙活動を協力で推進しています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 特殊詐欺被害予防対策費 12,324千円</p> <p>県警察では、各種法令を適正に執行して、DV・性犯罪の取締りを強化しています。 また、性犯罪に特化したものではありませんが、各種犯罪の発生情報を、県警ホームページの「安全・安心マップ」及びぴかぼメールの「不審者情報」で提供しています。 さらに、各学校等においては一般的な犯罪被害防止教室を行っていますが、幼稚園や保育園、小学校では「いかのおすし」という子どもの防犯標語を用いて、知らない人に声をかけられた場合の対応方法等について指導を行っています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 防犯、少年非行防止に要する経費(メール配信サービス使用料)410千円</p>	警察本部	生活安全企画課 人身安全少年課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 5) 交通事故から県民の命と安全を守るために、交通事故等の多い交差点や道路の交通安全施設の整備を強化すること。★</p>	<p>交通安全施設の整備については、県民の関心も高く、地域住民等から多くの御意見・御要望が寄せられており、整備に当たっては、道路環境、交通流量、交通事故の発生等を勘案し、設置の必要性、緊急性、効果、代替措置等を総合的に検討しています。 また、交通事故等の多い交差点については、引き続き、交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携した、街頭活動や広報啓発活動を推進するほか、道路管理者と連携しながら交通安全施設の整備について検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 交通安全施設整備費 1,477,729千円</p>	警察本部	交通規制課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 6) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を、湾内を含め引き続き強化すること。所在不明の遺骨の返還の取り組みを進めること。</p>	<p>東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動については、令和7年は、延べ4回、80人で実施しました。 今後も行方不明者御家族の御要望等を踏まえるとともに、関係機関の御協力もいただきながら、沿岸警察署長指揮の下、捜索を実施していきます。(予算措置:02事業実施(予算措置なし)) 身元不明遺体の身体的特徴や所持品のほか、ミトコンドリアDNA型鑑定で得られた資料、震災身元不明者等に関する相談会で得られた情報や資料などの複合的な情報から候補者を浮上させ、1人でも多く、1日でも早く、御遺体を御遺族へ引き渡せるよう、身元確認に努めています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 凶悪犯、盗犯捜査に要する経費(震災身元不明遺体ミトコンドリアDNA型鑑定事業)1,421千円</p>	警察本部	警備課 捜査第一課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 7) 捜査報酬費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報酬費については、これまでも適正に執行されていますことから、改めて検証を行うことは考えていません。 不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、改めて調査等を行う必要はないものと考えています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 会計管理に要する経費(捜査報酬費)9,210千円</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 9、犯罪被害者支援条例の制定を踏まえ、取り組みの具体化を図ること。市町村での条例制定を支援すること。</p>	<p>本県においては、令和7年3月に策定した「岩手県犯罪被害者等支援実施計画」を踏まえ、いわて被害者支援センターに「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、犯罪被害者等がどこで相談しても必要な支援につながる「多機関ワンストップサービス」体制を構築したほか、支援に従事する市町村担当者の対応能力の向上を図るため、研修会を開催しているところです。 今後も、警察やいわて被害者支援センターなど関係機関・団体等との連携を密にし、犯罪被害者等を支援する体制の充実・強化に取り組んでいきます。 また、市町村の条例制定については、警察及びいわて被害者支援センターと合同で市町村を訪問し、検討状況を確認しながら意見交換を行うとともに、資料等の提供や助言なども行い、市町村による条例制定を支援しているところです。 市町村における犯罪被害者等支援体制の強化につながるよう、引き続き、個々の市町村の実状に応じ、条例制定を支援していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 犯罪等被害者支援推進事業費 3,194千円(当該事業費の一部)</p>	復興防災部	消防安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 10、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 1）指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、県有施設の管理運営のあり方を根本的に見直すこと。</p>	<p>指定管理の実績や実態については、毎年度、施設の管理運営に係る評価を行い、次期指定管理候補者の選定や県の対応に生かすこととしています。 一方、本県の指定管理施設の中には、施設や設備の老朽化が進み、改修・更新の検討が必要なものもあることから、令和7年12月に策定した「第2期岩手県公共施設等総合管理計画」の個別施設計画に基づき、施設所管部局ごとに老朽化した施設や利用度が低調な施設を中心に集約化や長寿命化等について検討を行っていくこととしています。 指定管理者制度の検証については、こうした毎年度の評価や施設の集約化や長寿命化等に関する検討状況等を踏まえて検討していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】※各施設の所管部局において措置済</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 10、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 2）制定した公契約条例「県が締結する契約に関する条例」の立場に立って、適正な賃金・労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように賃金は時給1500円をめざすなど具体的な対応を行うこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の規定により指定管理者が賃金や社会保険に関する事項を遵守するよう取り組んでいくとともに、毎年度、職員の配置などの運営体制も含めた施設の管理運営に関する評価を行い、就業形態や賃金形態を確認しているところです。 また、パートタイム・有期雇用労働法の規定により待遇の見直しが必要な場合は、雇用形態を見直すとともに、必要な経費を増額することとしています。なお、令和7年度より賃金スライド制度を導入し、事業者の賃上げに対応した指定管理料の増額を制度化しています。 今後も、適正な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】※各施設の所管部局において措置済</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 10、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 3）指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的な対策を講じること。実態が不十分で無理な指定管理については直営に戻すなどの改善を図ること。</p>	<p>指定管理者制度を導入する際には、制度導入の可否について、個別施設の設置条例の制定・改正を通じて議会に諮るとともに、指定管理者の指定に当たっても議会の議決を得ているところです。 また、選定に当たっては選定委員会を設置し、必要に応じて専門的な知識を有する外部委員の意見を反映させることとしています。 サービスの質やサービス提供の安全性・継続性についても、毎年度、運営評価を行っており、評価結果を次年度の運営に生かすことによって、公共性の確保と県民サービスの保持に努めているところです。 今後とも指定管理者制度の適正な運用に努めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】※各施設の所管部局において措置済</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 10、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 4）県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。</p>	<p>県立図書館の指定管理者制度の導入については、県民のニーズに効果的かつ効率的に対応するために平成18年度から導入しています。 今後も、モニタリングや毎年の管理運営評価等の実施により運営状況を把握し、県民サービスの向上が図られるよう、効果的、効率的な運営に向け取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 11、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 1) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の「公文書管理条例」に基づき、公文書の積極的活用を進めること。県公文書館の整備を行うこと。</p>	<p>行政文書については、情報公開条例に基づく情報公開のほか、情報提供施策として請求の頻度の高い入札情報等については、希望者に対して行政資料の提供を行っているところです。 また、公文書館の機能を有する施設として盛岡地区合同庁舎1階に「公文書センター」を令和4年10月1日から設置し、歴史公文書の目録をインターネットに公開するなどして県民の積極的な利用の促進に取り組んでいるところであり、引き続き、公文書の積極的活用を促進していきます。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 11、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 2) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>県では、県民の多様な意見を考慮した意思決定を行う仕組みを確立し、意思決定過程の公正性と透明性の向上を図ることを目的に、県の施策に関する基本的な計画や条例等の策定にあたって、パブリック・コメント制度を実施しています。 「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」では、計画等の案について、説明会の開催や報道機関への発表、県広報誌への掲載や印刷物の配布等により広く県民への周知に努めるとともに、意見の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メールに加えて公聴会の開催についても定めています。 引き続き、パブリック・コメント制度を適切に運用し、県政への県民の意見の反映に努めていきます。</p>	政策企画部	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 11、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 3) 必要な情報を積極的に公開し、県政への住民参加を広げるよう取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県の保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。 特に予算執行過程の透明性の確保のため一定額以上の競争入札や随意契約の情報をホームページで公表するほか、開示請求の多い情報の公表に努めるなど、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。 今後とも、県民とともに作る開かれた県政が推進されるよう、地方自治の本旨にのっとり県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 11、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 4) 各種審議会の委員はできるだけ兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。</p>	<p>附属機関への県民の参画を推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、委員の選任に当たっては、法令等による充て職以外は広く適任者を求めることとし、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けるとともに、同一人が委員を兼任できる審議会等の数を原則として4機関までとしています。 また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的に登用することとしているほか、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討の上、委員の一部を公募により選任するよう努めることとしています。 引き続き、附属機関の設置の趣旨・目的を踏まえ、幅広い視点から適任者を選任するよう取り組んでいきます。</p>	総務部	行政経営推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 12、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続きに即して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し、選任、任命しています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 13、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と総意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。</p>	<p>広域振興局は、産業振興による地域経済の活性化を主眼とし、地域ニーズに即した施策展開が一層可能となるよう、市町村への支援や、広域的・専門的なサービスの提供などを目的に設置したものであり、広域性と専門性を旨とする県が市町村と連携しながら地域経営を担うことを基本的な考え方としてきたところです。 令和6年度には、広域振興局を拠点として、市町村ごとの重点的な人口減少対策に係る支援策を検討・実施するため、各広域振興局経営企画部に特命課長を設置したことに加え、令和7年度には、担当職員を増員したほか、令和8年度においては、各広域振興局経営企画部の企画推進課と産業振興室を統合し経営企画室を新設するなど、行政需要の変化に応じて、必要な体制の見直しを図っているところです。 また、現場機能を担う各センターは、県民に身近な行政サービス提供の拠点とし、環境生活や福祉の相談業務、農林水産業の普及指導や道路・河川等の維持管理などの現場業務、災害対応業務などを所管し、県民や事業者の利便性を維持・確保できるよう配置しているところですが、行政需要の変化や、DXの進展による業務の効率化、道路交通網の整備による移動時間の短縮などの社会情勢の変化、職員配置の観点も総合的に勘案しながら、地域課題に的確かつ柔軟に対応できるよう、広域振興局の体制を不断に見直していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>ふるさと振興企画室 地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 十四、県職員の超過勤務の改善を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握をタイムカードやパソコン等で厳格に、客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。会計年度任用職員の賃金を時給1500円以上にするなど待遇改善を図ること。</p>	<p>職員の勤務時間については、知事部局においては平成31年4月から勤務時間管理システムに出退勤時間を記録し、管理職員が各職員の勤務時間を把握するための補助的手段として活用しているところですが、令和4年1月から超過勤務を含む実勤務時間と出退勤時間との乖離時間を表示し、その内容を確認、超過勤務を適正化等させることによって、より効果的な勤務時間の把握に資することとしています。また、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p> <p>職場体制については、直面する行政課題に的確に対応し、政策の実効性を高めていくため、行政需要に応じた適切な職員体制を構築しているほか、新型コロナウイルス感染症対応など突発的な事象に対しては、これまでも、機動的かつ柔軟に体制の確保に努めてきたところです。</p> <p>また、行政需要や県民ニーズが複雑化・多様化している中にあつては、定年引上げによる職員構成の変化や働き方改革の進展など、職員を取り巻く環境変化に応じた職員配置を行うことが一層重要になってきており、現場のニーズを適切に捉えながら、行政課題に的確に対応できる職員体制を構築するとともに、多様な方策による人員確保にも取り組んでいきます。</p> <p>会計年度任用職員も含めた地方公務員の給与については、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、民間の水準との均衡を図りつつ、給料表とこれを補完する諸手当から成る給与体系が法定されており、全体として適正な水準を確保しています。県の常勤職員の給与水準については、人事委員会勧告に基づき、ボーナスも含め、県内民間給与に準じて改定している中で、会計年度任用職員に対し、令和6年度から新たに勤勉手当を支給するなど、常勤職員との均衡を考慮しながら会計年度任用職員の処遇改善を進めています。今後も、地方公務員法に定める給与決定の諸原則ののっとり、人事委員会勧告を最大限尊重しながら、会計年度任用職員の適切な勤務条件を設定していきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十三、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 15、仕事と不妊治療の両立支援のため、有給の「不妊治療休暇」(出生サポート休暇)を創設し、県内市町村及び事業所にも広げること。</p>	<p>県では、不妊治療と仕事の両立支援のため、有給の特別休暇として「出生サポート休暇」を令和4年1月に創設したところです。その中で、遠隔地に通院する場合の付与日数について国を上回る措置とする等、職員の通院実態に配慮しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援を盛り込んでおり、また、これまで企業に対して、国が作成した「仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレット」を保健所が行う企業訪問などの際に配布するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。 また、令和8年度は、新たに、企業が仕事と子育ての両立支援に係る目標や対策を定める「一般事業主行動計画」の策定促進に向けて、社会保険労務士の派遣による助言指導を実施することとしています。 今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法など均等待遇等に関する関係法令や、正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されており、県ではホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知をしているところです。 また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐなど、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続してまいります。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 3）所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法第56条においては、個人事業主と生計を一にする親族が、その事業主の営む事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合に、その対価の金額を、その事業主の所得の計算上、必要経費に算入しない旨規定されており、全国の自治体及び団体から「所得税法第56条の廃止を求める意見書」が国に提出されているものと承知しているところです。 県としては、今後、国で行われる議論等を注視していきたいと考えています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>商工企画室</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
	<p>県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力を発揮できるよう、各種研修会の開催、ネットワーク化やグループ活動の支援を行っており、今後も、こうした取組を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 幸せ創る女性農林漁業者育成事業費 7,193千円</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 4）隠れ待機児童を含め待機児童を解消する認可保育所の増設・確保に取組、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。</p>	<p>令和7年3月に策定した、令和7年度から5年間の教育・保育の提供体制の確保等について定める「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携して、地域の実情を踏まえた教育・保育の量的拡充と質的改善を進め、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 5）夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、令和6年度に実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」において、DVに関する認知度等についての調査を実施したところです。 今後も「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画（2024～2028）」に基づき、暴力の防止に向けた啓発を促進するとともに、相談員研修会の開催や被害者の安全確保、警察や児童相談所等関係機関との連携による、DV被害者の支援の充実に取り組んでいきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 福祉総合相談センター管理運営費（旧婦人相談所管理運営費）13,025千円の一部</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 6）選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓の導入については、令和7年8月に全国知事会を通じて、選択的夫婦別姓制度の導入に関する議論の活性化を求める提言を内閣府に対して行ったところであり、今後、広く丁寧な議論がなされ、困難に直面している人たちの問題が解消されるべきと考えています。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>若者女性協働推進室</p>	<p>S その他</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、令和3年度に子育て世帯生活支援特別給付金が創設され、令和5年1月末現在、10,445世帯に支給を行ったところ。また、ひとり親家庭の多様なニーズに対応した包括的な相談支援を行うため、ひとり親家庭等応援サポートセンターを設置し、関係機関等によるネットワークの構築に取り組んでおり、ネットワークによる相談支援の連携実施を通じて、経済的支援など必要な支援につなげていきます。生活保護については、ホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めます。また、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めており、引き続き、適切な窓口対応に取り組めます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会には3割以上の女性の参画を、青年の登用も推進すること。</p>	<p>女性職員の管理職への登用については、令和2年度に策定した「次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、令和7年度までに総括課長級以上の管理職に占める女性職員の割合を15%を目標に設定し取り組んだ結果、15.1%と目標を達成する見込みとなるなど、女性職員のキャリア形成やマネジメント能力向上に係る支援などを行うことにより、一定程度進んできているものの、依然として管理職昇任への不安や、昇任を望まない女性職員もいることから、より一層キャリア形成や仕事と家庭の両立への安心感の醸成や、昇任に対する意欲の向上を図る取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 職員研修費 81,033千円(当該事業費の一部) 附属機関への県民の参画を推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、委員の選任に当たっては、法令等による充て職以外は広く適任者を求めることとしています。 また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的に登用することとしているところであり、引き続き、附属機関の設置の趣旨・目的を踏まえ、幅広い視点からの適任者の選任に努めるとともに、女性委員や若手委員の登用が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課 行政経営推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>女性の参画の推進に向けて、県では、岩手県男女共同参画プランにおいて「審議会等委員に占める女性の割合」や「県職員管理職(総括課長級以上)に占める女性の割合」など目標を定めて取り組んでいます。 県の審議会等委員に占める女性の割合については、令和6年度末時点で38.4%であり、更なる登用促進に向け、充て職の見直しや公募制の導入など柔軟な候補者の選任、各分野における女性活躍の促進などについて、全庁への働きかけを行っているところです。 また、青年の登用についても、若手委員の割合を25パーセント以上とするよう取り組んでおり、引き続き、取組を推進します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 1）若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。最低賃金を直ちに時給1500円に、さらに1700円をめざし、全国一律の制度にして若者が普通に暮らせる社会に。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率84.5%の目標を早期に達成すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策としては、国では、「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。 県では、広域振興局等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図りつつ労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげていきます。 今後も、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。 また、安定的な雇用の確保等に向け、岩手労働局等と連携して経済団体等への要請活動を行っています。 さらに、高校生・学生の就職支援については、各広域振興局等に配置した就業支援員が、就職希望の高校生に対し進路相談や面接指導等を行っているほか、ジョブカフェいわて等において、自己PR、応募書類、面接対策を支援する就職活動セミナーの開催、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会等を行っているところです。 今後も、いわてで働こう推進協議会を核として、若者の県内就職や県内定着の促進に取り組んでいきます。</p> <p>【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて働き方改革加速化推進事業費9,227千円 各種労働講座開設費 1,302千円 就業支援推進事業費 87,442千円 ジョブカフェいわて管理運営費 75,835千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>【最低賃金について】 地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。 引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくことともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携しながら、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を拡充すること。</p>	<p>(私立学校) 私立高等学校に通う生徒の授業料については、国の就学支援金による支援のほか、令和2年度からの年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実施に併せ、年収590万円以上620万円未満世帯を対象に県独自の上乗せ補助を行い、保護者等の負担の軽減を図っています。令和8年度からは、所得制限の撤廃による就学支援金の拡充が図られる予定です。 また、授業料以外の教育費については、国の奨学のための給付金による支援のほか、県独自の生活保護世帯を対象とした入学金減免制度により支援を行っており、奨学のための給付金については、給付単価が増額する等、支援の充実が図られているところです。 県としては、今後も引き続き、教育費の負担軽減に向けた支援に努めるとともに、国における動向を注視し、国に対し支援策の拡充について要望していきます。 (大学) 県立大学の授業料については、国立大学の授業料標準額に準拠して県立大学が検討、決定しています。 授業料の免除について、令和2年度から実施されている国の修学支援新制度では、住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯、多子世帯等の学生が減免の対象とされていますが、県立大学では独自に対象を拡大して授業料減免を実施しています。 また、給付制奨学金について、県立大学では、大学独自の無利子型奨学金である学業奨励金の支給を実施していますが、国においても、令和2年度から給付型奨学金の給付額及び給付対象を大幅に拡充したところです。 さらに、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられ、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料及び入学金を無償とするなど、制度の拡充が図られており、国における奨学金制度の動向を注視していくこととしています。 県としては、県立大学に対し経営努力を促しつつ、引き続き、県立大学の取組状況を見ながら必要な助言を行っていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 高等学校等就学支援金交付金 3,382,432千円、私立高等学校等授業料等減免補助 2,688千円、奨学のための給付金支給事業費 246,214千円</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、令和7年4月から支援対象者の収入要件が事実上撤廃されています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 3）青年の定住をめざし、若者が入居できる県営住宅の活用、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>県営住宅における若者の入居は、通常の入居によるもの他、令和3年度から、Wi-Fi環境を整備した県営住宅を若者（18歳から39歳まで）に低廉な家賃で貸し出し、若者の住宅支援・地元への定着を図るとともに、入居者には、地域活動への参加を条件とすることで、地域の活性化を促進することを目的として事業を実施しています。 また、若者・移住者空き家住まい支援事業により、若者や移住者が空き家を取得・改修する場合に、経費の一部を補助することで若者の定住に支援をしています。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 若者・地域応援住宅支援事業費(4,162千円)等</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 4）青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援し、多様な段階的支援を強化すること。</p>	<p>県では、若年無業者やひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、情報交換や研修会の開催、相談窓口を設ける等の取組を行っています。 また、若年無業者の社会的自立に向けて、「いわて若者ステップアップ支援事業」により、他者と円滑にコミュニケーションがとれるようにするための集団活動や交流活動、訪問支援活動、就労支援等を実施しています。 今後も、取組を通じて困難を有する子ども・若者のニーズを分析しながら、取組を進めていきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 いわて若者ステップアップ支援事業費 3,826千円</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、平成30年度に全県を対象とした「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」を実施し、平成31年2月に調査結果を公表しました。国では、令和4年度以降、ひきこもり支援は身近な市町村で支援体制を構築する方針としており、県としても、市町村でひきこもり支援体制が構築されるよう後方支援を行っています。 実態調査に関しては、市町村単位で調査を進めている自治体もあり、県としては、市町村がひきこもりに関する実態調査を行うことで支援の必要な対象者を把握し、支援につなげることができる体制を構築できるよう、引き続き後方支援を行っています。 また、就労や就学をゴールとするのではなく、対象者のニーズを把握しながら、市町村が設置しているプラットフォームを活用し、民間団体と協働した支援を継続していきます。 【令和8年度一般会計当初予算措置】 ひきこもり地域ケアネットワーク推進事業費 9,828千円</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十四、女性と青年の声が生かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 5）18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に取り組んでいきます。 また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 1、高市政権が進めるGDP比2%を超える異常な大軍拡に反対すること。高市首相の「台湾有事」発言の撤回を求めること。★</p>	<p>防衛費の拡大については、令和8年2月県議会定例会の一般質問において、次のとおり知事が回答しています。 「防衛費の拡大についてであります。防衛装備の増強については、我が国を取り巻く国際情勢を踏まえながら、その根拠や必要性など、慎重な議論が必要であるものと考えます。特に現在は、物価高騰対策や可処分所得の増加、地域経済の活性化などの喫緊の課題に対して、国民の暮らしや仕事を守る政策に財政的にも力を入れていくべきと考えます。」</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 2、憲法9条に基づく外交で戦争の心配のない東アジアの実現をめざすこと。中国との関係では、2008年の日中首脳会談での共同声明「お互いに協力のパートナーであり、お互いに脅威とならない」という合意、原則を日中双方が堅持することが重要です。</p>	<p>高市首相の発言については、令和7年12月県議会定例会の一般質問において、次のとおり知事が回答しています。 「今回の首相の発言についてであります。今回の発言は、「存立危機事態」という外交・安全保障に関する国の法制度の解釈について、首相としての考えを述べたものと承知しています。内閣は国会、ひいては国民に対し連帯して責任を負うものであり、存立危機事態というような重要事項に関しては、内閣全体として、よく検討した内容を公表するようしてほしいと思います。」</p>	ふるさと振興部	国際室	S その他
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 2、憲法9条に基づく外交で戦争の心配のない東アジアの実現をめざすこと。中国との関係では、2008年の日中首脳会談での共同声明「お互いに協力のパートナーであり、お互いに脅威とならない」という合意、原則を日中双方が堅持することが重要です。</p>	<p>国際平和の実現については、令和8年2月県議会定例会の一般質問において、次のとおり知事が回答しています。 「戦争のない平和な国際社会を実現していくことが、すべての人々の願いであり、政府においては、憲法の趣旨を尊重し、近隣諸国との友好と正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に求めることを期待します。」</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 3、憲法違反の戦争法（安保法制）の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。中東への自衛隊の海外派兵の中止を求めること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的な議論を十分行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 4、沖縄県民の審判を無視する、辺野古への米軍新基地建設に反対すること。</p>	<p>米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古移設に関しては、本県としてコメントする立場にありません。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 5、構造的欠陥が明らかになった米軍機オスプレイの緊急着陸の原因を明らかにし、低空飛行訓練の中止を求めること。オスプレイやF16戦闘機が参加する日米共同訓練の中止を求めること。</p>	<p>令和7年7月24日に米軍のオスプレイが花巻空港に緊急着陸した際に、同31日に東北防衛局を通じて米軍に対し、「花巻空港等への緊急着陸事案の原因の情報提供」、「オスプレイの故障の再発防止と安全確保の徹底」、「オスプレイの飛行日時や飛行ルート等の事前の明示」等について、文書による要請を行いました。 また、令和8年2月23日にも米軍のオスプレイが花巻空港に緊急着陸したことから、東北防衛局を通じて米軍に対し改めて要請を行うことを検討しています。 このほか、オスプレイをはじめとする米軍機の低空飛行訓練については、全国知事会を通じ、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう要請しています。 今後も、引き続き、県民に対する十分な説明と飛行内容の明示等について、必要に応じ要請を行っていきます。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 6、いわて花巻空港の軍事利用と基地化となる「特定利用空港」の指定は認めないこと。 ★</p>	<p>特定利用空港の取組は、自衛隊、海上保安庁が、平素から必要に応じて空港を円滑に利用できるよう、国とインフラ管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設けるものとされており、国とインフラ管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行うものとされています。 この制度自体は国が進めるものですが、一方、空港所在地の花巻市議会令和7年12月定例会において「自衛隊機の種類によっては、訓練による危険が生じるおそれや騒音のおそれがあり、制度自体については反対するものではないが、市としては市民にメリットがないことから指定に対しては賛成できない。」との副市長答弁があったことも承知しております。 県としては、こうした地元の懸念に対し、この制度は国が進めようとしているものであることから、改めての国からの説明も含め、今後の対応を検討していきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★7、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。海外派兵を進めている自衛隊への高校生の入隊・就職については慎重に対応すること。</p>	<p>自衛官の募集に関する事務については、自衛隊法により、県、市町村等の地方公共団体の法定受託事務と定められており、同法施行令に、防衛大臣は市町村長に対し、自衛官募集に関し必要な資料の提出を求めることができると規定されています。 個人情報の保護に関する法律では、法令に定めがあるときは提供できる旨を規定しており、この規定に基づき、市町村において情報提供を行っているところです。 なお、高校生の入隊等については、本人の意思を尊重して行われるべきものと認識しています。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★8、全国知事会が提言し、岩手県議会も意見書を採択している「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。</p>	<p>全国知事会として、毎年度の国への要望の中で、日米地位協定の抜本的な見直しを行うよう要望しています。 また、平成30年7月には、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなど、全国知事会として国に対し要望活動を行っています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★9、「核兵器廃絶平和宣言」(1998年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。 県としても、非核三原則を国是とする我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。 また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」として我が国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★10、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部を、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。 平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。 県としても、我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第四部】 十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★ 11、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。</p>	<p>歴史的分野の「昭和初期から第二次世界大戦の終結まで」の学習においては、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が多くの戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>